



4 電気通信標準化部門（I T U－T）



4.1 世界電気通信標準化総会 (WTSA)

4.1.1 世界電気通信標準化総会 (WTSA-16) の結果概要

2016年世界電気通信標準化総会 (WTSA-16) の結果概要

総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課

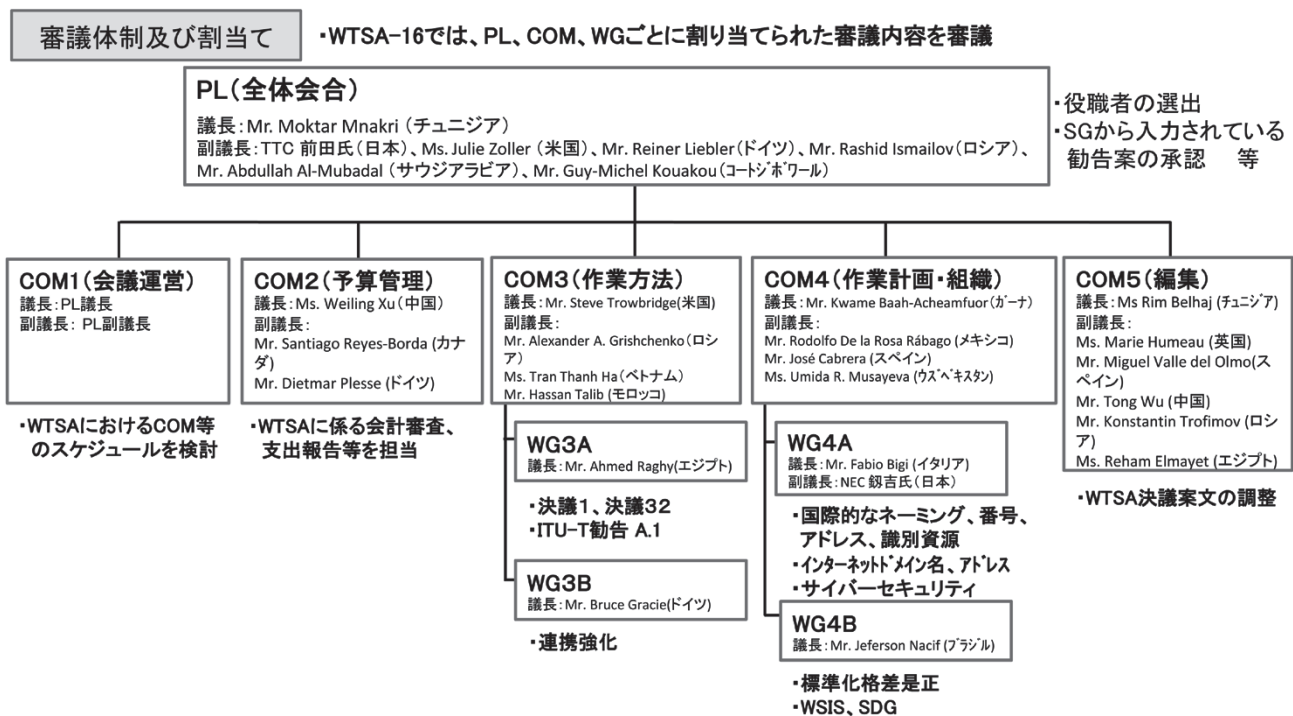
1. はじめに

世界電気通信標準化総会 (WTSA) は、国際電気通信連合 (ITU) の電気通信標準化部門 (ITU-T) の総会であり、4年に1度開催される。WTSA-16 (<http://www.itu.int/en/ITU-T/wtsa16/Pages/default.aspx>) は、2016年10月25日 (火) から11月3日 (木) まで、チュニジア共和国のヤスミン・ハマメットにおいて開催され、次研究会期 (2017～2020年) の研究課題の承認、具体的な標準化活動を行う研究委員会 (SG: Study Group) の議長・副議長の任命、勧告・決議の承認等が行われた。また、WTSA-16開催に併せてサイドイベントも開催された。

WTSA-16には、137の情報通信関係省庁、電気通信事業者、メーカーなどから約700名が参加した。我が国からは、主管庁である総務省 (団長: 武田官房総括審議官) とともに、NTT、KDDI、沖電気工業、日本電気 (NEC)、日立製作所、富士通、三菱電機、NTTドコモ、日本ケーブルラボ、情報通信技術委員会 (TTC)、情報通信研究機構 (NICT) の関係者等、32名が参加した。

2. WTSA-16審議体制

WTSA-16では、PL (Plenary Session)、COM (Committee)、WG (Working Group) ごとに、割り当てられた審議内容を審議した。審議体制を図に示す。PLEN配下のCOM1では会議運営、COM2では予算管理、COM3では作業方法、COM4では作業計画・組織、そしてCOM5では編集を行った。COM3及びCOM4配下には、トピックごとの詳細な検討を行うため、COM3にはWG3A、WG3B、COM4にはWG4A、WG4Bの各2つのWGが設置され、審議が進められた。また、審議を進めていく中で、審議が長引き、関係国間における調整事項などが生じたものはアドホック会合や、決議の修正に関するドラフティング会合が随時開催された。なお、我が国から、PL副議長として前田洋一氏 (TTC) が、WG4A副議長として鉦吉薫氏 (NEC) が選出された。



■図. WTSA-16審議体制

3. 次研究会期の研究体制

SG構成については、COM4で議論された。役職者選出にも関係するため、先決すべき問題として扱われた。我が国がアジア共同提案としてIISGの存続を主張したのに対し、SG9（映像・音声）についてはアメリカ・欧州・アラブ・ロシア地域から廃止（他SGへの全課題移管）提案、SG11（信号・プロトコル）は欧州から廃止（他SGへの全課題移管）提案が出ていた。SG9については、パーティカルSGとしてのSG9の価値、SG数減によるコスト減がほとんどないこと、廃止による研究領域縮小の印象がITU-T全体にネガティブであることを、アジア地域として主張した。その結果、アラブ・ロシア地域も存続支持にまわり、存続で合意された。SG11については、ロシア及び途上国を中心に相互接続性確保を重要視する国々も存続を支持し、存続で合意された。また、2015年6月のTSAG会合で暫定設置されたSG20の設置も正式に合意された。

4. 次研究会期の議長・副議長選出

ITU-TのSG等の議長・副議長の選出に当たっては、ITU-Tの作業方法について規定しているWTSA決議1で、WTSAにおいて代表団長（HoD）が役職者指名に関する提案を作成しWTSAが任命するとされている。また、議長・副議長の任命と任期について規定しているWTSA決議35の付属書Aで、各メンバ、セクタメンバが、候補者をTSB局長にWTSA前に示すとされている。

我が国からは、3名のSG議長候補と6名のSG副議長候補を、決議35付属書Aに定められた期間内に推薦した。

複数の推薦があったSG2、SG11、SG16議長候補について、TSBによる非公式な事前調整が行われた。我が国が候補を推薦したSG11議長については、ロシアからも候補が出ており、それがロシア地域唯一の候補であったため、他SG（SG3及びSG9）にも候補を出しこれらが任命される方向であった我が国の候補よりも優先されることとなった。

WTSA-16開催中の11月1日に代表団長会合が開かれ、議長候補は各SGとも1名に絞られた議長・副議長候補案がTSB局長から示された。なお、候補者を決議35の基準に照らし評価するためには時間がかかることを理由に、TSB局長はWTSA-16開催期間中の追加推薦は受け付けなかった。

代表団長会合での議論を経て、最終日の全体会合で議長・副議長が合意された。副議長については、多数の推薦があったが、結果的に全員が任命された。我が国からは、議長2名、副議長6名が次期研究会期の議長・副議長に任命された。議長を複数輩出することとなったのは我が国だけであった。

5. 次研究会期の研究課題の承認

各SGのレポートに基づき、次研究会期の研究課題が報告され、決議2「ITU-T研究委員会の責任及び担務」の改定とともに議論され、承認された。

SG2（サービス提供の運用側面及び電気通信管理）は、「国際電気通信サービスとネットワークに対するインターネットや新サービスの運用上のインパクト」が追加され、「ヒューマンファクター」はSG16に移管されることとなった。

SG3は、タイトルに「料金及び会計原則と国際電気通信・ICTの経済と政策課題」と、下線部が追加された。途上国が経済・政策課題を扱うことを強く要望したが、あくまで「国際」電気通信にかかるものとして国内のみに閉じた問題は対象としないことが明示された。また、SG3のマネーに「規制」を追加するロシア・アラブ提案は、欧米勢及びSG3議長等の反対で廃案になった。

SG5は、タイトルに「環境、気候変動と循環経済」と、下線部が追加された。

SG9（映像・音声伝送及び統合型広帯域ケーブル網）は、QoS関連課題はSG12に、ホームNW関連課題はSG15に移管されることとなった。また、所掌にHDR、UHDTV等が追加された。

SG11は、タイトルに「信号要求、プロトコル、試験仕様及び偽造製品対策」と、下線部が追加された。また、偽造端末対策・端末盗難対策のリードSGとなった。TSAGでも長く議論されてきたSG12（品質）との間でのインターネット品質評価の所掌の整理については、今回WTSA-16で合意に至り、インターネット関連パフォーマンス測定はSG11が所掌することとなった。

SG13は、タイトルが「IMT-2020、クラウドコンピューティングと信頼性の高いNW基盤設備を中心とした将来網」と変更された。

■表1. 次研究会期における各研究委員会の議長・副議長

TSAG 電気通信標準化アドバイザリグループ			副議長	Josef OPITZ	ドイツ		Dan LI	中国
議長	Bruce GRACIE	カナダ	SG9 映像・音声伝送及び統合型広帯域ケーブル網				荒木 則幸（NTT）	日本
副議長	Victor Manuel MARTINEZ VANEGAS	メキシコ	議長	宮地 悟史（KDDI）	日本		Jeongdong RYOO	韓国
	Weiling XU	中国	副議長	Zhifan SHENG	中国		Fahad Abdullah AL-FALLAJ	サウジアラビア
	Monique MORROW	米国		Taekyoon KIM	韓国		Khaled AL-AZEMI	クウェート
	Vladimir MINKIN	ロシア		Blaise CORSAIRE MAMADOU	中央アフリカ		Hubert MARIOTTE	フランス
	Matano NDARO	ケニア	SG11 信号要求プロトコル、試験仕様及び偽造品対策				Cyrille VivienVEZONGADA	中央アフリカ
	Omar Tayseer AL-ODAT	ヨルダン	議長	Andrey KUCHERYAVY	ロシア		Glenn PARSONS	カナダ
	Reiner LIEBLER	ドイツ	副議長	Isaac BOATENG	ガーナ		Edoardo COTTINO	イタリア
	Rim BELHASSINE-CHERIF	チュニジア		Xiaojie ZHU	中国		John MESSENGER	英国
SG2 サービス提供の運用側面及び電気通信管理				Shingak KANG	韓国	SG16 マルチメディア符号化、システム及びアプリケーション		
議長	Phil RUSHTON	英国		João Alexandre Moncao ZANON	ブラジル	議長	Zhong LUO	中国
副議長	Hossam ABD EL MAOULA SAKER	エジプト		Karim LOUKIL	チュニジア	副議長	Mohannad EL-MEGHARBEL	エジプト
	Yanchuan WANG	中国		Khoa NGUYEN VAN	ベトナム		山本 秀樹（OKI）	日本
	Saif BIN GHELAITA	U A E		Awad Ahmed Ali Hmed MULAH	スーダン		Marcelo MORENO	ブラジル
	Abdullah AL-MUBADAL	サウジアラビア		Mario FRIGERIO	アルゼンチン		Charles Zoé Banga	中央アフリカ
	Philippe FOUQUART	フランス	SG12 性能、サービス品質及びユーザー体感品質				Mohsen GHOMMAM MALEK	チュニジア
	Ahmed Tajelsir Atya MOHAMMED	スーダン	議長	Kwame BAAH-ACHEAMFUOR	ガーナ		Khusan ISAEV	ウズベキスタン
	Aysel KANDEMIR	トルコ	副議長	Gaoxiong YI	中国		Heber MARTINEZ	アルゼンチン
	Guillermo CLEMENTE	アルゼンチン		Seyni Malan FATI	セネガル	SG17 セキュリティ		
SG3 料金及び会計原則と国際電気通信・ICTの経済と政策課題				Yvonne UMUTONI	ルワンダ	議長	Heung Youl YOUM	韓国
議長	津川 清一（KDDI）	日本		AI MORTON	米国	副議長	三宅 優（KDDI）	日本
Ahmed SAID	エジプト	Tiago Sousa PRADO		ブラジル	Zhaoji LIN		中国	
Biendjui Joséphine ADOU	コートジボアール	Aymen SALEH		チュニジア	Inette FUREY		米国	
Aminata DRAME	セネガル	Hassan Mukhtar Hassan MOHAMED		スーダン	Vasily DOLMATOV		ロシア	
Raynold Crispin Mfungahema	タンザニア	Edoyemi OGOH		ナイジェリア	Patrick-Kennedy KETTIN ZANGA		中央アフリカ	
Byuongnam LEE	韓国	Zeid ALKADI		ヨルダン	Muataz Elsadig ISHAG		スーダン	
Adel Mohamed DARWISH	バーレーン	Mehmet ÖZDEM		トルコ	Wala LATROUS		チュニジア	
Abraão Balbino e SILVA	ブラジル	Raul PARODI		アルゼンチン	Gökhan EVREN		トルコ	
Alexey BORODIN	ロシア	Seong-Ho JEONG		韓国	Hugo Dario MIGUEL		アルゼンチン	
Dominique WÜRGES	フランス	SG13 IMT-2020、クラウドコンピューティングと信用を中心とした将来網			SG20 IoTとスマートシティ・コミュニティ			
Karima MAHMOUDI	チュニジア	議長	Leo LEHMANN	スイス	議長	Nasser AL MARZOUQI	U A E	
Muneer Tajelsir Eltuhami ELMAKI	スーダン	副議長	Ahmed EL-RAGHY	エジプト	副議長	Ramy AHMED	エジプト	
Mohammad Ahmad ALMOMANI	ヨルダン		後藤 良則（NTT）	日本		端谷 隆文（富士通）	日本	
Liliana BEIN	アルゼンチン		Heyuan XU	中国		Guy-Michel KOUAKOU	コートジボアール	
SG5 環境、気候変動と循環経済			Hyungsoo KIM	韓国		Ziqin SANG	中国	
議長	Maria Victoria SUKENIK		アルゼンチン	Mohammed AL TAMIMI		サウジアラビア	Achime Malick NDIAYE	セネガル
副議長	Nevine TEWFIK		エジプト	Brice MURARA		ルワンダ	Hyoungjun KIM	韓国
	高谷 和宏（NTT）		日本	Scott Mansfield		カナダ	Blanca GONZALEZ	スペイン
	Shuguang QI		中国	RIM BELHASSINE-CHERIF		チュニジア	Abdurahman AL HASSAN	サウジアラビア
	Leonid RABINOVICH		米国	Fidelis ONAH		ナイジェリア	Oleg MIRONNIKOV	ロシア
	Samyoung CHUNG		韓国	Juan Carlos MINUTO		アルゼンチン	Bilel CHABOU	チュニジア
	Jean-Manuel CANET	フランス	SG15 伝送網、アクセス網及びホーム網に関するネットワーク、技術及び基盤整備			Bako WAKIL	ナイジェリア	
	Vincent Urbain NAMRONA	中央アフリカ	議長	Steve TROWBRIDGE		米国	Fabio BIGI	イタリア
	Eiman Farouk Mahmoud OSMAN	スーダン					Héctor Mario CARRIL	アルゼンチン

6. 勧告の承認

WTSA-16には、SG3から5件（新規4件、改定1件）の勧告案が提出され、すべて承認された。これら勧告案について、米国、オーストラリア、ドイツ、カナダなどが、国内問題であると指摘したが、アフリカ、アラブ、南米が、国際問題であると主張して採択を支持し、全5件が採択された（D.52、D.53、D.261は反対国の留保付き）。

7. WTSA決議

WTSA-16の結果、変更無しが14、新決議が16、改定が31（うち6はエディトリアル）、廃止が6となり、全体では決議が10増えることとなった。

ITUのスリム化を目指す欧米による決議の廃止提案が目立ったが、目的を達成した決議の廃止については我が国としても支持する立場をとった。途上国からは、自国の抱える問題の解決をITU-Tに求める決議の提案が多く、それらはITU-Tの所掌や予算制約を度外視する傾向も見られたため、我が国はそれら問題点は指摘して修正されるよう努めた。

7.1 廃止された決議

廃止された決議とその理由は以下のとおり：

決議33「ITU-T戦略活動ガイドライン」（TSAGで実施済）

決議38「IMTに関するITU-R、ITU-T及びITU-D間の連携」（新決議92（COM4/3）に移行）

決議57「ITU-R、ITU-T及びITU-D間の協力と連携強化」（決議18に含める）

決議71「アカデミアのITU-T活動への参加」（全権委員会（全権）決議167でカバー）

決議81「他の標準化団体との連携の強化」（Aシリーズ勧告に反映済）

決議82「他機関との連携、協力及びITU-Tにおける将来の国際標準化の検討体制」（レビュー委員会任務完了、TSAGで引き続きレビュー実施）

7.2 主な新決議

新決議84 COM4/2「電気通信/ICTサービス利用者の保護」

ロシア地域が提案。新決議の要否について十分議論がつくされる前にドラフティンググループが半ば強硬に設置され、大槻氏（NTTドコモ）がドラフティング議長を務めた。提案は「消費者」保護であったため、我が国を含む先進国が消費者保護の範囲の広さと既存の作業との重複を指摘して新決議作成に反対したが、途上国が強く支持し、ドラフティングは難航した。結果、「利用者」保護に修正し、先進国にとって問題ない範囲まで大幅な修正を加えた上で合意された。

新決議92 COM4/3「IMTの非無線分野に関するITU-T標準化活動の強化」

APT準備会合への我が国提案及び中国提案をベースに、APTからIMTに関するITU-Tの標準化活動の強化に関する新決議提案をした。SGに対する指示として、非無線区間のネットワーク技術の標準化調査を効率的に推進するこ

■表2. 承認された勧告

提案元SG	勧告番号	勧告対象	概要
3	D.52 [新勧告案]	国際インターネット接続のコスト削減のための地域IXPの設立及び接続	地域のインターネットトラフィックをその地域でルーティングすることを可能とする地域IXPの設置に向けた地域協力に関する指針を示し、国際的な帯域幅の節約と国際インターネット接続に係るコスト削減を目指すもの。
	D.53 [新勧告案]	ユニバーサルサービスの国際的側面	ユニバーサルサービス政策の定義及び規制に関する加盟国の主権を認めつつ、グローバル化したデジタル環境におけるユニバーサルサービス基金に関する政府と規制体の役割及びマネジメント機能の指針の概要を提案するもの。
	D.97 [新勧告案]	国際ローミング料金決定のための方法論の原則	ローミング市場における競争促進及びローミング料金の上限の導入等の適切な規制措置の検討の必要性を強調しつつ、ローミング料金の低廉化のためにとり得るアプローチを提案するもの。
	D.261 [新勧告案]	市場画定と重大な市場支配力（SMP）を有する事業者の特定に関する原則	電気通信分野における重大な市場支配力の定義及び特定に関して、各国の助けとなる原則と指針を提案するもの。
	D.271 [改定勧告案]	NGNの課金及び計算原則	標準に基づくインタフェースとサービスとの間のIPネットワーク上でのIPパケット伝送能力の管理主体に適用可能な一般原則及び条件を規定するもの。 ※改定により、課金パラメータに関する記載を一部追加・削除する。

とや、特にSG13に対する指示として、JCA IMT-2020を設立すること等、関連SGや他SDOとのIMT関連標準化活動の調整等が含まれている。

WTSA-16では、米国から、IMT-2020に関する活動が完了したばかりなので、親SGであるSG13の判断を待つべきであるとともに、ITU-Rがカバーすべき領域であるとの意見が出された。SG13議長からは、FG IMT-2020は、明確に非無線要素（non-radio）を扱っている、議論の混乱は避けるべきとの意見があった。議論の結果、non-radio aspectsとの限定をタイトルほかに施す、ITU-Dに関するTSB局長とTSAGに対する指示の重複を解消する、等の修正がされ、承認された。

新決議91 COM4/5 「ITU-Tが公表する番号計画情報の 電子的レポジトリへのアクセス強化」

ロシア地域が、国内の番号計画をとりまとめたデータベースをITU-Tで設置すべき、として提案。我が国は、国内電話番号計画は国内問題でありITUの所掌を逸脱するとして、反対の立場であった。議論の結果、「database of allocated/allotted national telephone numbering plans」を「an electronic repository of information on numbering plans」に変更。また、ITU-Dの所掌範囲と思われる部分、デジタル単一市場の創設、課税等に関する記述は削除し、SG2で必要性を検討した上で、TSB局長が予算の範囲内で実施するとされた。

新決議85 COM4/8 「ITU-Tのリソースの強化と多様化」

アラブ地域が提案。ITU-Tの追加財源を創出するための新しい策をTSBが検討するとしている。我が国からは、財源については理事会で検討中でありWTSAで検討すべきではないと指摘し、米国・ドイツ・カナダも本決議は不要との立場だった。検討の結果、理事会に関する記述は全て削除された。また、提案で検討する財源の候補として挙げられていたもののうち、ITUマークは削除されたが、INR（国際番号資源）とC&Iテストは残った。

新決議87 COM4/12 「国際電気通信政策（ITR）の定期的な見直し及び改定へのITU-Tの参加」

ITRは、国際電話業務に関する一般原則、接続料金の計算・精算方法等を定めた法的拘束力のある規則（1990年7月発効）である。2012年WCIT（World Conference on International Telecommunications）でITRの改定が議論

されたが、我が国、米国、EU諸国、カナダ、オーストラリア等の国は改定ITRに署名していない。2014年の全権において、EG-ITRを設置し2017年から検討し、2018年の全権に報告することを決議し、2016年理事会においてEG-ITRのToRを決議している。

WTSA-16には、アフリカ、アラブ、ロシア地域がそれぞれ、ITU-TでITRの検討を行う旨の新決議案を提案。我が国を含む先進国が決議不要を主張したが、決議の要否検討前にパーレーンを議長とするドラフティングが強行に開始された。議論の結果、理事会決議1379と全権決議146に合わせた表現に修正。ロシア地域提案は、2012年改正ITRの非適用国に対していかに適用させるか等を検討することまで含んでいたが、削除された。アフリカ地域提案は、関連するSGでも提案を作成することとしていたが、削除された。TSAGのみで対応するプロセスを明確化して合意された。

7.3 DOA（Digital Object Architecture）関連決議

DOAは、TCP/IPの開発者の一人であるボブ・カーン氏及びカーン氏がCEOを勤めるCNRI（Corporation for National Research Initiatives）が開発した、異種混合情報システム間でセキュアな情報管理を可能とする分散システムを提供するためのアーキテクチャである。あらゆるオブジェクト（情報等）にユニークなIDとオブジェクトに対するアクセス方法、属性等を定めたメタデータを設定、さらにユニークIDを解決する“Handle System”で構成される。

WTSA-16に、ロシア・アラブ・アフリカ地域から、DOAを引用する決議改定案3件及び新決議案4件が提案された。我が国及び南北アメリカ及び欧州から特定のシステム名を決議で挙げることに懸念を表明した。提案国が強く主張したのに対し、特に欧米を中心に絶対反対の立場の国も多く、対立が続いた。COM4では結論が出ず、HoD会合でTSB局長から仲裁案が出されるも受け入れられなかったため、最終プレナリまで議論がもつれた。

結果として、DOA、Handle System等への言及を削除するとともに、identity managementの重要性について一般化した声明（The Plenary recognized that identity management plays an important role in many telecommunications/ICT services and that it can be implemented using a range of technologies and solutions.）を議長報告に含めることで合意された。

米国から、本件の議事進行に懸念、ITU-T勧告はボトムアップ、コンセンサスベースであるべき、との声明が出された。(英国、オーストラリア、カナダ、ノルウェー、スウェーデン、パラグアイ、フィンランド、コスタリカが連名。)

ロシアから、DOAを含むすべての技術を対象とすべき、全権や理事会の決定は全ITUメンバを拘束するものである、との声明が出された。(ジンバブエ、南アフリカが連名。)

各提案の審議結果は以下のとおり：

新決議96 PLEN/1「電気通信/ICT装置の偽造対策のためのITU-Tの研究」⇒全権決議への参照のみ

新決議97 PLEN/2「移動体通信端末の盗難対策」⇒DOAへの言及は削除

(新決議提案「Over the Top (OTT) operators and services」⇒廃案 (Res2のSG2とSG3のマンデートにOTT追記))

(新決議提案「Strengthening the role of ITU-T in ensuring data privacy and trust in ICT infrastructures and services」⇒廃案)

決議50 「サイバーセキュリティ」⇒改定したがDOAへの言及は削除

決議60 「識別／番号システムの進化とIPベースのシステム・網との統合に向けた検討」⇒変更無し

決議78 「e-healthサービスへのアクセスを向上するためのICT技術応用と標準化」⇒改定したがDOAへの言及は削除

8. 作業方法

決議1「電気通信標準化部門 (ITU-T) の手続き規則」については、アフリカ、アラブ、アジア・太平洋、南北アメリカ、欧州、ロシア地域、米国から、それぞれ主にエディトリアルな改定提案があった。WTSA-16においては、特にNon-Normative文書の承認に新たにvotingを導入すべきかどうかについて、議論が紛糾し、ITUは可能な限りコンセンサスの達成に努力すべきであるという意見も強く、最終的に、今回の導入は見送られた。

今回合意された主な追加点は以下のとおり：

- ・目的を達した決議の削除の推奨
- ・WTSAへのSG報告に課題ごとの統計分析結果と今後の活動計画を含める
- ・SG副議長に特定の役割を付与する
- ・AAP/TAPの選択が再考された場合にはその理由を

明記

また、勧告A.1「ITU電気通信標準化局の研究委員会の作業方法」については、TSAGから、GSI (Global Standardization Initiative) について、現行唯一のGSIであるIPTV-GSIが2016年9月で終了したことを考慮し、GSIに関連する記述を削除する改定提案が出されていた。欧州地域からは、Technical Reportの文書タイプの定義、著作権規定の明確化、SG以外のグループ定義の明確化をする改定案が出されたが、アフリカ地域及びアラブ地域はTSAG合意を超えた改定に反対の立場だった。カナダからは新作業項目の提案に4か国支持を義務化する改定案が出されたが、アジア・太平洋地域は、これに反対した。結果、TSAG会合で合意された改定のみ合意し、更なる改定については次会期のTSAGで優先度を上げて議論することになった。

9. サイドイベント

WTSA-16に併せて、複数のサイドイベントが開催された。

9.1 CxO会合 (10月23日)

WTSA決議68に基づく、TSB局長と民間企業/研究機関の幹部による、最先端の動向をITU-Tの活動に反映するための会議であり、今回は、OTTがオペレータに及ぼす経済的影響と標準化の必要性、ギガビット級ブロードバンドの採用促進の2つのテーマについて議論され、コミュニケーションがWTSAに輸入された。

9.2 GSS (Global Standards Symposium) (10月24日)

GSS (世界標準化シンポジウム) は、全権決議122及びITU理事会決議1272に基づき、高い観点から標準化政策を議論し、その議論の結果をWTSAに提示するための会議である。

今回は、「標準化におけるセキュリティ、プライバシー及びトラスト」をテーマに、各国、各地域での規制の原則の報告、エンドユーザの視点で今後期待される分野 (情報漏洩対策、セキュリティ優先の実装、トラスト構築等) の紹介、各標準化機関 (ISO、IEC、IEEE、CEN-CENELEC、ITU) の取組みの紹介が行われた。基本的な原則を含む国際的なフレームワークの強化、その実装のためのメカニズムの確立の必要性等、GSSの議論の結果が取りまとめられ、当初GSS参加者の合意事項とされていたが、参加者全員が同意したわけではないとのコメントがあり、議論の結

果、「GSS stressed to those following issues」とすることとし、翌日のWTSAに提示された。

9.3 60周年記念講演（10月26日）

ITU-Tの前身のCCITTから数えて今年が60周年に当たることから開催された記念講演とパネルディスカッション。DFS（デジタル金融サービス）及びAI（人工知能）の2つのテーマで2回に分けて開催された。

9.4 WISE（Women in Standardization Expert Group）（10月30日）

WISEは、WTSA決議55に基づき発足したグループであり、ITU標準化活動における男女機会均等への取組みを目的としている。今回は、WISEの公式発足を記念し、チュートリアルセッションとパネルディスカッションが開催された。

9.5 アクセシビリティセッション（11月4日）

Andrea Saks 氏（米国）がITU-Tにおけるアクセシビリティの取組みを紹介。川森氏（慶応大学）と中谷氏（アステム）がITU-T SG16 におけるICTアクセシビリティ標準の紹介とITU-T勧告 H.702（IPTVに関するアクセシビリティ標準）のデモを実施した。

10. おわりに

2013–2016年会期の4年間に渡ってITU-T活動に貢献してきた我が国関係者の皆様のご尽力によって、WTSA-16でも我が国にとって十分な成果を挙げることができ、御礼申し上げます。他方、WTSA-16では、途上国の抱える問題をITU-Tの活動にいかに適切に反映していくべきか、政治的な側面もある案件でどのようにコンセンサスを得ていくべきかといった課題も明らかになった。次会期も官民が協力し、我が国の電気通信システムの発展及び国際競争力強化に向けて取り組んで参りたい。



■写真1. PLENARY議長（左）とTSB局長



■写真2. WTSA-16バナー

4.1.2 世界電気通信標準化総会（WTSA-12）の結果概要

2012年ITU世界電気通信標準化総会（WTSA-12）
の結果概要

総務省 情報通信国際戦略局 通信規格課

1. はじめに

国際電気通信連合（ITU）の電気通信標準化部門の総会である2012年世界電気通信標準化総会（WTSA-12）が、11月20日（火）から11月29日（木）まで、アラブ首長国連邦のドバイにおいて開催された。

総会には、105か国から約900人が参加した。我が国からは久保田大臣官房総括審議官を日本代表団長として、鈴木情報通信審議会ITU部会長（東北大）、KDDI、大阪工業大、沖電気工業、情報通信技術委員会（TTC）、情報通信研究機構（NICT）、日本ITU協会、日本電気、日本電信電話（NTT）、日立製作所、富士通、三菱電機の関係者ら32名が参加した。WTSA-12では次研究会期（2013～2016年）の研究課題の承認、具体的な標準化活動を行う研究委員会（SG：Study Group）の議長・副議長の任命、勧告・決議の承認等が行われた。以下、これらについて概要を報告する。なお、WTSA-12の前日（19日）には世界標準化シンポジウム（Global Standards Symposium：GSS）、及びWTSA-12期間中にはサイドイベントも開催されており、これらも併せて報告する。

2. GSS（Global Standards Symposium）

WTSA-12開催の前日に、世界標準化シンポジウム（GSS）が開催された。これは全権委員会決議122（2010年グアダ

ラジャラ改訂）及びITU理事会決議1272改に基づき、高い観点から標準化政策を議論し、その議論の結果をWTSAに提示するための会議である。「いかにイノベーションと標準化の間のギャップを埋めるか」、「ヘルスケア、運輸分野、ユーティリティ分野等の新分野にいかに取り組むか」、「他の標準化団体とのグローバル連携」をテーマとして議論が行われた。これらの議論の中では、途上国におけるICT市場の可能性、標準化教育の必要性、PPP（Public Private Partnership）等の複数関係者が協力しつつ、柔軟に対応していくことの重要性等が示された。また、新分野に関しては多くの業界をまたがるシステムが必要とされており、標準化の重要性が一層高まっていること、グローバルレベルでのITUと各標準化団体との連携が緊密に行われていること等が強調された。議論の内容は最後のセッションで取りまとめられ、翌日にWTSA議長に提示された。

3. WTSA-12審議体制

WTSA-12では、PL（Plenary Session）、COM（Committee）、WG（Working Group）ごとに割り当てられた勧告、決議改訂案等を審議した。審議体制を図1に示す。PL配下のCOM1では会議運営、COM2では予算管理、COM3では作業方法、COM4では作業計画・組織、そしてCOM5では編集を行った。COM3及びCOM4配下には、トピックごとの



写真1. WTSA-12会合の様相

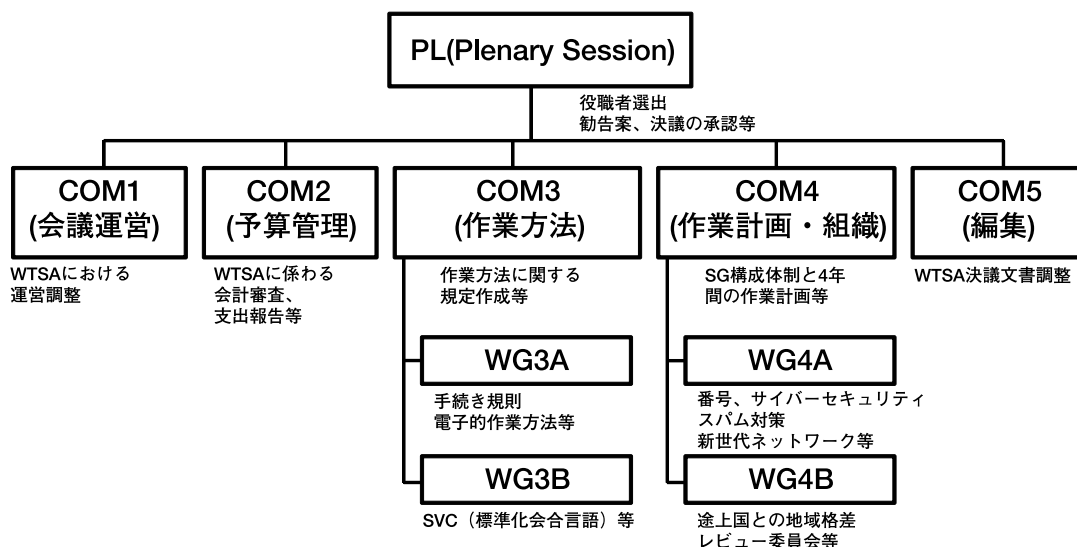


図1. WTSA-12審議体制

詳細な検討を行うため、COM3にはWG3A、WG3B、COM4にはWG4A、WG4Bの各2つのWGが設置され、審議が進められた。また、審議を進めていく中で、審議が長引き、関係国間における調整事項等が生じたものはアドホック会合や、決議の修正に関するドラフティング会合が随時開催された。

なお、COM4の議長に、前田洋一氏（TTC）が選出された。

4. 次研究会期の議長・副議長選出

決議35（ITU-TのSG及びTSAGの議長及び副議長の任命及び最大任期）に従って、次研究会期のSG議長及び副議長が選出された。決議35は、同一SGの同一ポストには2会期（1会期は4年）を超えて、その役職に就くことができないというものである。我が国からは、議長2名（SG3：津川清一氏（KDDI）、SG16：内藤悠史氏（三菱電機））と、副議長8名が立候補し、全候補者が議長・副議長に選出された。表1に全SG構成と役職者を示す。次研究会期のSG議長・副議長の選出に当たっては、SG11の議長に中国とスウェーデン、TSAGの議長にカナダと韓国のそれぞれ2名が立候補したため、TSBによる調整が図られた。また、我が国提案の新決議とともに設置されたレビュー委員会（Review Committee）の議長については、標準化活動におけるこれまでの経験・実績や他国間との関係及び我が国提案もふまえ、前田洋一氏（TTC）が選出されるとともに、韓国からのTSAG議長への立候補者が副議長に選出された。写真2にWTSA-12において選出された各議長を紹介する。

5. 次研究会期の研究課題の承認

各SGのレポートに基づき、次研究会期の研究課題が報告され承認された。SG13においては、我が国が中心となって推進している「将来網（新世代ネットワーク）」について、ITU-Tにおける国際標準化活動を効率的・効果的に推進するため、従来の1つの研究課題を以下の3つの研究課題に分割し、研究体制が強化・拡充されることとなった。

将来網の3つの研究課題

- ・ サービス指向ネットワークング
- ・ データ指向ネットワークング
- ・ 将来網の早期実現と環境・社会経済的持続性への寄与

6. 勧告の承認

WTSA-12には、SG3、SG13及びSG15より、計6件の勧告案が提出され全てが承認となった。

6-1. 改訂勧告案：D.195（国際電気通信サービスの精算のための時間計算）

国際電話の料金などを接続先電気通信事業者に請求する際、計算書送付及びその内容についての異議申立て期間を料金が発生した日の月末から50日を原則30日に短縮する改訂案である。改訂案は特段の異議なく承認された。

6-2. 新勧告案：Y.2770（NGNにおけるDPI（Deep Packet Inspection）要件）

DPI（Deep Packet Inspection）技術（上位レイヤまでパ

表 1. 次研究会期における各研究委員会の議長・副議長

SG	SG名	議長	副議長
SG2	サービス運用、電気通信管理 Operational aspects	Mr. Sherif GUINENA (エジプト)	全8名
SG3	料金及び会計原則 Economic and policy issues	津川 清一 (KDDI)	全8名 アジア太平洋地域グループ副議長：松田 康典 (KDDI)
SG5	環境と気候変動 Environment and climate change	Mr. Ahmed ZEDDAM (フランス)	全10名
SG9	広帯域ケーブル網とTV Broadband cable and TV	Mr. Arthur WEBSTER (米国)	宮地 悟史 (KDDI) 他4名
SG11	プロトコル及び試験仕様 Protocols and test specifications	Mr. Wei FENG (中国)	鈕吉 薫 (NEC) 他5名
SG12	性能、サービス品質、ユーザー体感品質 Performance, QoS and QoE	Mr. Kwame BAAH-ACHEAM-FUOR (ガーナ)	高橋 玲 (NTT) 他8名
SG13	将来網 Future networks	Mr. Chae-Sub LEE (韓国)	後藤 良則 (NTT) 他9名
SG15	伝送、アクセス、ホームネットワークテクノロジーと基盤 Networks, Technologies and Infrastructures for Transport, Access and Home	Mr. Steve TROWBRIDGE (米国)	荒木 則幸 (NTT) 他8名
SG16	マルチメディア Multimedia	内藤 悠史 (三菱電機)	全8名
SG17	セキュリティ Security	Mr. Arkadiy KREMER (ロシア)	中尾 康二 (KDDI) 他8名
TSAG	電気通信標準化アドバイザリーグループ Telecommunication Standardization Advisory Group	Mr. Bruce GRACIE (カナダ)	全6名
レビュー委員会 The Review Committee		前田 洋一 (TTC)	全6名

ケットの内部情報を分析するもの)に関するフロー/アプリケーション識別・管理機能・トラフィック監視・レポート機能・トラフィック制御等、技術の機能要件及びDPI技術の利用例等記述した一般論的内容の勧告案である。プライバシーへの影響を懸念するドイツの反対はあったが、Scopeの修正と全Appendixの削除により承認された。

6-3. 新勧告案：G.8113.1 (パケット伝送網 (PTN) におけるMPLS-TPのための運用・管理・保守機構)

MPLS-TP網に適用するOAM方式 (Operation Administration and Maintenance) のうち、ITU-T方式に関するプロトコルの勧告案である。特段の異議なく承認された。

6-4. 新勧告案：G.8113.2 (MPLSのために定義されたツールを用いたMPLS-TPネットワークのための運用・管理・保守機能)

MPLS-TP網に適用するOAM方式のうち、既存IP/MPLSに親和性の高い機能を実現するIETF方式のプロトコル勧告案である。特段の異議なく承認された。

6-5. 新勧告案：G.9901 (狭帯域OFDM電力線通信送受信機-電力スペクトル密度 (PSD) 仕様)

スマートグリッド向けの狭帯域OFDM電力線通信送受信技術の物理仕様を規定する既存勧告G.9955の中から、規制 (周波数及びPSD) に関係する部分を新たに勧告文書とし、



写真 2. 次研究会期の各議長（選出された直後：ITU協会撮影）

「狭帯域OFDM電力線通信送受信」関係の勧告群を全ての方式に共通する技術的条件と方式ごとに異なる技術的条件に区分して再編する勧告案である。ロシアからは無線にも関連があるためITU-Rに照会すべきとのコメントがあったが、SG15議長、TSB局長から、既に確認済みであり問題ないことが報告された。その他特段の異議なく承認された。

6-6. 新勧告案：G.9980（ブロードバンド網上のCPE（Customer Premises Equipment）の遠隔管理—CPEの広域網管理プロトコル（CWMP-CPE WAN Management Protocol））

BBF（Broad Band Forum）策定の技術仕様TR-069に準拠した、サービスプロバイダによる顧客宅内におけるネットワーク機器の遠隔管理のための要求条件の勧告案である。ドイツから当該勧告案について検討する時間が欲しいと申し出があり、その後、ドイツ及びフランスが作成した修正案に基づき、勧告案のScopeを追記した妥協案が承認された。

7. 我が国からの決議案

我が国からの新決議案と決議改訂案は以下のとおりである。

7-1. 「レビュー委員会」の設置に関する新決議（ITU-Tの戦略的かつ組織的検証）

ITU-Tにおける国際標準化活動は、情報通信技術の急速な進展や市場ニーズの変化にタイムリーに対応し、国際標準

化機構（ISO）、インターネット技術タスクフォース（IETF）、米国電気電子学会（IEEE）等の国際標準化機関・団体における国際標準化の状況等も考慮しながら進めていくことが必要と考え、ITU-Tにおける将来の国際標準化の検討体制等を議論するための「レビュー委員会」の設置を我が国から提案した。

本委員会の設置については、豪州、イラン及びアラブ諸国が支持する、一方ロシア、欧米及びアフリカ諸国を中心に、TSAGと検討課題が重複すること、新たなITU予算が必要となること、開催期間及び参加資格等について多くの議論が行われ最終的に本委員会の設置が承認された。特に我が国からは幅広い議論を行うために独立性を持たせるため、本委員会をWTSA配下に設置すべきと提案したことに対し、ロシアからは、TSAGと検討課題が重複しているためTSAG配下に設置すべきと反論があった。議論の結果、我が国からの提案を踏まえ、TSAGとは独立した組織とすることとなった。

本委員会の活動報告書は、TSAGを通してWTSAへ提出されることとなった。TSAGは、当該活動報告書を修正することはできないが、コメントを出すことが可能となった。

本委員会への参加資格は、ITU-T加盟国、セクターメンバー及びアカデミア、さらに、議長に招待された他団体（ITU-T加盟国、セクターメンバー及びアカデミアを除く）の代表者及びアソシエートを含む他の専門家とすることとなった。

その他、本委員会はTSAG会合の直前に開催され、開催期間は3作業日（working days）を超えないこと、役職者は

議長及び地域バランスを考慮した6名の副議長で構成されること、本委員会の存続についてはWTSA-16で更新がない場合には2016年で活動を終了すること等が決議された。

7-2. 決議55 (ITU-T活動におけるジェンダー・メインストリーミング)

ITU-Tの活動における女性の参加を更に促すため、我が国から決議の改訂を提案した。我が国の提案に対し、同様に改訂を希望していたアルゼンチン、ブラジルを中心に、我が国の提案を踏まえた改訂案が作成された。当該改訂案は、2010年の国連女性機関 (UN Women) 設立を踏まえた決議の現行化と、女性のITU-T活動への参加を広く促進する趣旨の内容のため、全体会合において特段の異議なく、承認された。

8. COM3における審議内容

8-1. 決議1 (ITU-Tの手續規則)

CITEL、RCC、カナダから改訂提案があった。また、TSB局長からTSAG会合で合意された7章の改訂草案が提出された。これらの提案を踏まえ、5.2章において、局長の役割として決議のエディトリアルな改訂作業が追加された。また、6.1章において、WTSAへの寄与文書の翻訳時間を考慮して寄与文書の提出期限 (原則30日前まで、やむを得ない場合14日前) が追加された。知的財産に関する9.3.8章の改訂については、“できる限り知的財産権に守られていない技術の採用”や、“freely”な適用等合意できない部分が含まれていたが、“freely”を“broadly”へ修正した上で承認された。

8-2. 決議18 (ITU-RとITU-T間の作業割当て及び調整に関わる原則と手續)

TSAGからITU-TとITU-R間の連携が必要な場合は、IRG (Intersector Rapporteur Group) を設立することを決議18 AnnexCに追加する提案があった。TSBからもエディトリアルな改訂が提案され、共に承認された。

8-3. 決議33 (ITU-T戦略活動ガイドライン)

欧州から戦略的活動 (strategic activities) は既にTSAGが担っているため決議33を削除する提案があった。一方、ブラジル、アラブ地域より決議33を継続更新する提案があった。さらにアラブ地域より、関連組織と平等 (“equal footing”) に連携するという記述を追加する提案がなされた。我が国、米国、フィンランドは、“equal footing”を追加する必要性が不明であり議論を続ける提案をした。議論の結果、決議33の継続と“equal footing”を“for mutual benefit”

で代替した改訂案にて承認された。

8-4. 決議35 (ITU-TのSG及びTSAGの議長及び副議長の任命及び最大任期)

APT共同提案に基づき、副議長ガイドラインへの「50%以上欠席の場合、2期目は任命しない」ことが、AnnexC 6) に記述され承認された。

8-5. 決議53 (セミナー・ワークショップ委員会の設置)

勧告A.31 (ITU-Tセミナーとワークショップのためのガイドラインと調整要求) にてルールが規定されていることから、COM3議長より廃止提案があり、合意され、決議53は廃止となった。

8-6. 決議68 (WTSAの役割の発展に関する決議122の実施)

米国の改訂案は、召集対象者をHigh-level ExecutiveからExecutiveに変更する等、位置づけを下げる提案が主であったが、イタリア、アラブ地域が反対し、基本的には既存の決議68の内容で承認された。

8-7. 決議71 (ITU-Tへのアカデミア、大学、関連研究機関の参加)

アフリカ諸国、カナダ及びUAEから決議改訂案が提案された。UAEの改訂案をベースにカナダの改訂案を適宜盛り込む形で改訂が行われた。議論の結果、resolves5のobserver capacityをnon-advisory capacityに修正、タイトルの一部変更 (大学や付属研究機関もアカデミアという言葉に代表させる) 等が行われ、承認された。なお、ブラジルからは、アカデミアの標準化活動への参加促進のための新決議の提案があり、決議71とは別に新決議 (ITU-Tへのアカデミア、大学、関連研究機関の参加促進) を設置することになった。

8-8. 勧告A.1 (作業方法)

勧告名を“Work Methods”から“Working Methods”に変更すること、2.3.3.10章 Collective letter、convening letterに関する明確化、Appendix Iの削除等が盛り込まれた修正案が提示された。研究課題案の提出期限については、最終プレナリ直前まで行われているラポータ会合のレポートを当該プレナリの2日前までにアップすることなど不可能であるという意見もあり、より議長裁量を認める表現として、“should normally be posted”と表現することで承認された。

8-9. 勧告A.4 (ITU-Tとフォーラム・コンソーシアムとの連絡手段) 及びA.6 (ITU-Tと国・地域SDOとの協力)

TSAGから本勧告の改訂提案があった。UAEから“authoritative”の意味の確認があり、組織としての正式な立場を表明する趣旨であるとの説明があった。勧告A.4と勧

告A.6共に同様の修正により承認された。

8-10. 勧告A.5 (ITU-T勧告における他機関の文書の参照)

ロシアからセキュリティ関連のTAP勧告については、リファレンスはnon-normativeとし、normativeにする場合には当該リファレンスの文章全体を勧告内で記載するようにとの提案があった。CIS (Commonwealth of Independent States) 及び一部のアフリカ諸国が支持を表明したが、米国、カナダが非現実な提案であるとの立場をとったことから議論が紛糾した。2.5項についてはロシア提案を考慮した記述追記をする等によりA.5の一部が改訂されるとともに、参照手続についてTSAGが今後検討することが合意された上で、承認された。

8-11. 勧告A.7 (フォーカスグループ：設立と作業手続)

TSBリソース (財源、設備等) の利用については、TSB局長の判断によりITU-Tの財務に悪影響を与えない範囲でTSBのリソースを使用できることを明確化するAPT共同提案と原則TSBのリソースの使用を認めない欧州提案が対立した。

議論の結果、実態としてTSBが最小限のAdministrativeサポートを行ってきたことを踏まえ、第5章「TSBのAdministrativeサポート」に、「財務的悪影響がない範囲で」とのAPT共同提案の条件を付した上で、サポート範囲を制約する箇所を削除することが合意された。Administrativeサポート以外のTSBリソースの使用 (4章) については、欧州が認める例外ケース (APT提案のOption B相当) が採用されるにとどまったが、第5章においてTSB局長の裁量が確保されたことから、実質的にAPT共同提案の内容が反映された形となった。この他、欧州 (文書45改訂7) からは、FG設立条件を厳しくする提案もだされたが、我が国より同提案の問題点を指摘した結果、欧州から提案された条件を緩和し実質的に影響のない形でFG設立条件を明確化した。

以上を踏まえた勧告の改訂案が全体会合においても異議なく承認された。

9. COM4における審議内容

COM4において行われた審議のうち、決議改訂案等に対する主な結果は以下のとおりである。

9-1. 決議2 (ITU-T研究委員会の責任及び担務)

現行の10SG体制を維持すべきとのAPT共同提案に対し、CEPTからは、SG課題作業の重複を取り除いたSG再編 (SG9とSG16、SG11とSG13の統合) をすべきとの提案があった。

米国、ロシア、アラブ地域が現行の10SG体制を支持した

結果、CEPT (英国) が妥協し、次期会期においても10SG体制が継続されることが承認された。

なお、SG9とSG16のコロケーションについてはジュネーブ開催時かつSG9がSG12とコロケーション開催しないという条件付きで、SG11とSG13のコロケーションについてはジュネーブ開催時のみという条件付きで、開催することとなった。

9-2. 決議26 (SG3地域グループへの支援) と決議54 (地域グループの創設)

アラブ地域から、決議26と決議54の統合、地域標準化機関と地域グループの連携・協力の促進、加盟国には地域グループの設置と支援、必要に応じて地域標準化機関の設置を要請する等を提案した。これらの提案を踏まえ、決議26を決議54にマージすることで決議改訂案が作成され、特段異議なく承認された。

9-3. 決議40 (ITU-T作業の規制的側面)

アフリカ諸国及びアラブ地域から、規制関連としてITR (International Telecommunications Regulations) の参照を含む決議改訂案の提案があった。ドラフティンググループにおける議論の結果、本決議からITRを参照しないこと及びITU-T勧告への影響のないことが確認された上で、ガーナからの提案の品質に関する記述の追記が承認された。

9-4. 決議44 (先進国と途上国間の標準化格差の縮減) への決議17 (途上国の利益に関する電気通信標準化)、決議56 (TSAG及びITU-TのSGにおける開発途上国から選出された副議長の役割) の一本化

APT共同提案、アフリカ、エジプトは、決議17と決議56を決議44に統合すること、TSB予算の増額、地域機関との連携、地域事務所が標準化に取り組むこと等を提案した。アラブ地域は、イノベーション促進に関して途上国を支援するプログラムの設置、地域事務所での標準化活動等を提案、CITEL、ロシア、韓国も途上国の支援に関して一層の努力、作業の透明化を求めた。各国からの提案を踏まえ、決議17と決議56が決議44に統合された。

9-5. 決議63 (ノマディック電気通信サービスとそのアプリケーションに関する研究) の廃止

CEPTから削除の提案がされ、中国から決議維持の意見があったものの廃止されることが承認された。

9-6. 決議64 (IPアドレスの割当て及びIPv6の普及促進)

米国から、IPアドレスの割当て課題をITU-T SG2、SG3にて検討すべきとしていた記述をITU-Dにて検討すべきとの記述変更等、ITU-Tの関与を抑制する提案があった。アラブ地域は、IPv6への移行、普及促進が途上国にとって極めて重

要であり、政府、ITU-Tの関与が必要であることを求めた。アフリカ諸国は、IPv6テストベッド研究所設立をTSBに指示する記述の追加を提案した。APT共同提案は、TSB及びBDTに対して、IPv6普及促進に向けたロードマップやガイドライン情報を指示する記述の追加を提案した。

議論は、ITU-Tの権限強化を望む途上国とIPネットワーク運営体制の現状維持を望む欧米が対立した。議論の結果、consideringに“途上国がITU-Tに追加のレジストリとなることを期待している一方、他の国は現行システムを用いることを好んでいる”旨を追記することが合意され、承認された。

9-7. 決議72（電磁界への人体曝露量の測定に関する研究）

欧州、アラブ地域及びアフリカ諸国からの決議改訂案の提案を踏まえ、Consideringのf) 項へのEMF関連機器として携帯電話の追記等、Resolvesのii) 項への通信端末の適合性評価における関連機関との協調の追記等が特段異議なく承認された。

9-8. 決議73（ICTと気候変動）

APT、CITEL、アラブ地域及びアフリカ諸国から決議改訂案の提案があり、本決議のドラフティング作業が行われた。議論の結果、それぞれの提案を盛り込み、決議改訂案が承認された。

なお、決議72及び73に関連して、環境関係のワークショップを2013年4月に開催する計画があるとイタリアから紹介があった。

9-9. 決議75（WSIS会議のインターネット関連公共政策、情報セキュリティ世界会議の成果のITU-T寄書）

CITEL、RCC、アラブ、TSBから決議改訂案の提案があり、それらに基づき、ドラフティングが行われた。PP-10 決議178のインターネットを用いたテレコミュニケーションネットワークの技術的側面に関するITUの役割については、JCA又はJoint Working Groupのいずれを設置するかについて議論が行われた。議論の結果、ToRの項目4に記載されていたWorking Group又は他のグループを設置する文が削除された上で、JCA-Res178の設置が承認された。

9-10. 決議76（勧告適合性、相互接続試験、途上国への支援及び将来のITUマークプログラムに関する研究）

APT、CITEL、アフリカ諸国及びアラブ地域からの提案を踏まえ、決議改訂案が議論された。

APTは、途上国における勧告適合性及び相互接続試験に関する人材、制度構築及び教育に対する支援を行うこと、勧告適合性及び相互接続試験の設備構築に対する支援を行うこと、ITUマークプログラムの導入は試験環境が整う時期

まで待つべきであること、を提案とした。

CITELは、ITUマークプログラムの導入に反対する立場から、決議から関連記述の削除を求めており、試験環境の構築の記述の削除も提案した。

アフリカ諸国及びアラブ地域は、途上国における試験設備や人材育成等に対する支援の強化とともに、TSB局長への指示事項としてITUマークを含む認証プログラムの早期導入を提案した。

議論の結果、理事会における承認事項やITUマークに関する記載を盛り込んだAPT共同提案が支持を得ていることを考慮してAPT共同提案をベースに決議改訂案が作成され、承認された。

9-11. ITU-TにおけるSDN（ソフトウェア定義ネットワーク）の標準化活動を促進するための新決議

APT共同提案として、ITU-TにおけるSDN標準化作業を促進するための新決議案の提案があった。本決議案については、アドホックグループが設置され、米国、英国等から決議は不要との意見が出されたが、我が国から本決議によりこれまでの活動の視認性を向上させることができるため一層専門家の参加を促すことができること、本決議にはネガティブな効果はないと主張した。

また、中国から新FGの設立に関する記述が提案されたが、他国からの支持は得られず反映されなかった。我が国からは、活動の視認性向上という本決議の趣旨からワークショップの開催を提案し、2013年に開催する旨が決議に反映された。さらに、米国からはCTO会合等様々な機会を利用し周知に努めるべきであるとの意見が出され、決議案に反映された。本決議案は、COM4において承認された後、全体会合においても特段異議なく承認された。

9-12. クラウドコンピューティング

米国から、クラウドコンピューティングのセキュリティについては、SG17ではGenericなセキュリティについて議論されている一方、SG13ではSpecific議論がされており、SG17とSG13での強固な協調が必要であるとの提案があった。クラウドセキュリティの扱いに関しては、SG17で行うべきとの立場のロシア側とSG13で検討すべきという立場の欧米との間で対立が生じた。議論の結果、WTSAでは結論を出さず、SG13とSG17で検討し次回のTSAGに提案することが合意された。

9-13. ICT機器から生じるe-wasteを扱う際のICTの役割及びその手法の検討の促進に関する新決議

アラブ地域より、e-wasteに関する新決議案の提案があっ



写真 3. WTSA-12日本代表团 (WTSA-12終了後撮影)

た。これに対して、英国等からSG5での検討や決議73等で既にカバーされていると反対意見があった。議論の結果、決議73とは別の新決議とすることが合意され、アラブ諸国の提案に基づいた新決議が承認された。

10. サイドイベント

WTSA-12期間中にサイドイベントとして、20日にアカデミアに関するイベント、21日にe-Healthに関するイベント、22日にICT Innovationに関するイベント、23日にNetwork Resilienceに関するイベントが開催された。

アカデミアに関するイベントでは、既にアカデミア会員であるAUD (American University in Dubai)、CTIF (デンマーク国立オールボー大学通信研究センター)、トルヴェルガータ大学 (イタリア・ローマ) より、各大学における標準化活動との連携や標準化教育の状況について紹介があった。(付記 日本では東京大学、早稲田大学がアカデミア会員)

e-Healthに関するイベントでは、WHOより、医療システムにおける相互運用性、情報流通の重要性や、アラブ地域での取組事例等について紹介があった。

ICT Innovationに関するイベントでは、モバイル端末を活用した政府と国民間での情報共有システムの例や、このよう

なイノベーションと標準化をどう結びつけるかという議論がなされた。

Network Resilienceに関するイベントでは、Focus Group on DR & NRR (Disaster Relief Systems, Network Resilience and Recovery) の議長の荒木則幸氏 (NTT) が東日本大震災時の被災・復興を通じた災害に強いネットワークの構築方法などを講演し、参加者から具体的な設備構成方法等に関する質問が寄せられる等大きな関心が示された。

11. 終わりに

WTSA-12に日本代表团として参加した各団体・企業関係者及びITU-T活動を積極的に進めてこられた関係者皆様に御礼を申し上げます。常日頃からITU-T標準化対応に各団体・企業が一丸となって進めてきた成果がWTSA-12に表れ、我が国として評価できる結果が得られた。次会期も官民が協力し我が国の電気通信システムの発展及び国際競争力強化に向けて取り組むこととしたい。

本報告にあたっては、日本ITU協会及びWTSA-12の関係者から御協力をいただいたことから、併せて御礼申し上げます。

4.2 TSAG

ITU-T TSAG (2/26-3/2) 会合報告

総務省 国際戦略局 通信規格課 国際情報分析官 戸田 公司



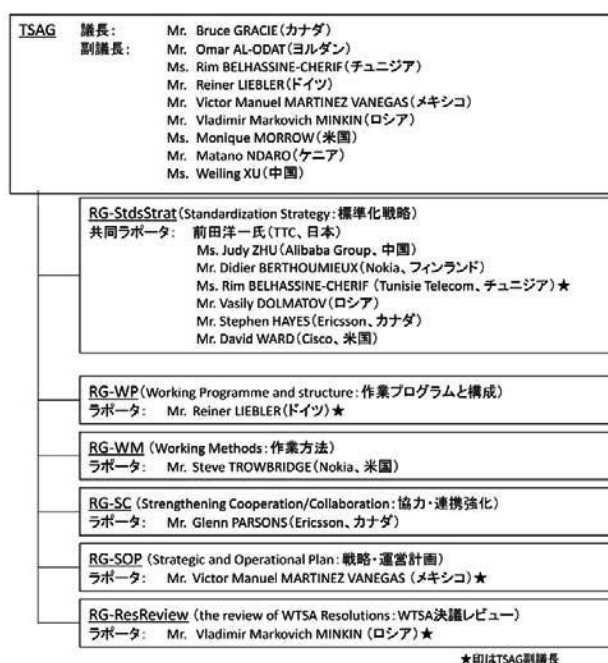
1. はじめに

2018年2月26日から3月2日まで、国際電気通信連合（ITU）電気通信標準化部門（ITU-T）の電気通信標準化アドバイザリグループ（TSAG）会合が、スイス（ジュネーブ）のITU本部において開催された。TSAGでは、ITU-Tにおける標準化活動の優先事項、計画、運営、財政及び戦略に関する検討を行っており、2016年世界電気通信標準化総会（WTSA-16）以降、ITU-Tの2017年～2020年研究会期における2回目の会合となった。

本会合には、35か国から約120名が出席した。我が国からは、主管庁である総務省とともに、NTT、KDDI、日立、富士通、三菱電機、NEC、OKI、NICT、TTCから計11名が出席した。

2. TSAG研究体制

今研究会期における体制を図に示す。TSAGにおける主要課題の詳細検討は、TSAGプレナリの配下に6つのラポータグループ（RG）を設置して行っている。なお、RG-ResReviewは、前回会合で計画中止とされ、今会合で新たに正式に設置



■図. TSAG研究体制

が承認された、WTSA決議の進捗検証等を行うRGである。また、RG-StdsStratについては、今会合までは前田洋一氏（TTC、日本）がラポータを、6名がアソシエート・ラポータを務めていたが、今後は、アソシエート・ラポータの活動をより活性化するために、役職者全員を共同ラポータと呼ぶこととし、全員参加のマネジメント連携を強化する体制となった。今回以降、次回のTSAG会合終了までは、議長役は前田氏に代わり、Stephen Hayes氏（カナダ）が務めることとされた。

3. 本会合における主な議論と結果

3.1 RG-StdsStrat

RG-StdsStratは、ITU-Tの活動分野における主な技術動向、市場、経済、政策ニーズを分析することにより、ITU-Tの標準化戦略についてTSAGと各研究委員会（SG）に助言することを役割とし、TSAGの中の最重要なRGの1つとして位置付けられている。

(1) 日本寄書について

我が国から、Society5.0の取組みについて紹介し、ITU-Tでの標準化戦略の策定に当たっては、Society5.0のような各国の国家レベルのビジョンを収集し、集まった国家ビジョンを国連で採択されたSDGs（Sustainable Development Goals）とその各指標に照らすなどして、今後の標準化戦略の参考にすべきとの寄書を提出した。米国から支持はあったが、どのように各国の国家ビジョンをSDGsに照らして、それを各SGの作業に結びつけるのか、さらに検討が必要とのコメントがあった。また、UAEやロシアからは、提案は評価するが、WSISや理事会作業部会、ITU-D等で検討すべき問題ではないかとのサジェスションを受けた。会合で提起された問題をさらに日本で検討することとなった。

(2) 役割規定（ToR: Terms of Reference）の改訂について
米国からRG-StdsStratのToRの改訂提案があった。

これは、セクターメンバーの専門知識を通じたボトムアップアプローチを与え、ITU-Tにおいて関心のある特定トピックスを探索できるようにする目的で提出された寄書であるが、

数か国より改訂に反対する意見があった。

議論を重ねた結果、いくつかの改訂が行われ、現時点におけるToRの主な点は次のとおりとなった。

- ・ITU-Tの活動分野における主要な技術動向、市場、経済及び政策ニーズを特定することによって、ITU-Tの潜在的な標準化戦略についてTSAGに助言し、SGに通知する。これには、例えば、(CTOグループ会議やTechnology Watch調査などを通じた) ITU-T内や、ITU外の関連グループや活動からのインプットとフィードバックを考慮した、ギャップ分析、業界協議、対話、市場調査などを含んでいる。RGの結果は、直接SGの作業を指示するものではない。RG-StdsStratは以下を行う。
- －TSAGによる検討のための主要な技術動向、市場、経済及び政策のニーズを考慮する潜在的な標準化戦略を特定する。
- －戦略的標準化の観点からTSAGが検討する可能性のあるトピックスと問題を特定する。
- －ITU-Tの長期的戦略計画の策定に際し、TSAGへのインプットを提供する。

(3) ホットトピックスについて

ITU-Tにおいて戦略的に関心を持つと考えられるトピックスについて、表1のとおり整理した。これらの標準化戦略のトピックスの現状を理解するために、各SGにリエゾンを送付し、意見を求めることとなった。

トピックス	リードSG
OTT services and the economic impacts, Cross-industry collaboration	SG3
VoLTE/VLTE interconnection and adoption of ENUM for IMS interconnection	SG11 in cooperation with SG2
Intelligence for network automation, augmentation and amplification	SG13
Open APIs, enabling third parties to access and build on network capabilities to develop innovative, reusable services	SG13
Realizing 5G/ IMT-2020 vision	SG13 in cooperation with SGs 2, 5, 11, 12, 15, 16, 17 and 20
Gigabit-speed broadband access services and networks	SG15
Data Center Interconnection for OTT and vertical industries	SG15
Augmented reality & virtual reality, video services	SG16
Accessibility by design, mainstreaming the consideration of needs of persons with disabilities and other persons with specific needs to build inclusive ICT solutions	SG16
Security, Privacy and Trust	SG17
Analytics, supporting the development of evidence-based, data driven services	SG20

■表1. ITU-Tホットトピックス

(4) 5G/IMT2020について

中国から5Gの作業の進め方と他の標準化団体 (SDO) との連携に関する提案、5Gに関する白書の作成に関する提案等があった。主にSG13、SG15、TSAG間における役割の

整理等について議論が行われ、以下のとおり整理された。

- ・SG13は5GについてのリードSGであり、本件に関する寄書はSG13に提出する。
 - ・SG15は5GトランスポートネットワークについてのリードSGであり、本件に関する寄書はSG15に提出する。
 - ・SG17は5Gについてセキュリティの観点から検討するリードSGである。
 - ・ITU-T JCA-IMT2020 (Joint Coordination Activity on IMT2020) は、ITU-TのSGと、他のSDOやフォーラム、コンソーシアムとの間を調整する。
- なお、本件については、RG-SCにおいても議論された。

(5) 中間会合の開催計画

RG-StdsStratでは、検討の加速を図るため、以下の中間ラポータグループ会合 (eミーティング) の開催計画について合意した。会合のオープン性を維持する観点から、全てのITU-Tメンバーが参加可能である。

2018年4月27日	13時から15時 (ジュネーブ時間)
2018年6月29日	13時から15時 (ジュネーブ時間)
2018年8月31日	13時から15時 (ジュネーブ時間)
2018年9月28日	13時から15時 (ジュネーブ時間)
2018年11月30日	13時から15時 (ジュネーブ時間)

3.2 RG-WP

RG-WPは、SGからのインプットとメンバーシップからの提案に基づき、SGの責任及び担務についてWTSA-20への提案をTSAGに提示し、WTSA決議2の草案文書を作成することを役割とする。

本RGにおいては、各SGにおける進捗状況の報告が行われた。特に議論となったのは、ITU-T勧告草案Q.3961に關してであり、SG11はSG12の領域を侵犯しているとの主張があった。議論の結果、SG11は本勧告草案を当面保留することとし、SG11とSG12は、相互に許容可能な解決策を見つけるために、両グループの専門家会議を予定することで合意した。

また、各SGから提出され、今会合で承認された新課題及び改訂課題について確認が行われ、その結果を表2に示す。なお、前回TSAG会合で検討されたSG3のQoS/QoEに関する新課題については、前回TSAG会合以降今回までSG3会合が開催されていないこともあり (次回SG3会合は4月に予定)、さらにQoS/QoEのリードSGであるSG12と協議を続けることとされた。

SG	課題番号	課題タイトル	種別
SG5	Q6/5	エネルギーの効率とスマートエネルギーの実現	改訂
	Q7/5	電子廃棄物を含む循環経済	改訂
	Q9/5	SDGs推進のためのICTの持続可能性評価	改訂
	Q10/5	気候変動への適応と低コストで持続可能なICT	廃止
SG9	Q1/9	テレビ、音声番組の素材伝送及び配信制・一次分配・二次分配	改訂
	Q3/9	圧縮されたビット及びパケットストリームにおける多量化・スライシング及び導入のためのデジタル基盤整備計画	Q11に統合
SG15	Q3/15	光伝送標準の調整	廃止
	Q12/15	伝送網アーキテクチャ	改訂
	Q18/15	ブロードバンド宅内ネットワーク	改訂
	Q19/15	ブロードバンドケーブルホームネットワークの高度化サービス機能の要求条件	Q18に統合
SG17	Q14/17	分散化構造物のセキュリティ	新設

■表2. 承認されたSGの新課題、改訂課題及び廃止課題

3.3 RG-WM

RG-WMは、作業方法の改善のために、WTSA決議1、32及びITU-T Aシリーズ勧告（特にA.1、A.7、A.8、A.13）についてWTSA-20への提案をTSAGに提示することを役割とする。

本RGでは、勧告A.1と勧告A.25との関係について、昼休み中の特別セッションの開催も含めて多くの時間が費やされた。本件は、SG20において、IoTに関する標準化団体であるoneM2Mの文書をITU-T勧告とする際に、勧告A.1の3.1.6に規定される手続きに従い処理したが、関係する勧告A.1、A.5、A.25の解釈・適用に揺れが存在するため、明らかにする必要があるとの認識の下、ラポータの整理ペーパーを参考に議論を進めていった。本件については、RG-SCにおいても多くの時間を割いて議論しており、3.4も併せて参照いただきたい。

その他、これまで開催されたeミーティングの結果を踏まえた勧告A.1の改訂案、WP等の会合のキャンセルの手続きに関する勧告A.1の改訂案、勧告A.13の範囲を従来のITU-T勧告の補遺（Supplements）だけでなく、Non-NormativeなITU文書全般にしようとする改訂案等について議論されたが、様々な意見があり、今後のeミーティング等へ持ち越しとなった。

勧告A.1（特に3.1.6）、勧告A.13、勧告A.25の問題については、TSB及びITU法務部門が、これらの勧告の使用についてのガイドライン及び解釈を、次回eミーティングに提供することとされた。eミーティングの今後の日程は次のとおり。

2018年5月14日 15時から17時（ジュネーブ時間）
（RG-WM、RG-SC合同）
2018年6月18日 15時から17時（ジュネーブ時間）

3.4 RG-SC

RG-SCは、ITU-Tと他の標準化団体もしくはITU内の他セクターとが、相互尊重に基づいて協力・連携の方法を検討

することを役割とする。

本RGでは、まず5Gについて議論された。戦略的な観点については、3.1 (5) のRG-StdStratでも議論されたところであるが、他団体等との連携という観点からは、JCA-IMT2020とSGのリエゾンとは十分機能しており、また、TSAGが他のSDOとのリエゾン活動をする必要はないとの結論に至った。

また、3.3のRG-WMでも長時間の議論となったが、ITU-T勧告に、他標準団体のテキストを組み込もうとする場合に、勧告A.1と勧告A.25との間に矛盾があるため、手順や知的財産権上の責任を明確化するための修正が必要ではないかということについて議論された。具体的には、勧告A.1の3.1.6と勧告A.25の6項について、以下のような論点があることが確認された。

- ・他団体のテキストを、（寄書、TD、リエゾンなど）どのような形でITU-Tに組み込むことができるか。
 - ・勧告A.1の3.1.6及びA.25のそれぞれの関係、また、知的財産権の原則。
 - ・勧告A.25は、他団体からのテキストの全ての場合に適用されるか。
 - ・勧告A.25は、TDだけでなく寄書にも適用されるか、など。
- これらの点について検討が行われた結果、次のとおりとされた。

- ・勧告A.25は、より明確化するために改訂が必要である。次のeミーティングやTSAG会合に寄書の提出を求める。
 - ・勧告A.25は現在進行中の全てのSGに適用され続けており、今後の勧告A.25の改訂作業の影響を受けてはならない。
 - ・勧告A.1及びA.25の使用と適用に関する説明と解釈を含むガイダンス文書を歓迎する。（TSBが今後提供予定）
- なお、このような点について、3.3でも述べたように、RG-WMとRG-SCとで、5月14日に合同によるeミーティングが予定されている。今後のeミーティングの予定は次のとおり。

2018年5月14日 15時から17時（ジュネーブ時間）
（RG-WM、RG-SC合同）
2018年9月24日 15時から17時（ジュネーブ時間）

3.5 RG-SOP

RG-SOPは、戦略計画草案を作成する理事会作業部会での検討のために、適切な情報を提供することを役割とする。

本RGにおける主な議論としては、米国からの寄書による、PP（Plenipotentiary）決議71のITU戦略計画2020-2023の改訂提案が中心となった。特に、米国から国際標準において「non-discriminatory」という語句は冗長で必要性の

ない中途半端な語句であり、削除するべきとの提案があった。これに対し、UAE、サウジアラビア等から、「non-discriminatory」はWTSA決議にも記載されている言葉であり、修正は不要等の意見があった。結果として、2018年4月16日に開催される理事会作業グループの戦略財政計画会合(CWG-SFP)等で議論されることが示唆された。

3.6 RG-ResReview

RG-ResReviewは、PP決議や他セクターの決議を考慮して、合理化を図る観点からWTSA決議をレビューすることを役割とする。

本RGでは、ロシアから、WTSA決議に関してPP決議と同様の内容がある場合はPP決議を参照するなど、決議の内容の重複を避け、合理化を行うべきであり、現存のWTSA決議を合理化するための、また、新決議の準備のためのガイドライン作成を行うべきとの提案があり、米国や英国の同意もあり、合意された。

また、TSBが、WTSA決議をPP決議とWTDC決議とをマッピングした表を提供しており、これが非常に分かりやすいとの評価があり、今後、ITU-Rの決議も加えた形で提供されることとなった。

3.7 その他

(1) ITR関連

ロシアから、電気通信番号のなりすましに関し、SG2にITRに関連する課題があることを指摘し、対策についてITRに盛り込むように提案がなされた。これに対し、米国や英国からは国内問題であるとの指摘があり、ドイツからは理事会マターであるとの指摘があった。結果、TSAGは、本件の重要性を考慮して、ロシアに、SG2とともに理事会とEG-ITRに本件情報を入力するよう要請した。

(2) フォーカスグループについて

ITU-Tでは、2017年にフォーカスグループ (FG) を次々に新設しており、その活動報告が行われた。フォーカスグループの詳細については、表3に示す。ブロックチェーンやAIなど新しいトピックスに対して、ITU-Tが積極的に取り組んでいく姿勢が伺える。

(3) 著作権問題について

著作権問題に関する特別セッションが開催され、SG15の文書が他の標準化団体により無許可で不適切に引用されたとの報告がなされた。具体的には、SG15がSupplementとして作成した表を、normativeではないにも関わらずnormativeとして引用し、元はITU文書と記述されているとのことである。ITU法務部門も参加し、PP決議66との関連性等について議論された。結果、次のとおり整理された。

- ・PP決議66を修正するべきと考える国は、次回PPに寄書を提出する。
- ・SG15から引用したnormativeでない文書に関し、TSB、ITU法務部門、SG15は、当該標準化団体が公表した標準に注意書きを加えるよう申し入れる。

(4) リエゾンオフィサーの任命等

日立の三宅氏がISO/IEC JTC1とのリエゾンオフィサーに指名された。また、TTCの前田氏が、ISO/IEC/ITU-T JTFC (Joint Task Force on Effective Collaboration) のITU-T TSAG代表及びIECが主導するStrategic Group11「Hot Topic Radar」というグループのITU-T代表として指名された。

4. 次回の予定

次回のTSAG会合は、2018年12月10日から14日までの5日間の日程で、ジュネーブにて開催される予定となった。ただし、他SG開催スケジュールとの調整で変更の可能性が示された。

タイトル	議長	親グループ	設置
IoTとスマートシティ・コミュニティのためのデータ処理と管理	Mr. Gyu Myoung Lee ((KAIST、韓国))	SG20	2017年3月
分散台帳技術のアプリケーション	Mr. David Watrin (Swisscom、スイス)	TSAG	2017年5月
デジタル法定通貨を含むデジタル通貨	Mr. David Wen (eCurrency、米国)	TSAG	2017年5月
5Gを含む将来網のための機械学習	Mr. Slawomir Stanczak (Fraunhofer、ドイツ)	SG13	2017年11月

■表3. フォーカスグループの構成

4.3 研究委員会（SG）

4.3.1 研究委員会等の構成及び議長・副議長

2019 年 1 月現在

SG	テーマ	議長	副議長
SG2	Operational aspects of service provision and telecommunication management サービス提供の運用側面及び電気通信管理	Mr. P. Rushton(英国)	Mr. E. G. Clemente(アルゼンチン) Mr. P. Fouquart(フランス) Mr. S. B. Ghelaita(UAE) Mr. R. Yilmaz(トルコ) Mr. H. A.-El-Maoula(エジプト) Mr. A.T.A.Mohammed(スーダン) Mr. A. Al-Mubadal(サウジアラビア) Ms. Y. Wang(中国)
SG3	Tariff and accounting principles and international telecommunication/ICT economic and policy issues 料金及び会計原則と国際電気通信・ICT の経済と政策課題	津川 清一(KDDI株)	Mr. M. A. Almomani(ヨルダン) Ms. L. Bein(アルゼンチン) Ms. J. A. Biendjui(コートジボワール) Mr. A. Borodin(ロシア) Mr. A. M. Darwish(ハレーレン) Ms. A. Drame(セネガル) Mr. M. T. E.Elmakei(スーダン) Mr. B. N. Lee(韓国) Ms. K. Mahmoudi(チュニジア) Mr. R. Mfungahema(タンザニア) Mr. A. Said(エジプト) Mr. A. B. Silva(ブラジル) Mr. D. Wurges(フランス)
SG5	Environment, climate change and circular economy 環境、気候変動と循環経済	Ms. M. V. Sukenik (アルゼンチン)	Mr. J.-M. Canet(フランス) Mr. S. Y. Chung(韓国) Mr. V. U. Namrona(中央アフリカ) Mr. J. Opitz(ドイツ) Ms. E. F. M. Osman(スーダン) Ms. S. Qi(中国) Mr. L. Rabinovich(米国) 高谷 和宏(日本電信電話株) Ms. N. Tewfik(エジプト)
SG9	Television and sound transmission and integrated broadband cable networks 映像・音声伝送及び統合型広帯域ケーブル網	宮地 悟史(KDDI株)	Mr. T. Kim(韓国) Mr. B. C.-Mamadou(中央アフリカ) Mr. Z. Sheng(中国)
SG11	Signalling requirements, protocols, test specifications and combating counterfeit products 信号要求、プロトコル、試験仕様及び偽造品対策	Mr. A. Kucheryavy(ロシア)	Mr. I. Boateng(ガーナ) Mr. J. H. A. Prado(アルゼンチン) Mr. Shin-Gak Kang(韓国) Mr. K. Loukil(チュニジア) Mr. A.A.A.H.Mulah(スーダン) Mr. K. Nguyen-Van(ベトナム) Mr. J. A. M. Zanon(ブラジル) Ms. X. Zhu(中国)

SG12	Performance, quality of service and quality of experience 性能、サービス品質及びユーザー体感品質	Mr. K. Baah-Acheamfuor(ガーナ)	Mr. Z. Alkadi(ヨルダン) Mr. S. M. Faty(セネガル) Mr. S.-H. Jeong(韓国) Mr. H.M.H.Mohamed(スーダン) Mr. A. Morton(米国) Mr. E. Ogoh(ナイジェリア) Mr. M. Ozdem(トルコ) Mr. S. D. D'uva(アルゼンチン) Mr. T. S. Prado(ブラジル) Mr. A. Salah(チュニジア) Ms. Y. Umutoni(ルワンダ) Ms. R. Huang(中国)
SG13	Future networks, with focus on IMT-2020, cloud computing and trusted network Infrastructures IMT-2020、クラウドコンピューティングと信用を中心とした将来網	Mr. L. Lehmann(スイス)	Dr. R. Belhassine-Cherif(チュニジア) 後藤 良則(日本電信電話㈱) Mr. H. Kim(韓国) Mr. S. Mansfield(カナダ) Mr. J. C. Minuto(アルゼンチン) Mr. B. Murara(ルワンダ) Mr. F. Onah(ナイジェリア) Mr. A. Raghy(エジプト) Mr. M. Al-Tamimi(サウジアラビア) Mr. H. Xu(中国)
SG15	Networks, technologies and infrastructures for transport, access and home 伝送網、アクセス網及びホーム網に関するネットワーク、技術及び基盤設備	Mr. S. J. Trowbridge(米国)	Mr. F. Alfallaj(サウジアラビア) 荒木 則幸(日本電信電話㈱) Mr. K. Al-Azemi(クウェート) Mr. E. Cottino(イタリア) Mr. D. Li(中国) Mr. H. Mariotte(フランス) Mr. J. Messenger(英国) Mr. G. Parsons(カナダ) Mr. Jeong-dong Ryoo(韓国) Mr. C. V. Vezongada(中央アフリカ)
SG16	Multimedia coding, systems and applications マルチメディア符号化、システム及びアプリケーション	Mr. N. Luo(中国)	Mr. C. Z. Banga(中央アフリカ) Mr. M. El-Megharbel(エジプト) Mr. M.Ghomam Malek(チュニジア) Mr. M.Moreno (ブラジル) Mr. K. Isaev(ウズベキスタン) Mr. H.Martinez(アルゼンチン) 山本 秀樹(沖電気工業㈱)

SG17	Security セキュリティ	Mr. H. Y. Youm(韓国)	Mr. V. Dolmatov(ロシア) Mr. G. Evren(トルコ) Mr. J. Gonzalez(米国) Mr. M. E. Ishag(スーダン) Ms. W. Latrous(チュニジア) Mr. Z. Lin(中国) Mr. H. D. Miguel(アルゼンチン) 三宅 優(KDDI株) Mr. P.-K. K.-Zanga(中央アフリカ)
SG20	Internet of things (IoT) and smart cities and communities (SC&C) IoT とスマートシティ・コミュニティ	Mr. N. S. A. Marzouqi(UAE)	Dr. R. Ahmed(エジプト) Dr. F. Bigi(イタリア) Mr. H. M. Carril(アルゼンチン) Mr. B. Chabou(チュニジア) Ms. T. M. Paramio(スペイン) 端谷 隆文(富士通株) Mr. A. M. A. Hassan(サウジアラビア) Dr. H. J. Kim(韓国) Mr. G-M. Kouakou(コートジボワール) Mr. O. Mironnikov(ロシア) Mr. A. M. Ndiaye(セネガル) Mr. Z. Sang(中国) Mr. B.Wakil(ナイジェリア)
TSAG	Telecommunication Standardization Advisory Group 電気通信標準化アドヴァイザリ グループ	Dr. B. Gracie(カナダ)	Mr. O. T. Al-Odat(ヨルダン) Ms. R.B-Cherif(チュニジア) Mr. R. Liebler(ドイツ) Mr. V. M. Martinez Vanegas(メキシコ) Dr. V. Minkin(ロシア) Ms. M. Morrow(米国) Mr. M. Ndaro(ケニア) Ms. W. Xu(中国)

4.3.2 作業方法

決議 1

WTSA 決議の仮訳

決議 1

ITU-T の手続き規則

(2012 年ドバイ;2016 年ハマメット)¹

世界電気通信標準化総会 (2016 年ドバイ)は、

- a) ITU電気通信標準化部門 (ITU-T)の役割、任務及び組織が、ITU憲章第17条、18条、19条、20条及びITU条約第13条、第14条、第14A条、第15条及び第20条に明示されていること;
- b) 憲章及び条約の上記条項に従い、ITU-Tの任務が、世界的規模の電気通信を標準化する見地から、技術、運用及び料金の課題を研究し、それらに関する勧告を採択することであること;
- b)bis 国際電気通信規則 (ITR)は関連ITU-T勧告への参照を含んでいること;
- c) これらの研究の結果作成されるITU-T勧告が、現行の国際電気通信規則と調和し、その基本原則を補完し、その規則の関連条文で規定された目的を満たすために電気通信業務の提供及び運用に関する全ての関係者を支援するものでなければならないこと;
- d) これに伴い、電気通信の技術及び業務の急速な発展には、電気通信の均衡のとれた発展において全ての加盟国を支援するための、時宜を得た、信頼できるITU-T勧告が必要となること;
- e) ITU-Tの一般的な作業割当てが、ITU条約に明記されていること;
- f) 全権委員会において採択されている連合の会議、総会及び会合の一般規則並びに連合の会議及び総会への参加者の登録のための提案の提出期限及び手続に関する全権委員会決議の決議165 (2010年グアダハラ)が世界電気通信標準化総会 (WTSA)に適用されること;
- g) 条約第184A号に従い、WTSAに、条約第145A条に従いITU-Tの活動を管理するための作業方法及び手続を採択する権限が付与されること;
- h) 加盟国、セクタメンバ及びITU本部にとって利用可能な限られた資源の最も効果的な利用に関する勧告の作成に対して高まる需要に見合うように作業を適応させるため、より詳細な作業割当ての慎重な見直しがなされてきたこと;
- i) 全権委員会決議72 (2014年釜山、改訂)が、ITUにおける戦略、財政および運用計画と関係していること、

を考慮し、

上記の考慮事項e)、f)、g)及びh)で言及した規定は、本決議及び本決議で言及される決議に定められた規定によって詳述されること。矛盾が生じた場合は、憲章、条約、国際電気通信規則 (ITR)、並びに連合における会議、総会及び会合の手続一般規則が(この順で)本決議に優先すること;

を決議する。

¹ 過去において次の版が出版されている。(1956 年及び 1958 年ジュネーブ;1960 年ニューデリー;1964 年ジュネーブ;1968 年マルデールプラタ;1972 年、1976 年及び 1980 年ジュネーブ、1984 年マルガ・トレモリノス;1988 年メルボルン;1993 年ヘルシンキ;1996 年ジュネーブ;2000 年モントリオール;2004 年フロリアノポリス;2008 年ヨハネスブルク;2012 年ドバイ)

決議 1

セクション1
世界電気通信標準化総会

- 1.1 世界電気通信標準化総会(WTSA)は、ITU 憲章第 18 条、ITU 条約第 13 条及び連合の会議、総会及び会合の一般規則において割り当てられた任務を実施するに当たり、組織、作業計画、予算統制、編集事項を担当し、また必要に応じて他の特定事項を審議するための(複数の)委員会及びグループを設置して総会の作業を実施しなければならない。
- 1.2 総会は、総会の副議長、及び総会において設置された委員会及びグループの議長及び副議長により構成され、総会議長が議長を務める運営委員会を設置しなければならない。
- 1.3 WTSA は、作業方法を定義し優先事項を特定する決議を定める。決議策定過程前及びその間は、次の質問を考慮すべきである:
 - a) 現行の全権委員会決議が優先事項を特定した場合、類似の WTSA 決議の必要性は問い直されるべきである。
 - b) 現行の決議において優先事項が特定されている場合、様々な会議または総会においてその決議を再循環することは問い直されるべきである。
 - c) WTSA 決議について編集上の更新のみを必要とする場合、改正版の作成の必要性は問い直されるべきである。
 - d) 提案されているアクションが完了している場合、当該決議は実現されたとみなし、その存続の必要性は問い直されるべきである。
- 1.4 WTSA は、予算統制委員会及び編集委員会を設置する。委員会の職務と責任は、連合の会議、総会及び会合の一般規則に記述される。(一般規則第 69 条－第 74 条):
 - a) 「予算統制委員会」
特に総会の総支出額の審査をするとともに、次回WTSAまでのITU-Tの財政需要及び総会の決定の履行に必要な費用を見積る。
 - b) 「編集委員会」
WTSAの審議から生じる決議等のテキストの文言を、意味及び要旨を変更することなく推敲するとともに、そのようなテキストを連合の公用語で調整する。
- 1.5 運営委員会、予算統制委員会及び編集委員会に加えて、次の 2 つの委員会を設置する。
 - a) 「ITU-T 作業方法委員会」
総会に提出する TSAG 報告書並びに ITU 加盟国及び ITU-T セクタメンバの提案書に基づき、ITU-T 作業計画を実施するための ITU-T 作業方法に関する提案を含む報告書を全体会合に提出する。
 - b) 「ITU-T 作業計画・組織委員会」
ITU-T の戦略及び優先事項と整合のとれた ITU-T の作業計画及び作業組織に関する提案を含む報告書を全体会合に提出するとともに、具体的に以下を行うものとする。
 - i) 研究委員会(SG)の維持、設置、廃止の提案;
 - ii) 研究または更なる研究のための SG および研究課題の審査;
 - iii) 各 SG が存続し、適宜他の委員会と共同で勧告を作成できるための SG の明確な責任範囲の作成;
 - iv) SG への研究課題の適宜割当て提案;
 - v) 一つの研究課題または密接に関係する複数の研究課題が複数の SG に関係する場合は、次についての勧告:
 - － 主管庁または TSAG からの勧告(両者が異なる場合)の提案の承認;

決議 1

- － 単一の SG へ研究の委任；
 - － 代替作業割当ての採択；
- vi) 各 SG が責任を有する勧告の一覧の審査、及び必要に応じた調整；
- vii) 必要な場合、条約第 191A 条及び第 191B 条に準拠した他グループの維持、設置、廃止の提案。
- 1.6 SGの議長、TSAGの議長及び前回WTSAにより設置された他グループの各議長は、作業計画・組織委員会に出席できるよう準備しておかなければならない。
- 1.7 WTSAの全体会合は、一般規則第63号に従い、他の委員会を設置できる。
- 1.8 上記1.2から1.7で言及する全ての委員会及びグループは、WTSA閉会とともに終了するが、必要であり、総会の承認を得、予算内であれば、編集委員会を存続することができる。したがって編集委員会は、総会で割り当てられた職務を完了するため、総会終了後も会合を開催できる。
- 1.9 一般規則第49条に従い、各代表団の長は、WTSAの開会に先立ち会合を開催し、第1回全体会合の議題の準備を行うとともに、WTSA及び各委員会・グループの議長及び副議長の提案を含む総会の組織への提案を作成する。
- 1.10 WTSA開催期間中、各代表団の長は次を目的として会合を開催するものとする：
 - a) ITU-Tの作業計画・組織委員会の提案、特にSGの作業計画及び構成に関する提案の検討；
 - b) SG、TSAG及びWTSAにより設置された他グループの議長及び副議長の指名に関する提案の作成(セクション2を参照)。
- 1.11 WTSAの作業計画は、ITU-Tの重要な管理面及び組織面の検討のため適切な時間を与えることができるように計画されるものとする。一般的な規則として次が挙げられる：
 - 1.11.1 WTSAは、前研究会期の活動に関し、TSB局長の報告書並びに条約第187条に従い、SG及びTSAGの報告書を検討するものとする。これには前回WTSAで権限を与えられた特定の機能の遂行に関するTSAGの報告書が含まれる。WTSA開催期間中、各SGの議長は自らWTSAに出席し、そのSGに関わる事項に関する情報をWTSAで提供できるよう準備しておくものとする。
 - 1.11.2 セクション9で示される場合において、WTSAは、一つまたは複数の勧告の承認について検討するよう求められることがある。このような行動を提案するいかなるSGまたはTSAGの報告も、このような行動が提案されている理由に関する情報を含むべきである。
 - 1.11.3 WTSAは、設置した委員会の報告を受け検討し、それらの委員会により提出された提案に関する最終的な決定を行うものとする。ITU-T作業計画・組織委員会による提案に基づき、WTSAはSGを設置し、適切であれば他グループも設置し、さらに、各代表団の長の見解を考慮しつつWTSAが設置した各SG、TSAG、及びその他グループの議長及び副議長を、条約第20条及び下記セクション3を考慮し、指名するものとする。
- 1.12 WTSA は、条約第 191C 条に準拠し、その権限の範囲で、特定事項に必要な活動を提示して TSAG に対しその特定事項を割り当てることができる。
- 1.13 投票
WTSA において主管庁による投票が必要な場合、憲章、条約及び国連の会議、総会および会合の一般規定の関連条項に従って投票が実施される。

決議 1

セクション 2

研究委員会(SG)及びその関連グループ

2.1 SG及びその関連グループの分類

2.1.1 WTSAは、以下を行う目的でSGを設置する。

- a) 職務指向的手法での、特定の研究領域に関連した一連の研究課題において定められた目標の追求;
- b) 適宜その関連グループと連携した、(WTSAにより定義された)一般的な責任範囲内での、現行の勧告及び定義の修正または削除;
- c) その一般的な責任範囲(WTSAで規定された)内で、関連グループと協働して、既存の意見書を審査し、修正を勧告。

2.1.2 SGは、作業を促進するため、割り当てられた各職務に対応する作業部会(WP)、合同作業部会(JWP)及びラポータグループを設置することができる(ITU-T勧告A.1を参照)。

2.1.3 JWPはその主管研究委員会に勧告案を提出するものとする。

2.1.4 ITU域内における加盟国及びセクタメンバのグループにとって特別に関心のある研究課題及び研究を取り扱うために、SG内に地域グループを設置することができる。

2.1.5 WTSAは、ITU無線通信部門(ITU-R)との合同研究を実行し、共通の関心である研究課題に関する勧告案を作成するためにSGを設置することができる。ITU-Tは、このSGの管理及びその勧告の承認に責任をもつものとする。WTSAは、適宜、無線通信総会(RA)と協議し、SG議長及び副議長を任命する²ものとし、SG作業の正式な報告を受ける。情報としての報告をRAのためにも準備することができる。RAはITU-Tと共同研究を実施するためにSGを設置し、共通の関心を持つ課題についてのドラフト勧告を作成し、議長および副議長を任命することができる。この場合、ITU-R側がSGの管理および勧告の承認に責任を持つ。

2.1.6 WTSAまたはTSAGは、いくつかのSGが関係する作業の明確な計画を作成するITU-Tの研究を主導させるため、一つのSGをリードSGに任命することができる。このリードSGは、適切な核となる研究課題の研究に責任を有する。更にリードSGは、関連するSGと協議し、また国内、地域、および国際標準化機関(条約196)の作業を十分に考慮して、全体的枠組みを定義・維持し、SGが実施すべき研究を(協議の上、また、各SGの担務を認識しつつ)割り当て、優先付けし、矛盾のない完全で時宜を得た勧告の準備を確実に行う責任を有する。リードSGは活動範囲に定義された作業の進捗について、TSAGに報告するものとする。本SGにより解決できない事項については、作業の方向性について助言、提案を求めるためにTSAGに提起するべきである。

2.2 ジュネーブ以外での会合の実施

2.2.1 SGまたはWPは、その会合の開催について、連合加盟国、ITU-Tセクタメンバによりまたは一つの連合加盟国に開催について承認された事業者により招聘され、かつジュネーブ以外での会合の開催が(例えば、シンポジウムまたはセミナーとの関連で)望ましい場合、ジュネーブ以外で会合を開催することができる。このような会合の招聘は、WTSAまたはITU-T SG会合にこの招聘が提案された場合のみ検討され、TSB局長と協議した後、ITU-Tに理事会から割り当てられた予算の範囲内であれば、最終的に計画され開催されるものとする。

2.2.2 ジュネーブ以外での会合の開催に関し、ITU理事会決定第304号のみならず全権委員

² 特別な場合、WTSA は議長を任命し、RA に副議長を任命するよう要求することができる。

決議 1

会議決議5(1994年京都)の規定が適用されるものとする。SGまたはWP会議のジュネーブ以外での開催の招聘には、主催者が必要な追加的支出を負担するとの主催者の同意が示され、主催者が少なくとも適切な会場並びに必要な備品及び設備を無料で提供するとの声明文を添付するものとする。ただし、発展途上国の場合、主催者である政府が要求すれば、設備を必ずしも無料で提供する必要はない。

- 2.2.3 何らかの理由により招聘が取り消された場合、原則として当初計画された開催日にジュネーブでの会合の開催が、加盟国または他の正式に承認された事業者に提案されるものとする。

2.3 会合への参加

- 2.3.1 加盟国及び他の正式に承認された事業者は条約19条に従い、その作業への参加を希望するSG並びにWP及びラポータグループ等のSG関連グループにおいて、名前を登録し、研究中の研究課題に対して技術的及び運営的に十分な解決策を検討できる適性をもつ者として選ばれた参加者によって代表されるものとする。ただし例外的に、加盟国及び他の正当に承認された事業者が、SGまたはSG関連グループへ登録する際、関係参加者の名前を特定せずに登録することができる。会合の議長は、適宜個別の専門家を招聘することができる。専門家は会合議長の要請に応じて、レポートを発表し、情報の提供を行うことができる。また、関連する議論に参加することもできる。

- 2.3.2 SG3の各地域グループ会合への参加者は、原則として、当該地域における加盟国の代表団及びその代表者並びに運用事業者(これらの用語の定義については、憲章の附属書を参照)に限られるものとする。ただし、各SG3地域グループは、これ以外の参加者を、これら参加者が通常のSG会合への参加が適格である範囲において、地域会合の全体または一部に招聘することができる。

- 2.3.3 他SGの地域グループ会合への参加者は、原則として、地域の加盟国の代表、セクタメンバおよびSG関連アソシエイツの代表に限られるものとする。ただし、各地域グループは、これら以外の参加者を、これらの参加者が通常のSG会合への参加が適格である範囲において、地域会合の全体または一部への参加を招聘することができる。

2.4 WTSAへのSGの報告書

- 2.4.1 全てのSGは、WTSAへの各SG報告書がWTSAの少なくとも1月前に加盟国の主管庁及びセクタメンバに届くよう、WTSAに十分先立って開催されるものとする。

- 2.4.2 WTSAへの各SG報告書は、SG議長の責任で作成し、以下を盛り込むものとする：
- 研究会期において達成した成果の簡潔かつ包括的な要約；
 - 研究会期中に加盟国によって承認された全ての勧告(新規または改訂版)への言及；
 - 研究会期中に削除された全ての勧告への言及；
 - WTSAでの検討のために先送りされた全ての勧告案(新規または改訂版)の最終テキストへの言及；
 - 研究のために提案された新規のまたは改訂された研究課題の一覧；
 - 各SGが主管研究委員会となっている合同調整活動のレビュー；
 - 次研究会期における標準化アクション計画案。

決議 1

セクション3
SGのマネジメント

- 3.1 WTSA決議2で決められた委任に従い、SG議長は副議長と相談の上、作業分配のための適切な組織を確立する責任を負わねばならない。各SG議長は、研究委員会または合同調整活動の範囲内において必要な義務を遂行する。
- 3.2 議長及び副議長の任命は、そのSGの技術的内容及び要求されるマネジメント能力の双方における実証された能力に基づくものとし、公平な地域バランス、性別バランスおよび発展途上国からの参加についても考慮することとする。任命された者は、そのSGの担当分野において活動し、SG作業に専心すべきである。現職期間を含む他の考慮事項は二次的なものとする。
- 3.3 SG議長は、作業を組織的に進めるために、すべての副議長、WP議長他から構成されるマネジメントチームを確立しなければならない。副議長の担務は、議長がSGの任務を継続できない場合に、正式なITU-T会合での議長の代理人、または議長の後任者となることを含め、SGのマネジメントに関する事項について議長を支援することである。各WP議長は、技術的・管理的リーダーシップを発揮し、SG副議長と同等に重要な役割を持つものと認識されるべきである。各副議長は当該SGの作業計画に基づき特定の役割を付与されなければならない。マネジメントチームはSGの運営において議長を補佐することが推奨される。例えば、他の標準化機関、フォーラム、コンソーシアムとのリエゾン活動や協力・協働、並びに関連SG活動のプロモーション活動。
- 3.4 上記3.2項に基づき、指名された副議長は、WP議長の候補として第一に考慮されるべきである。しかしながら、他の有能な専門家候補者がWP議長に指名されることを妨げてはならない。
- 3.5 可能な範囲で、今回の総会の決議勧告35に従って、また、実証する能力の必要性を考慮しつつ、マネジメントチームへの任命及び選任は、可能な限り広範囲な加盟国及びセクタメンバの人材を活用すべきである。同時に、SGのプロジェクト構成及び作業計画と整合した効率的かつ効果的なSG管理と機能に必要なSG副議長とWP議長の人数を認識すべきである。
- 3.6 議長、副議長またはWP議長は、この役割を引き受けるに当たって、次のWTSAまでの会期を通じてこの義務を果たすために加盟国及またはセクタメンバの必要な支援を受けられることが期待される。
- 3.7 SG議長はSGを代表してWTSAに参加しなければならない。

決議 1

セクション4

電気通信標準化アドバイザリグループ(TSAG)

- 4.1 条約第14A条に従い、電気通信標準化アドバイザリグループ(TSAG)には、加盟国の主管庁の代表及びITU-Tセクタメンバの代表並びにSG及び他グループの議長または任務代表が自由に参加できる。TSB局長または局長の指名する代表は、TSAGに出席しなければならない。SG及び他グループの議長または、場合によっては、その指名代表(例えば副議長)もまた、TSAGに出席しなければならない。
- 4.2 TSAGの主要な任務は、ITU-T活動の優先事項、計画、運用、財政問題及び戦略を検討し、ITU-Tの作業計画の実施の進捗状況を検討し、SG作業のための指針を提供し、とりわけITU-T内、無線通信部門及び電気通信開発部門、事務総局、並びに万国郵便連合を含む、ITU外の他の標準化機関、フォーラム及びコンソーシアムとの協力及び調整を促進するための方策を勧告することである。
- 4.3 TSAGは、TSB及びSG内の資源の費用及び利用可能性を十分に考慮しつつ、変化する要求事項を特定し、ITU-T SGにおける作業の優先順位、計画及びSG間の作業割当て(及び他の部門との作業調整)に対して適切な変更に関する助言を行う。TSAGは、全ての合同調整活動の活動ぶりを監視し、そのようなグループの設置を勧告することもできる。TSAGは、ITU-T作業方法の更なる改善に関する助言も行うことができる。TSAGはリードSGの活動を監視し、TSAGに提出される進捗報告に助言するものとする。TSAGはSGをまたがる作業計画が成功裏に終了できるよう努力しなければならない。
- 4.3bis WTSAは決議35に従い、TSAGの議長および副議長を任命するものとする。
- 4.4 WTSAが特定した問題について、連続する2つのWTSAの間においてTSAGが検討し役割を果たすため、WTSAは臨時の権限をTSAGに付与することができる。WTSAは、TSAGに委任した特別な機能がITU-Tの予算を超える財政上の支出を必要としないことを確かめるべきである。TSAGは必要に応じ、本件について局長に相談することができる。TSAGに割り当てられた特定の機能の遂行に関するTSAG活動の報告を、条約第197I条および本総会決議22に従い、次回のWTSAへ行うものとする。そのような権限は、次回のWTSAが開催されたときに終了する。ただし、WTSAは特定の期間その延長を決定することができる。
- 4.5 TSAGは、ITU-Tの会合予定表に含まれる定期会合を開催する。会合は、必要に応じて、ただし少なくとも年に一回³は開催しなければならない。
- 4.6 会合の長さ及び費用を最小化する観点で、TSAG議長は、例えば議論の主要な案件を特定することなどにより、適切な事前準備を行うに当たってTSB局長と連携しなければならない。
- 4.7 一般的に、SGに適用される手続規則と同じものが、TSAG及びその会合に適用されるべきである。ただし、会合中に起きた進行中の議論に基づくもので、かつ、会合中に存在する対立を解消することを助けることを意図するものであれば、議長の裁量で、書面による提案をTSAG会合中に提出することができる。
- 4.8 報告書は、毎会合終了後にTSAGによって作成されなければならない。この報告書は会合終了後、目標として6週間以内に有効となるべきであり、また正規のITU-Tの手続に従って、配布されるべきである。

³ 局長及びSG議長は、これらの会合を、4.4項及び5.4項に記述された活動に関する適切な方策を検討するための機会として利用することができる。

決議 1

- 4.9 TSAGは、前回のWTSAでTSAGに割り当てられた問題に関して、WTSAへの報告書を作成するものとする。条約第197H条に従って、TSAGは、WTSAに先立つTSAGの最終会合において、前回のWTSA以降のTSAG活動を要約した報告書を作成しなければならない。この報告書は、作業割当て、ITU-Tの作業方法に関する提案、戦略、及びITU内外の他関連団体との関係に関する助言を適宜提供しなければならない。このWTSAへのTSAG報告書は、また、決議2、すなわち、ITU-T SGの責任及び任務への提案を含むべきである。これらの報告書は局長により総会に提出されなければならない。

決議 1

セクション5
局長の任務

- 5.1 TSB局長の任務は、条約第15条及び第20条の関連規定に概説される。これらの任務はこの決議においてさらに精査される。
- 5.2 TSB局長は、WTSA、TSAG、SG及び他グループの会合に必要な準備的手段を講じ、会合が可能な最短の期間で最良の結果を生むようそれらの作業を調整するものとする。局長は、TSAG及びSG議長との合意により、TSAG、SG及びWPの会合の開催日及び計画を決定し、作業の性質並びにTSB及び他のITUの資源の利用可能性に従って、それらの会合を時間的に確定する。
- 5.2bis TSB局長は、全権委員会議の戦略計画(決議71(2014年釜山、改訂))で定義された目的を達成するために、SGおよび地域グループ活動においてメンバを支援するように、事務局を確実に割り当てられるようにしなければならない。
- 5.3 TSB 局長は、WTSA 決議の編集上の更新を提言し、その修正が改訂版を作成するに値するほど重要か否かについて提言を提出するものとする。
- 5.4 TSB局長は、セクタで承認された戦略計画および理事会で承認された財務計画に整合した方法で、TSBが管理する会合、ITUの加盟国及びセクタメンバへの関連文書(会合報告書、寄書等)の配布、ITU-T出版物、国際電気通信ネットワーク及びサービスの認められた運営上の援助(運営速報、コードの割当て等)及びTSB運営のために必要な、ITU-Tの財政的資源及びTSBの人的資源の割当てを管理しなければならない。
- 5.4bis TSB局長は寄書に基づくITU-T作業へのメンバ、特に発展途上国からの積極的参加を呼びかけ、SGまたは地域グループの各会合の議長報告の中で、要求されたフェローシップのものを含む、使われた全体のリソースの会計、および追加予算リソースのものを含めて公表するものとする。
- 5.5 TSB局長は、ITU-T、他部門、ITU事務総局長との間で、及び他の標準開発機関(SDOs)と必要とされる連絡をとらなければならない。
- 5.6 連合が定める今後2年間の予算準備プロセスの一端として、TSB局長は財務規則および財務規約の関連条例に従い、WTSAの関係する決定を考慮の上、セクタとしての作業の優先度も考慮して、財務予測を準備することとする。
- 5.7 TSB局長は、前回WTSA以降経過した年の計算書、及び次回WTSAまでの今後2年間の予算及び財務計画のための財政的要求を賄うためITU-Tの支出見積りの要約を、優先度を含む関連するWTSAの決定を考慮した上で、(情報として)WTSAへ連絡するものとする。
- 5.8 TSB局長は、予算統制委員会による予備審査及びその後のWTSAでの承認のために、今回のWTSAで発生した支出についての計算書を提出するものとする。
- 5.9 TSB局長は、TSAGから受け取った、次会期のSG及び他グループの組織、委任事項及び作業計画に関する提案の報告書、及びITU-Tセクタを通じたITUリソースを増加させる方法・手段に関する提案をWTSAに提出するものとする(4.9節を参照)。局長は、これらの提案に関する見解を示すことができる。
- 5.10 更にTSB局長は、条約によって特定された制限内で、どのような行動をとるべきかWTSAが決定できるように、ITU-Tの作業の改善に役立つ報告または提案をWTSAへ提出することができる。局長は、特に、必要と思われる次会期のSG組織及び委任事項に関する提案をWTSAへ提出することができる。

決議 1

- 5.11 TSB局長は、代表団長による検討のため、SG及びTSAGの議長及び副議長の候補者に関して、SG及びTSAGの議長からの援助を要請することができる。
- 5.12 WTSAの閉会后、TSB局長は、ITU-Tの活動に参加している加盟国の主管庁及びセクタメンバに、WTSAによって設置されたSG及び他のグループの一覧を、研究のため様々なグループに参照されてきたそれらの一般的な責任範囲及び研究課題を示しつつ、また、参加を希望するSGまたは他グループについて局長への助言を提供するように求めるものとする。
- 更に局長は、国際機関に対し、WTSAによって設置されたSG及び他グループの一覧を、それらが顧問の資格で参加を希望するSGまたは他のグループについて局長への助言を提供するよう求めるものとする。
- 5.13 加盟国の主管庁、セクタメンバ及び他の参加機関は、WTSA後できるだけ早く、かつ、TSB局長の回章を受領してから二か月以内に、これらの事項についての情報を提供し、また、定期的に見直すことを要請される。
- 5.14 WTSA間の期間において、TSB局長は、必要に応じ利用可能な予算の範囲で、ITU-Tの作業の効率性を確保するための例外措置を講じる権限を持つ。
- 5.15 WTSA間の期間において、TSB局長は、ITU-Tの作業能率を最大にすることができるよう、利用可能な財政的資源・人的資源の割当てに関してSG及びTSAG議長からの援助を要請することができる。
- 5.16 SG議長及びTSAG議長と協議して、局長は、SGの作業を要約した情報の適切な流通を確保すべきである。この情報は、ITU-Tで進行している作業の意義全体を把握し認識する上で助けとなるよう意図されるべきである。
- 5.17 TSB局長は、全てのメンバの利益のため、他の標準化機関との協力及び調整を促進し、この努力についてTSAGに報告するものとする。

決議 1

セクション6

寄書

- 6.0 寄書(contribution)は、
WTSA の開催 1 月前までに提出すべきであり、どのような場合も、WTSA への全ての寄書の提出期限は、この文書の時宜を得た翻訳及び代表団による熟考を可能にするため、WTSA 開催前 14 暦日以内とする。TSB は、WTSA に提出された全ての寄書を、連合の公式言語への翻訳を待たず、提出時の一つまたは複数の言語により WTSA ウェブサイトで速やかに公開するものとする。
- 6.1 WP、SG 及び TSAG の各会合への寄書は、ITU-T 勧告 A.1 に従い提出し、ITU-T 勧告 A.2 に従う体裁とする。

セクション7

研究課題の作成及び承認

- 7.1 研究課題の作成または改訂
- 7.1.0 新規課題案または改訂課題案の承認を求めるための検討およびITU-Tの作業計画への包含は、次のように処理されることが好ましい：
- a) SG及びTSAGを経る；
 - b) SG会合がWTSA前の当該会期の最終会合であるときは、SGを経てWTSAの関連委員会での更なる審議を経る；
 - c) 緊急な取扱いが正当化されるときは、SGのみを経る；
- または、
WTSAを経る(7.1.10項参照)。
- 7.1.1 加盟国及び他の正式に認められている団体は、新規または改訂研究課題を検討するSG 会合への寄書として、研究課題案を提出するものとする。
- 7.1.2 各研究課題案は、特定の作業目的の観点から作成されるべきであり、また、少ないITUリソースをできるだけ効率的に管理し、リソースの利用を最適化することを意図して、本決議の付録Iに列挙する適切な情報を伴うものとする。この情報は、他SG及び標準化団体の作業との関係を考慮しながら、研究課題を提案する理由の正当性を明確にするとともにその緊急度合いを示すものであるべきである。
- 7.1.3 TSBは、研究課題を検討するSG会合の少なくとも1月前に受領されるよう、当該SGの加盟国及びセクタメンバへ提案された新規または改訂研究課題案を配布するものとする。
- 7.1.4 新規または改訂された研究課題は、会合中にSGが自ら提案することができる。
- 7.1.5 各SGは、以下を決定するために、新規または改訂研究課題案を検討するものとする：
- i) 各研究課題案の明確な目的；
 - ii) 望まれる新規勧告の優先度及び緊急性、またはその研究課題の研究の結果によって生じる既存勧告の変更；
 - iii) 新規または改訂研究課題案が、当該SG内や他のSGの研究課題案との間で、また他の標準化機関の作業との間で可能な限り重複がないこと。
- 7.1.6 承認のために新規または改訂研究課題提案を提出するSGによる合意は、7.1.5項の基準を満たしたことにに関して研究課題提案が議論されるSG会合に出席している加盟国及び

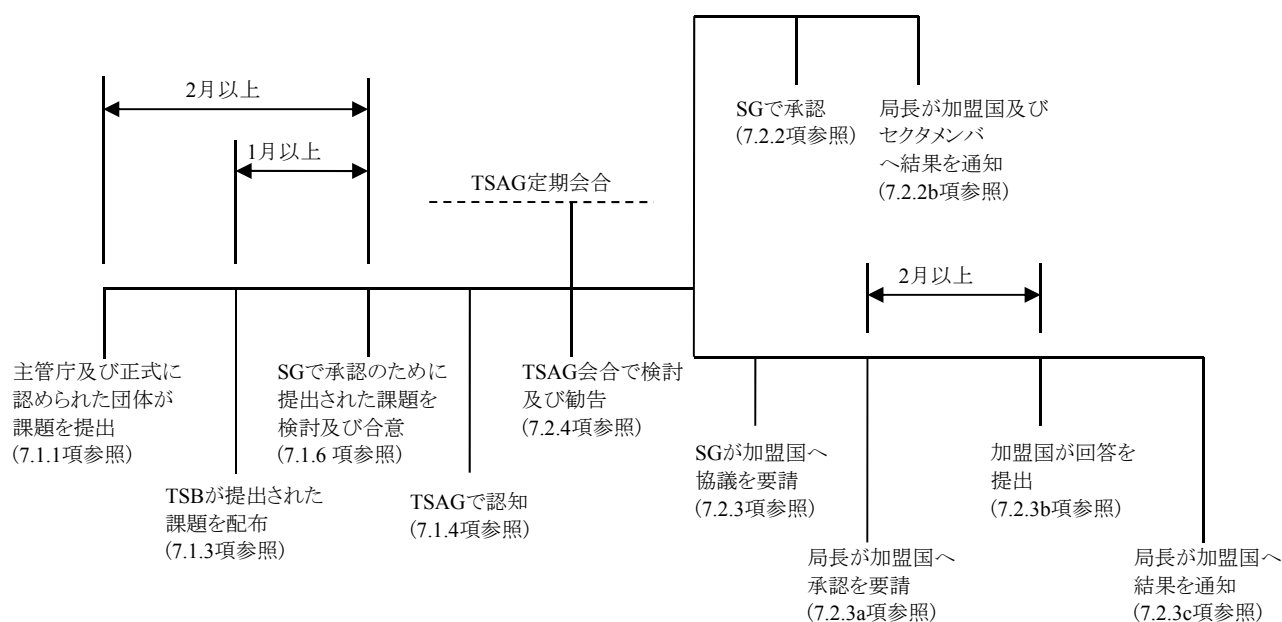
決議 1

セクタメンバの間でコンセンサスに到達することにより達成される。

- 7.1.7 TSAGは、全てのITU-T SGまたは他グループ作業との関連を検討できるよう、SGからのリエゾン文書により、全ての新規または改訂研究課題提案を承知するものとする。TSAGは、研究課題提案の作成者と連携して、上記7.1.5項の基準を考慮しつつ、これら研究課題のレビューをしなければならない。また、TSAGは、必要な場合には変更を勧告することができる。
- 7.1.8 承認に先立つTSAGによる研究課題レビューの機会は、重複またはリエゾンの問題が生じうる場合にはTSAG議長及び他の全てのSG議長と協議した後で、TSB局長の意見により研究課題案の緊急な承認が正当なものであるとされた場合にのみ省略することができる。
- 7.1.9 SGは、新規または改訂研究課題案が承認される前に作業を開始することに同意することができる。
- 7.1.10 上記にかかわらず、1つの加盟国または1つのセクタメンバが直接WTSAへ研究課題を提案する場合には、後者(WTSA)が新規または改訂研究課題を承認するか、または検討を行う時間を考慮して、次の関連SG会合に研究課題提案を提出することを、加盟国またはセクタメンバに要請するかのいずれかとなる。
- 7.1.11 経済的過渡期にある国、発展途上国⁴及び特に最貧開発国の特殊性を考慮するため、TSBは、そのような国がBDTを通して提出するいかなる要求、特に、研修や情報あるいはITU-D SGによって扱われない研究課題の調査に関連する問題、及びITU-D SGによって一定の課題の調査に必要な技術的援助に関係する要求にも応えて、本総会決議44の関連規定を考慮しなければならない。
- 7.2 WTSA間の新規または改訂研究課題の承認(図7.1a参照)**
- 7.2.1 WTSA間において、また、新規または改訂研究課題案の作成の後(上記7.1を参照)、新規または改訂された研究課題の承認手続は、下記の7.2.2項及び7.2.3項で定めるとおりである。

⁴ 「発展途上国」は、最貧開発国 (least developed country)、発展途上島嶼国 (small island developing states)、内陸発展途上国 (landlocked developing countries) 及び経済過渡期にある国 (countries with economic in transition) を含む。

決議 1



WTSA間における新規または改訂研究課題の承認

- 7.2.2 SG会合で同意が得られた場合は、新規または改訂された研究課題を承認することができる。更に、いくつかの(通常少なくとも4つの)加盟国及びセクタメンバが、例えば寄書、ラポートまたはエディタ及び／または会合の主催によって、作業を支援することを約束しなければならない。支援する団体の名称が、約束している支援の種類とともに、会合報告書に記録されるべきである。
- a) ひとたび承認された新規または改訂研究課題提案は、WTSAで承認された研究課題と同じ地位を有しなければならない。
- b) 局長は、回章によって結果を通知するものとする。
- 7.2.3 あるいは、7.2.2項に述べる支援が提供されたにもかかわらず、新規または改訂された研究課題を承認するためのSGの同意が得られない場合は、SGは本件の検討を継続するか、加盟国の協議による承認を要請することができる。
- a) TSB局長は、加盟国に対し、新規または改訂された研究課題を承認するか否かを二か月以内に局長へ通知するよう要請するものとする。
- b) 以下の場合、研究課題提案が承認され、WTSAで承認された研究課題と同じ地位を有するものとする。
- － 回答した全ての加盟国の過半数が同意している場合、及び
 - － 少なくとも10の回答が受領された場合
- c) TSB局長は、回章により協議の結果を通知するものとする(8.2項も参照)。
- 7.2.4 WTSA間において、TSAGは、ITU-Tの作業計画を見直し、また、必要に応じて改訂を勧告しなければならない。
- 7.2.5 特に、TSAGは、新規または改訂研究課題案がSGの任務に即しているか確定するために、全ての新規または改訂研究課題案を検討しなければならない。TSAGは、その後、いかなる新規または改訂研究課題案のテキストをも是認(endorse)するかまたは修正を勧

決議 1

告する。もしTSAGが新規または改訂研究課題の修正を勧告した場合、その課題は再検討のため関連するSGに戻される。TSAGはすでに承認された新規または改訂研究課題案のテキストに留意する。

7.3 **WTSAによる研究課題の承認(図7.1bを参照)**

7.3.1 WTSAの少なくとも二か月前に、TSAGは、WTSAの検討のために、研究課題を検討し、レビューし、また、適切な場合には変更を勧告するために、研究課題がITU-T作業計画のニーズ・優先事項全体に応じるものであり、以下のためにきちんと調和がとられることを確保しながら、開催されるものとする：

- i) 重複作業の回避；
- ii) SG間の相互のやり取りのための一貫した基盤の提供；
- iii) 勧告案および他のITU-T出版物作成の全体的な進捗状況の監視の促進；
- iv) 他の標準化機関との協力的な作業の促進。

7.3.2 WTSAの少なくともひと月前に、局長は、TSAGで合意された新規または改訂研究課題案の一覧を加盟国及びセクタメンバに通知しなければならない。

7.3.3 研究課題提案は、連合の会議、総会および会合の一般規則に従ってWTSAにより承認される。

決議 1

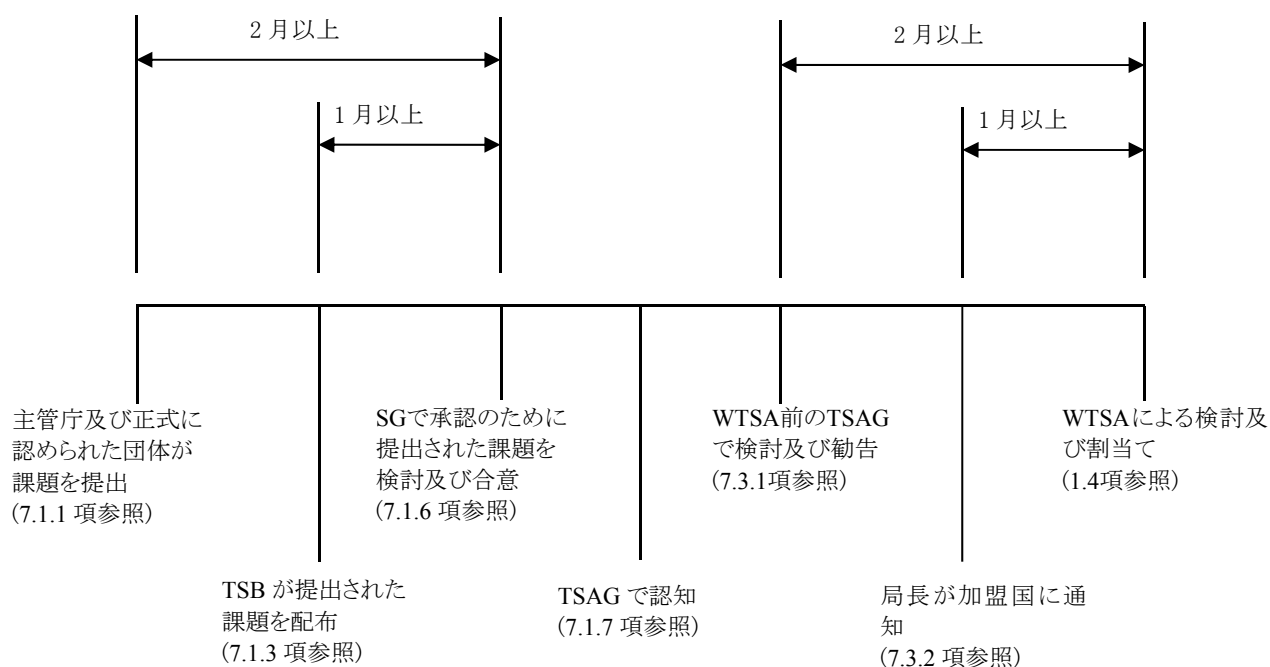


図 7.1b

WTSA における新規または改訂研究課題の承認

7.4 研究課題の削除

SGは、以下のうち最も適切である個々の場合において研究課題削除の決定を行うことができる。

7.4.1 WTSA間における研究課題の削除

7.4.1.1 SG会合において、例えば、作業が終了している場合、または、その会合及び過去2回のSG会合で全く寄書が受領されていない場合、出席者間でコンセンサスに至ることで研究課題を削除することに合意することができる。この合意についての通知は、削除の理由についての説明の要約を含め、回章により提供されるものとする。回答した加盟国の単純過半数が二か月以内に削除に異議を唱えなければ、削除は有効となる。これ以外の場合、この問題はSGに差し戻される。

7.4.1.2 不承認を示した加盟国は、その理由を提示するとともに、研究課題の更なる研究を容易にする可能な変更を示すことを要請される。

7.4.1.3 結果に関する通知は回章により与えられ、TSAGは、局長により知らされる。更に、局長は、適切なときにはいつでも、しかし研究会期中少なくとも1度は、削除された研究課題の一覧を公表しなければならない。

7.4.2 WTSAによる研究課題の削除

SGの決定に基づき、議長は、WTSAへの報告書に研究課題の削除の要請を含めるものとする。WTSAは、この要請を承認することができる。

決議 1

セクション8

勧告の作成および承認手続

8.1 ITU-T勧告の承認手続および承認手続きの選定

加盟国の公式なコンサルテーションを必要とする勧告承認手続き(従来の承認手続、TAP)は本決議の第9章に記載されている。加盟国の公式なコンサルテーションを必要としない勧告承認手続き(代替承認手続、AAP)はITU-T勧告A.8に規定されている。条約により両方の勧告承認手続きのステータスに差はない。

「選定」とは、新規及び改訂勧告の作成及び承認のために、AAP(ITU-T勧告 A.8参照)を選択するか、TAPを選択するかの行為をいう。

8.1.1 SG会合での選定

一般的な手法として、ナンバリング／アドレッシング及び料金／課金／精算の研究課題に関わるITU-T勧告はTAPに従うと想定される。同様に、上記以外の研究課題に関わるITU-T勧告はAAPに従うと想定される。しかしながら、会合に出席している加盟国及びセクタメンバが合意により決定すれば、SG会合での明示的な行動により、選定をAAPからTAPに、またその逆に変更することができる。

新規または改訂勧告案が政策的または規制的含意を含むかどうか、特に料金や精算に関連するか、を決定する場合にSGは本総会決議40を参照すべきである。

合意が達成されない場合、上記1.11項に記述するように、WTSAで使用されるのと同じ手続が選定を決定するために使用されるものとする。

8.1.2 WTSAでの選定

一般的な手法として、ナンバリング／アドレッシング及び料金／課金／精算の研究課題に関わるITU-T勧告はTAPに従うと想定される。また、上記以外の研究課題に関わるITU-T勧告はAAPに従うと想定される。しかしながら、WTSA会合での明示的な行動により、選定をAAPからTAPに、またその逆に変更することができる。

8.2 選定の通知

TSB局長がメンバに研究課題が承認されたことを通知するとき、TSB局長は、結果として生じる勧告の選定案の通知も含めるものとする。もし何らかの反対があれば、それはITU条約第246D号の規定に基づくものでなければならないが、それらは書面により、選定の再検討が行われ得る次のSG会合へ先送りされるものとする(下記8.3項を参照)。

8.3 選定の再検討

新規または改訂勧告案を「ラストコール」コメントプロセスに付する決定までのいかなる時点でも、条約第246D号の規定に基づき選定は再検討することができる。再考のためのいかなる要求も選択の再考の理由を付して、SGまたはWP会合に対し書面によりなされなければならない(例えば、寄書、あるいは、寄書の期限満了後に提出される場合は一時的な文書に反映される書面による文書)。一つの加盟国またはセクタメンバからの選定を変更する提案は、会合で取り扱われる前に他メンバの支持を得なければならない。

8.1.1 に記述するのと同じ手順を用いて、SG は、選定をそのまま維持するか、変更するかを決定する。

選定は、一旦勧告がコンセントされるか(ITU-T勧告 A.8、3.1節を参照)または(勧告案が)凍結されれば(下記9.3.1項を参照)、変更することができない。

決議 1

セクション9

従来の承認手続を用いた新規及び改訂勧告の承認

9.1 概要

- 9.1.1 加盟国の正式な協議を必要とする新規または改訂勧告の承認のための手続(従来の承認手続:TAP)は、WTSA決議1のこのセクションにあるとおりである。ITU条約第246B号に従い、新規または改訂ITU-T勧告案は、WTSAにより確立された手続に従ってSGにより採択され、また、承認のために加盟国の正式な協議を必要としない勧告は、承認されたものと見なされる。このような勧告承認手続(代替承認手続:AAP)は、ITU-T勧告 A.8にあるとおりである。条約に従い、承認された勧告の地位は、双方の承認方法において同等である。
- 9.1.2 速さと効率性のため、通常関連するテキストが成熟した状態になったら速やかに、TSB局長が、関連SGへの代表権限のある加盟国に、正式なSG会合での承認手続とそれに続く合意を進めるよう要請する内容の正式な協議により、承認が求められるべきである。関連SGは、WTSAにおいて承認を求めることもできる。
- 9.1.3 条約第247A条に従い、承認された勧告の地位は、承認がSG会合におけるものかWTSAにおけるものかにかかわらず同等である。

9.2 手順

- 9.2.1 SGは、全ての新規及び改訂勧告案が成熟した状態になった場合に、それらの承認を求めるために以下に記述する手続を適用すべきである。手続の順序については図9.1を参照のこと。
- 注 一 SG3地域グループは、この手続を地方料金の設置という目的に限定して適用することを独自に決定するものとする。この手続に従い採用した勧告は何れもこの地域グループに参加する加盟国にのみ適用されるものとする。SG3議長は、この承認手続を適用する決定について知らされるものとし、SG3はその次回全体会合において広い観点から勧告案を検討する。原則と方法論に関して反対が無ければ、この手続は開始されるものとする。SG3地域グループの加盟国のみが、当該勧告案の承認のためにTSB局長による協議を受けるものとする。
- 9.2.2 新規または改訂勧告の承認が、WTSAでの検討のために延期される場合は以下のとおりである：
- ITU-T全体に関する管理的な性質を有する勧告；
 - 当該SGが、特に困難または微妙な問題はWTSA自らが討議し解決することが望ましいと考える場合；
 - SG内での合意を目指したが、政策に関する見解の相違のような非技術的問題により、達成されなかった場合。

9.3 前提条件

- 9.3.1 SG議長の要請に基づき、SG会合を招請する際、TSB局長は、この決議で定める承認手続を適用する意図を明示的に周知するものとする。このような要請は、勧告案に関する作業がこのような行動をとるために十分に成熟したという、SG若しくはWP会合、または例外的にWTSAにおける決定に基づくものとする。この段階で勧告案は「凍結された」と見なされる。TSB局長は、勧告の要約を含めるものとする。また、検討される新規または改

決議 1

訂勧告案のテキストが存在する報告書または他の文書への参照がなされるものとする。この情報も全ての加盟国及びセクタメンバに配布されるものとする。

- 9.3.2 SGは、各公用語における適切性のために新規及び改訂勧告のテキストを見直すために、各SGに編集グループを設置することを奨励される。
- 9.3.3 新規または改訂勧告案のテキストは、この決議で定める承認手続の適用意図をTSB局長が通知する時点で、少なくとも一つの公用語で最終的に編集された形でTSBに利用可能とならなければならない。勧告(ソフトウェア、テストベクタ等)を含む全ての関連する電子的な文書は同時にTSBに利用可能とならなければならない。下記9.3.4項に従い、最終的に編集された形の勧告案を反映した要約もまたTSBに提供されなければならない。会合への招請状は、新規または勧告案の要約とともに、この承認手続の適用意図を通知しつつ、会合の少なくとも3月前に到着するよう、TSB局長により全ての加盟国及びセクタメンバに送付されなければならない。招請状及び同封する要約は、適切な公用語の使用を含む通常の手続に従って配布されるものとする。
- 9.3.4 この要約は、ITU-T勧告案の草案に関する起草者用指針に従って作成されるものとする。これは、新規または改訂勧告案の目的及び内容に関する簡潔な概要であり、適切な場合には改訂の意図も記載される。いかなる勧告も、この要約文なしに完成し承認の準備ができたとは見なされないものとする。
- 9.3.5 新規または改訂勧告案のテキストは、通知された会合の少なくとも1月前に公用語により配布されていないなければならない。
- 9.3.6 新規または改訂勧告案は、割り当てられた研究課題によって定義されるSGの担務の範囲内で、条約第14条第192号に従って、承認を求められるのみである。代わりとして、または加えて、SGの責任及び担務の範囲内において、既存勧告の修正の承認を求めることができる(決議2を参照)。
- 9.3.7 新規または改訂勧告案が複数のSGの担務内に該当する場合、承認を提案するSGの議長は、この承認手続の適用を進める前に、関連する他の全てのSG議長の意見を照会し、考慮すべきである。
- 9.3.8 ITU-T勧告は、可能な限り幅広くオープンに適用されることを目的として、勧告が確実に幅広く利用されるよう精査される。勧告は、知的財産権に関する要件を念頭に置きかつ <http://www.itu.int/ITU-T/ipr/> で閲覧することができるITU-T/ITU-R/ISO/IECの共通特許規約(Common Patent Policy)に従って推敲する。
例えば以下が挙げられる:
- 9.3.8.1 ITU-Tの作業に参加するいかなる当事者も、その当事者または他の機関の公知特許文献または公知の出願中の特許についてTSB局長に最初から注意喚起すべきである。ITU-Tウェブサイトから入手可能な「特許声明及びライセンス宣言(Patent Statement and Licensing Declaration)」の書式が使用されるべきである。
- 9.3.8.2 ITU-T勧告の施行に使用する必要があると思われる(複数の)特許または出願中の特許文献を保有するITU-T非加盟機関は、TSBに対しITU-Tウェブサイトから入手可能な「特許声明及びライセンス宣言」を提出することができる。
- 9.3.9 安定性の観点から、一旦新規または改訂勧告が承認された場合、その新規テキストまたは改訂部分のいかなる修正も、それぞれ、その修正案が変更というよりむしろその前の承認手続で達成した合意を補足するものである場合、または重大な誤りまたは欠落が見つかった場合を除き、ある妥当な期間内は通常承認を求めることはできない。目安として、この文脈において「妥当な期間」とは、殆どの場合少なくとも2年を意味する。
- 9.3.10 研究会期中に承認された勧告によって不利な影響を受けると考える加盟国は何れも、そ

決議 1

の案件をTSB局長に付託することができる。TSB局長はそれを、迅速な対処のために関連SGに提出するものとする。

- 9.3.11 TSB局長は、上記9.3.10項に従って通知された全ての案件を、次回のWTSAに通知するものとする。

9.4 協議

- 9.4.1 加盟国の協議には、TSB局長の承認手続(9.3.1項)を適用する意図の通知から開始しSG会合前7作業日までの期間及び手続が含まれる。TSB局長は、この期間内に、新規または改訂勧告案がSG会合において承認のために検討される権限をSGに与えるか否かについての意見を加盟国に要請するものとする。加盟国のみが回答する権限を有する(9.5.2を参照)。
- 9.4.2 TSBが、勧告案の施行に、例えば特許または著作権の存在といった知的財産の使用が必要となる可能性があることを示す一または複数の声明を受け取った場合は、TSB局長は、手続回章においてこの状況を示し、決議1の承認手続を適用する意図を通知するものとする(本決議の付録Ⅱを参照)。
- 9.4.3 TSB局長は、当該SGの活動に参加していると認められた事業体、学術・工業団体及び国際機関と同様、他の2局長に対し、加盟国が新規及び改訂勧告案に関する協議に返答することが求められていることを知らせるものとする。加盟国のみが返答する資格を与えられる(ただし、下記9.5.2項を参照)。
- 9.4.4 万一、ある加盟国が承認のための検討を進めてはならないとの意見を持っている場合は、その加盟国は、不承認の理由を知らせ、また、新規または改訂勧告案の更なる検討及び承認を容易にするための可能な変更を示すべきである。
- 9.4.5 加盟国からの返答の70%以上がSG会合における承認のための検討を支持する場合(または返答が全くない場合)、TSB局長は承認の協議を進めてもよい旨を議長に知らせるものとする(加盟国から与えられた、SGが承認手続を進めることができる権限により、加盟国は、下記9.5.2項に従ってSGが必要な技術上及び編集上の変更を行うことができることを認識する)。
- 9.4.6 期日までに受領された返答のうち、SG会合における承認のための検討を支持するものが70%未満である場合、TSB局長は、その会合で承認の検討を進めることができない旨を議長に助言するものとする(その場合でも、SGは上記9.4.4項に基づいて提供される情報を検討すべきである)。
- 9.4.7 協議への返答に伴って受領された全てのコメントは、TSBにより収集され、次回のSG会合に暫定文書として提出されるものとする。

9.5 SG会合での手続

- 9.5.1 上記9.3.1項及び9.3.3項で言及したとおり、SGは、新規または改訂勧告案のテキストを評価すべきである。次に、SG会合は、勧告の内容に影響を与えないあらゆる編集上の訂正またはその他の修正を受諾することができる。SGは、9.3.4項で言及される要約文について、新規または及び改訂勧告案の意図を、SG作業に参加していない電気通信の専門家に簡潔に伝達できる完全性と能力があるか否かの観点から評価すべきである。
- 9.5.2 技術上及び編集上の変更は、書面による寄書、協議手続の結果(上記9.4項を参照)又はリエゾン文書の結果として会合中のみ行うことができる。そのような改訂の提案が正当化されるものではあるが、勧告の意図に大きな影響を与えるものである場合、又はその前のSG又はWP会合で合意された原則事項から逸脱する場合、この承認手続の検討は別

決議 1

の会合まで延期されるべきである。しかしながら、正当な場合、SG議長がTSBと協議して以下であると考えるならば、承認手続をなお適用することができる：

- － 変更案が、その会合に代表者を出していない、又は、変更のあった状況で適切な代表者を出していない加盟国にとって（上記9.4項で出される助言の文脈において）妥当なものであること；及び
- － テキスト案が安定していること。

- 9.5.3 SG会合での討議の後、この承認手続の下での代表団の行う勧告の決定は、反対がないものでなければならない（しかし、留保に関しては9.5.4項、9.5.5項及び9.5.6項を参照）。条約第239号を参照のこと。
- 9.5.4 代表団がテキストの承認に反対はしないが、一つ又は複数の側面に関してある程度の留保を記録することを希望する場合は、これを会合報告書に記載するものとする。このような留保は、当該勧告のテキストに書き添えられる簡潔な注により言及されるものとする。
- 9.5.5 決定は、最終的な形で会合の全ての出席者に利用可能なテキストに基づいて、会合中に達せられなければならない。例外的に、しかし会合中に限り、代表団はその立場を検討する更なる時間を要求することができる。会合の終了から4週間の期間内に、TSB局長がその代表団が属する加盟国から正式な反対を通知されなければ、TSB局長は、9.6.1項に従い手続を進めるものとする。
- 9.5.5.1 立場を検討するために更なる時間を要求し、その後上記9.5.5項に規定された4週間の期間内に不承認を表示した加盟国は、その理由を通知し、新規又は改訂勧告案の更なる検討及び将来の承認を容易にする可能な変更を示すことを要請される。
- 9.5.5.2 TSB局長に正式な反対が通知された場合、SG議長は、当事者との協議の後、その後のWP又はSG会合での更なる決議を行わずに、上記9.3.1項に従って手続を進めることができる。
- 9.5.6 代表団は、手続を適用する決定を棄権するつもりであることを会合で知らせることができる。その場合、この代表団の出席は、上記9.5.3項の目的のために無視されるものとする。このような棄権は、後に、しかし会合期間中のみに、取り消すことができる。

9.6 通知

- 9.6.1 SG会合の閉会日から4週間以内に、又は例外的に9.5.5項に記述されている期間後4週間以内に、TSB局長は、回章によりそのテキストが承認されたか否かを通知するものとする。TSB局長は、次回入手可能なITU告示にもこの情報が盛り込まれるよう調整するものとする。これと同じ期間内にTSB局長は、また、SGの決定会合中に合意された全ての勧告が少なくとも一つの公用語で、その勧告が最終版でないことの表示とともに、オンラインで入手可能となるよう保証する。
- 9.6.2 万一、承認のために提示されているテキストにおいて、見落とし又は矛盾の純粹に編集上の微修正又は訂正が必要な場合は、TSBは、SG議長の承認を得てこれらを訂正することができる。
- 9.6.3 事務総局長は、必要に応じて発効日を示しつつ、実行可能な限り速やかに、承認された新規又は改訂勧告を公用語で公表するものとする。ただし、ITU-T勧告 A.11に従い、微修正については、完全な再発行よりもむしろ訂正文によって補うことができる。また、適切な場合は、テキストはグループ化し、市場ニーズに合わせることができる。
- 9.6.4 全ての新規及び改訂勧告の表紙には、使用者に対し、ITU-Tの特許データベース及びITU-Tの著作権データベースを調べるよう要求するテキストが加えられるものとする。文言案は以下のとおりである。

決議 1

- － 「ITUは、この勧告の実施又は施行には、請求されている知的財産権の使用を伴う可能性があることに注意を喚起する。ITUは、その請求がITUの加盟国及びセクタメンバによるものであろうと勧告作成手続外にいる他者によるものであろうと、請求されている知的財産権の証拠、有効性又は適用性に関していかなる立場もとらない。」
- － 「この勧告の承認日時点で、ITUは、この勧告の施行に必要とされる可能性のある、特許権／ソフトウェア著作権によって保護される知的財産の通知を受領していた／していなかった。しかしながら、施行者は、これが最新の情報を表示していない可能性について警告を受け、従って、ITU-Tのウェブサイトで利用できる適切なITU-Tデータベースを検索するよう強く要求される。」

9.6.5 新規及び改訂勧告の一覧の公表に関しては、勧告A.11も参照のこと。

9.7 誤植等の修正

SGが勧告の中の誤植等(例えば、誤植、編集上の誤り、曖昧な語句、欠落又は矛盾及び技術的な誤り)について実装者に注意喚起する必要性を認めた場合に使用することができる手段の一つがインプリメンターズガイドである。このガイドは、全ての特定された誤植等及びそれらが特定され最終的な解決へ至る訂正の状況を記録する履歴文書である。インプリメンターズガイドは、SGにより、またはSG議長が同席する既存のWPにより同意されなければならない。インプリメンターズガイドは、自由にアクセスできるITU-Tウェブサイトに掲載することにより、活用されなければならない。

9.8 勧告の削除

SGは、勧告の削除が最も適切である以下の選択肢の個々の場合において、決定を行うことができる。

9.8.1 WTSAによる勧告の削除

SGの決定に基づき、議長は勧告を削除する要請を、議長からWTSAへの報告書に盛り込むものとする。WTSAは、この要請を審議して適切に対処すべきである。

9.8.2 WTSA間の勧告の削除

9.8.2.1 他の勧告が優先する場合又は時代に合わなくなっている場合、SG会合において、勧告の削除が合意されることがある。この合意は全会一致で承認されなければならない。削除の理由について説明する要約を含め、この合意についての情報は、回章により提供される。3月以内に、削除に対する反対が受領されなければ、削除は有効となる。反対がある場合は、SGに差し戻される。

9.8.2.2 結果は別の回章に盛り込まれ通知されなければならない。また、TSAGにはTSB局長からの報告書により通知しなければならない。更にTSB局長は、適切なときにいつでも、しかし少なくとも研究会期中に一度、削除された勧告の一覧を公表しなければならない。

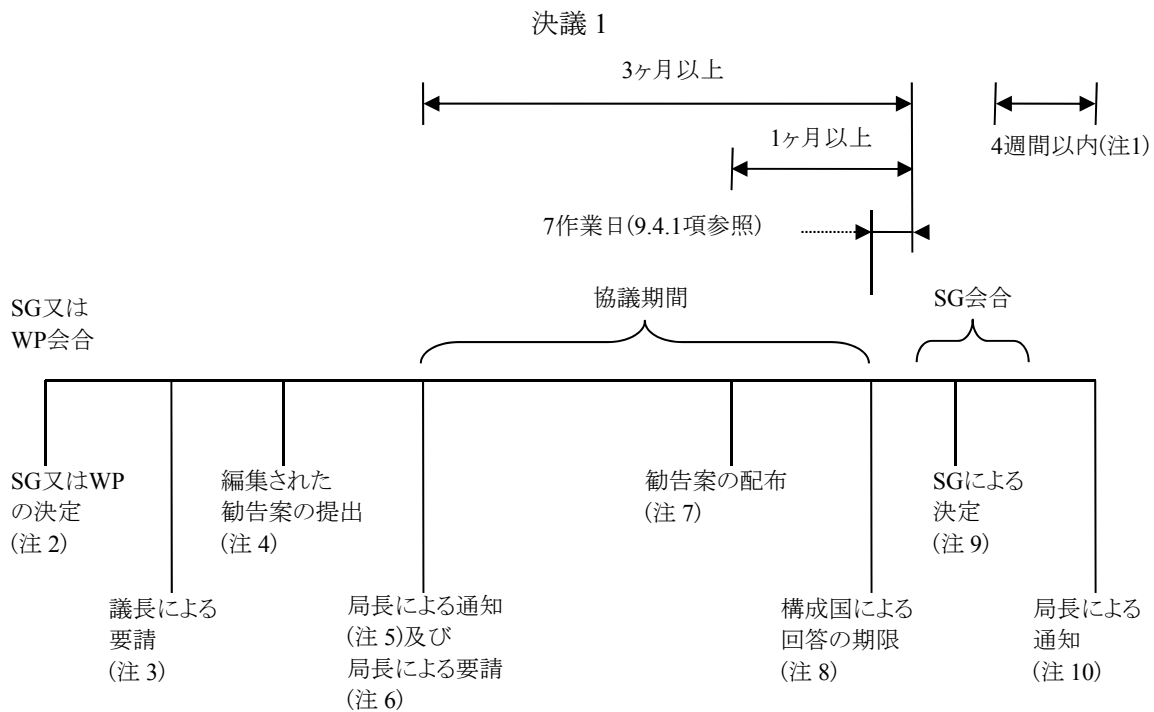


図 9.1
TAP を利用した新規及び改正勧告の承認一手順の流れ

注:

- 1- 例外的に、9.5.5項に基づき代表団が更なる時間を要求した場合は、4週間までの追加的な期間が加えられる。
- 2- SG又はWPの決定:
SG又はWPが、勧告案に関する作業が十分成熟していることを確定し、SG議長に対し、局長に要請するよう要請する(9.3.1項)。
- 3- 議長からの要請:
SG議長が、局長は承認を求める意図を周知すべきであると要請する(9.3.1項)。
- 4- 利用可能な編集テキスト:
勧告案のテキストが、必要な要約を含め、少なくとも一の公用語で最終的に編集された形でTSBに利用可能とすべきである(9.3.3項)。同時に、勧告に含まれるあらゆる関連電子文書もTSBに利用可能とすべきである。
- 5- 局長からの周知:
局長が、次回のSG会合で勧告案の承認を求める意図を周知する。承認手続を適用する意図の通知を含む会合招請状が、少なくとも会合の3月前に受領されるよう、全ての加盟国及びセクタメンバに送付されるべきである(9.3.1項及び9.3.3項)。
- 6- 局長からの要請:
局長が、加盟国に対し、提案を承認するか否かを局長に通知するよう要請する(9.4.1項及び9.4.2項)。この要請は、要約及び完全な最終テキストへの言及を含む。
- 7- テキストの配布:
勧告案のテキストは、周知された会合の少なくとも1月前に、当該公用語で配布されていなければならない(9.3.5項)。
- 8- 加盟国の回答期限:
協議期間中に受領された回答の70%が承認を示した場合、提案は了承されたものとする(9.4.1項、9.4.5項及び9.4.7項)。
- 9- SGの決定:
討議の後、SGは承認手続を適用するために、全会一致で承認する(9.5.3項及び9.5.2項)。代表団はある程度の留保を記録でき(9.5.4項)、その立場を検討するために更なる時間を要求(9.5.5項)又は決定を棄権できる(9.5.6項)。
- 10- 局長からの通知:
局長は、勧告案が承認されたか否かを通知する(9.6.1項)。

局長は、勧告案が承認されたか否かを通知する(9.6.1項)。

決議 1

ANNEX A
(決議1(2016年ハマメット改訂))
AITU-T の文書

A.1 一般原則

以下の A.1.1 および A.1.2 において用語「テキスト」は、A.2 から A.10 で定義される ITU-T 決議、課題、意見書、勧告、補遺、実装ガイドライン、技術文書およびレポートで使用される。

A.1.1 テキストの表示

- A.1.1.1 テキストは必要な内容を考慮した上で、可能な限り手短に、かつ課題/トピックまたはその一部に直接的に関係したものでなければならない。
- A.1.1.2 各テキストは関連するテキストへの参照を含めるべきである。適当と思われる場合は国際電気通信規則 (ITR) の条文への参照も、ITR のいかなる解釈、形容やその変更への示唆することなく、含めるべきである。
- A.1.1.3 テキスト(決議、課題、意見書、勧告、補遺、実装ガイドライン、技術レポートおよびハンドブック)は、それらの番号、タイトル、最初の承認年について、また適切な場合にはその改訂年を加えて、表示されなければならない。
- A.1.1.4 これらのテキストの補足文書は、他に指定がない限り、本文と同様のステータスを持つものと考えられるべきである。
- A.1.1.5 勧告の補遺は勧告の不可分の一部を構成するものではなく、勧告またはその補足文書と同等のステータスを持っていると考えてはならない。

A.1.2 テキストの出版

- A.1.2.1 すべてのテキストは承認後できるだけ早く電子的形態で出版されなければならない。また、ITU の出版ポリシーに従い、紙でも用意されることもある。
- A.1.2.2 承認された新規/改訂決議、意見、課題および勧告は実行可能な範囲でできるだけ速やかに連合の公式言語により ITU から出版されることになる。補遺、実装ガイドライン、技術レポートおよびハンドブックはできるだけ迅速に英語で出版され、連合の6つの公式言語での出版は関連グループの決定に従う。

A.2 ITU-T 決議**A.2.1 定義**

決議: WTSA によりテキストで、ITU-T の組織、作業方法および計画書を含む。

A.2.2 承認

WTSA は加盟国、セクタメンバからの提案または TSAG からの助言を審議し、WTSA 決議を承認することができる。

A.2.3 削除

WTSA は加盟国、セクタメンバからの提案または TSAG からの助言に基づき、WTSA 決議を削除することができる。

A.3 ITU-T 意見書**A.3.1 定義**

意見書: ITU-T、他の ITU セクタや国際機関に向けた、見解、提案または質問を含むテキストのことで、必ずしも技術事項に関することに制限されない。

A.3.2 承認

決議 1

WTSA は加盟国およびセクタメンバからの提案、若しくは TSAG からの助言に基づき、改訂/新規の ITU-T 意見書を審査し、承認することができる。

A.3.3 削除

WTSA は加盟国およびセクタメンバからの提案、若しくは TSAG からの助言に基づき、意見書を削除することができる。

A.4 ITU-T 課題

A.4.1 定義

研究対象となる領域の記述で、通常、1 件または複数の新規/改訂勧告が作成される。

A.4.2 承認

課題の承認手続きは、本決議のセクション 7 で規定される。

A.4.3 削除

課題の削除手続きは、本決議のセクション 7 で規定される。

A.5 ITU-T 勧告

A.5.1 定義

勧告： 課題または課題の一部に対する答え、若しくは ITU-T 組織の作業組織について TSAG が策定したテキスト。

(注) この答えとは、既存の知識の範囲内で SG により実行された研究成果であり、設立された手続きに基づき採択されたもの。技術的、組織的及び作業方法を含む運用的事項について指針を与えるもので、特定のタスクについて好ましい方式や提案解、若しくは特定の応用についての手続きを勧告する。これらの勧告は国際協力の基盤として十分に仕えるものでなければならない。

A.5.2 承認

勧告の承認手続きはセクション 8 に規定される。

A.5.3 削除

勧告の削除手続きはセクション 8 に規定される。

A.6 ITU-T 補遺

A.6.1 定義

補遺の定義は勧告 ITU-T A.1 の 1.8.2.8 に記載されている。

(注) 勧告 ITU-T A.13 は ITU-T 勧告の補遺について扱っている。

A.6.2 合意

改訂/新規補遺の合意手続きは勧告 ITU-T 勧告 A.13 に規定されている。

A.6.3 削除

補遺の削除手続きは ITU-T 勧告 A.13 に規定されている。

A.7 ITU-T 実装ガイドライン

A.7.1 定義

実装ガイドライン： 現時点の知識、現時点の研究の立ち位置、または特定の電気通信の局面における良好な運用や技術実践についての情報を含む情報出版。特に途上国に配慮して、国際電気通信サービスやシステムを計画、設計または利用しようとしているエンジニア、システムプラナーまたは運用機関に向けられたもの。

決議 1

(注) 自己完結的であり、他の ITU-T テキストや手続きに慣れ親しんでいることを必要としない。ただし、ITU 以外で容易に入手できる出版物と検討範囲や内容で重複してはならない。

A.7.2 合意

各 SG はコンセンサスにより改訂/新規実装ガイドラインに合意することができる。また、SG はその配下のグループに実装ガイドラインを承認する権限を付与することができる。

A.7.3 削除

各 SG はコンセンサスにより実装ガイドラインを削除することができる

A.8 ITU-T 技術レポート

A.8.1 定義

SG が最近の課題に関連する特定の事項について準備した技術情報を含む情報出版物。

A.8.2 合意

各 SG はコンセンサスにより改訂/新規技術レポートに合意することができる。また、SG は関連する WP に技術レポートの承認権限を付与することができる。

A.8.3 削除

各 SG はコンセンサスにより技術レポートを削除することができる。

A.9 ITU-T ハンドブック

A.9.1 定義

現時点の知識、現時点の研究の立ち位置、または特定の電気通信の局面における良好な運用や技術実践についての情報を含む情報出版。特に途上国に配慮して、国際電気通信サービスやシステムを計画、設計または利用しようとしているエンジニア、システムプランナーまたは運用機関に向けられたもの。

(注) 自己完結的であり、他の ITU-T テキストや手続きに慣れ親しんでいることを必要としない。

A.9.2 合意

各 SG はコンセンサスにより改訂/新規ハンドブックに合意することができる。また、SG は関連する WP にハンドブックの承認権限を付与することができる。

A.9.3 削除

各 SG はコンセンサスによりハンドブックを削除することができる。

決議 1

付録I
(決議1に対する (2016年ハマメット改訂))
研究課題の提出のための情報

- ・ 提出元
- ・ 短い題名
- ・ 研究課題又は提案の種類⁵
- ・ 研究課題案又は提案の動機となる理由又は経験
- ・ 研究課題又は提案のテキスト案
- ・ 提出完了までに予想される時間的枠組みと具体的な作業目的
- ・ この研究活動の以下との関係
 - － 他の勧告
 - － 他の研究課題
 - － 他のSG
 - － 他の関連標準化機関

研究課題テキスト案作成に関するガイドラインはITU-Tのウェブサイトにおいて利用可能である。

付録II
(決議1に対する (2016年ハマメット改訂))
回章に記載される注意書のテキスト案

TSBは、一又は複数の発行済み又は出願中の特許権及び／又はソフトウェア著作権によって保護されている知的財産の使用が、この勧告案の実施に必要となる可能性があることを示す声明を受領している。利用可能な特許情報・ソフトウェア著作権情報は、ITU-Tウェブサイトで入手可能である。

⁵ 背景となる研究課題、勧告に至るために作成された職務指向の研究課題、新しいマニュアルの提案、改訂マニュアル等。

勧告 A.8

新規及び改訂 ITU-T 勧告のための代替承認手続き

(2000 年; 2004 年; 2006 年; 2008 年)

1 総論

- 1.1 ITU-T の勧告は、WTSA 決議第 1 にある従来の承認手続き(TAP)により承認される政策又は規制の影響を伴う勧告を除き、この勧告に規定する代替承認手続き(AAP)を用いて承認される。研究委員会(SG)はまた WTSA における承認を求めてもよい。

- 1.2 条約に従い、承認された勧告の地位は、AAP 及び TAP 双方の承認方法において同じである。

2 手続き

- 2.1 SG は、新規及び改訂勧告案の承認を求めるため、それらが十分成熟した状態に進展すれば、すぐに以下に記述する AAP を適用すべきである。手続きの流れは図 1 を参照のこと

3 前提条件

- 3.1 研究委員会議長の要請に基づいて、電気通信標準化局(TSB)局長は、AAP の適用ならびに本勧告に定められるラストコール(最終呼びかけ)(以下の第 4 項参照)開始の意図を告示するものとする。このような処置は、勧告案はこのような処置をとることのできる段階に到達しているという SG ないし WP 会合における、または例外的に WTSA における同意に基づくものとする。この段階で、勧告案は「同意」が得られているとみなされる。局長は勧告案の要約を告示に含めるものとする。検討される新規または改訂勧告案のテキストが記載されている文書の参照情報が提供されるものとする。この情報はすべての加盟国及びセクタメンバに提供されるものとする。
- 3.2 新規又は改訂勧告案のテキストは、本勧告で定める AAP を適用する意図を局長が周知する時点で、最終的に編集された形で TSB に利用可能とならなければならない。当該勧告に含まれる関連電子的材料(例えば、ソフトウェア、試験ベクトル等)も同様に利用可能とならなければならない。下記 3.3 に従い、最終的に編集された形の新規又は改訂勧告案を反映した要約もまた TSB に提供されなければならない。
- 3.3 このような要約は、ITU-T 勧告案のための作成ガイドに沿って用意されるべきである。この要約は、新規又は改訂勧告案の目的及び内容の、および必要な場合には改訂の意図の簡潔な概要である。いかなる勧告も、この要約文なしに完成し承認の準備ができたとは見なされないものとする。
- 3.4 新規又は改訂勧告案の承認は、ITU 条約 No.192 に従って当該 SG に割り当てられた課題によって定義される SG の所掌の範囲内で、求めることができる。代わりとして、又は加えて、既存勧告の修正の承認を SG の責任及び所掌の範囲内において求めることができる。
- 3.5 新規又は改訂勧告案が複数の SG の所掌に該当する場合、承認を提案する SG の議長は、この承認手続きの適用を進める前に、関連する他の全ての SG 議長の意見を照会し、考慮すべきである。
- 3.6 勧告は、<http://www.itu.int/ITU-T/ipr/>に掲載されている ITU-T/ITU-R/ISO/IEC 共通パテントポリシーに従って策定されるものとする。例えば、

- 3.6.1 ITU-T の作業に参加する当事者は最初に、各自のまたはその他の組織における既知の特許ないし既知の出願中の特許について TSB 局長の注意を喚起しておくべきである。ITU T ウェブサイトにある「特許声明及び使用許諾宣言書」様式が使用されるものとする。
- 3.6.2 ITU T 勧告を実施するためにその使用が必要となるであろう、特許ないし出願中の特許を保有する ITU T 非加盟組織は、ITU T ウェブサイトで入手可能な様式を使用して、「特許声明及び使用許諾宣言書」を TSB に提出することができる。
- 3.7 安定性という理由から、新規ないし改訂勧告がひとたび承認されると通常は、当該新規テキストまたは当該改訂部分のそれぞれについて、妥当な期間内にさらなる修正の承認を求めるべきではない。ただし、提案される修正が前回の承認手続きで得られた合意内容を変更するのではなくむしろ補足するものである場合、あるいは重大な誤りまたは脱漏が発見された場合を除く。指針として、ここでの「妥当な期間」とはほとんどの場合において、少なくとも 2 年となる。不備を訂正する修正は 7.1 節に基づいて承認を受けることができる。

4 ラストコール及び追加レビュー

- 4.1 ラストコールの期間は 4 週間あり、代替承認手続き適用の意図についての局長告示によって開始する(3.1 節)。
- 4.2 勧告案を実装するために、一つ若しくは複数の著作権や特許で保護された知的財産権の利用が必要であることを示す宣言書を TSB が受領した場合、TSB 局長はこの情報を ITU-T ウェブサイトに掲示しなければならない。
- 4.3 TSB 局長は主管庁およびセクタメンバが新規勧告案若しくは改訂勧告案の承認についてのコメントが求められていることを他の 2 局長に対し伝えなければならない。
- 4.4 ラストコールの期間、主管庁若しくはセクタメンバは新規勧告案若しくは改訂勧告案を承認すべきではないとの意見である場合には、非承認の理由、さらなる検討や承認を可能とするための修正案を示さなければならない。
- 4.4.1 ラストコール期間の終了までに文章上のエラー(スペルミス、構文上や句読点の誤り等)を示すコメント以外のコメントが受領されなかった場合は、新規勧告案若しくは改訂勧告案は承認されたと判断され、文章上のエラーは修正される。
- 4.4.2 ラストコール期間の終了までに文章上のエラー以外のコメントを受領した場合、SG 議長は TSB 局長と協議の上、次のような判断を行う：
- 1) 計画されている SG 会合は勧告案の承認を行うのに十分間近に開催されるか。この場合、4.6 節の SG 会合での承認手続きが適用される；若しくは
 - 2) 時間の節約および/または作業の性質や完成度を考慮して、コメント解決を SG 議長の指示のもと開始すべきか。この場合は適切な SG 専門家たちにより、電子的連絡手段若しくは会合開催により実施する。修正された編集テキスト案が用意され、4.4.3 項の手続きが開始される。
- 4.4.3 コメント解決が完了し、修正テキスト案が準備された後、SG 議長は TSB 局長と協議の上、次のような判断を行う。
- a) 計画されている SG 会合は勧告案を承認するのに十分間近に開催されるか。この場合、4.6 節の手続きが適用される；若しくは
 - b) 時間を節約するためおよび/又は作業の性質や完成度を考慮して、追加レビューを開始すべきか。この場合、4.5 節の手続きが適用される。

- 4.5 追加レビューは三週間の期間となり、局長により告示される。勧告案の最終編集テキスト(コメント解決の結果としての修正を含む)およびラストコールへのコメントは局長が追加レビューを告示する時点で、準備されなければならない。勧告案テキストおよび検討されたラストコールコメントを含む文書が参照されなければならない。
- 4.5.1 追加レビュー期間の終了までに、文章上のエラー(スペルミス、構文上や句読点の誤り等)を示すコメント以外のコメントが受領されなかった場合は、勧告は承認されたと判断され、文章上のエラーは TSB により修正される。
- 4.5.2 追加レビュー期間の終了までに文章上のエラー以外のコメントを受領した場合、4.6 節の SG 会合への承認手続きが適用される。
- 4.6 局長は SG 会合の最低 3 週間以前に勧告案を承認する意図であることを告知しなければならない。局長はその特定の提案意図を手短にまとめてその告知に含めなければならない。テキスト案およびラストコール(および関連する場合には追加レビューのもの)からのコメントを含む文章を参照しなければならない。追加レビューを経た(追加レビューが行われなかった場合はラストコールを経た)勧告案の編集テキストは 5 章に従い SG 会合での承認に付される。

5 SG 会合における手順

- 5.1 SG は新規ないし改訂勧告案のテキストならびに上記の 4.6 節において言及される関係コメントを検討すべきである。その後、会合において新規ないし改訂勧告案の訂正または修正を受け入れることができる。研 SG は要約書の完全性に関して再評価すべきである。
- 5.2 変更は、ラストコール、追加レビュー、寄書またはリエゾン文書を含む暫定文書といった文書によるコメントを受けて、会議中にのみ行うことができる。このような改訂提案は正当なものであるが、勧告の意図に大きな影響を及ぼすか、前回の SG 会合ないし WP 会合で合意された方針から逸脱することが分かった場合、この承認手続きはこの会合では適用すべきでない。しかしながら正当とされる状況においては、SG 議長が TSB との協議により以下であるとみなした場合、承認手続きを適用することができる。
- 提案される変更は、会議に代表者が出席していないか、変化した状況の下で適切に代表者が出席していない加盟国及びセクタメンバにとって(本項に記載される文書との関連で)妥当であり、
 - 提案されるテキストは安定している。
- ただし、出席している加盟国が、当該テキストには政策ないし規制上の影響を持つ、あるいは持つ疑いがあることを言明した場合、承認手順は決議 1、の 9.3 節または以下の 5.8 節に従って進められるものとする。
- 5.3 SG 会合での討議の後、この承認手続きの下で勧告を承認する会合の決定は、反対がないものでなければならない(しかし、5.5、5.7 及び 5.8 節を参照)。反対のない合意に達するためあらゆる努力がなされるべきである。
- 5.4 これらの試みにもかかわらず、反対のない合意に至らなかった場合は、会合に出席している(彼らの)セクタメンバとの協議の後、会合に出席している連合員のうち 2 ヶ国以上が勧告承認の決定に反対しなければ、勧告は承認されたものと見なされる(しかし、5.5、5.6 及び 5.8 節を参照)。それ以外の場合、SG は、残されている問題に取り組むための追加的作業を付託される。
- 5.5 加盟国又はセクタメンバがテキストの承認に反対はしないが、一又は複数の側面に関してある程度の留保を記録することを希望する場合は、これを会合の報告書に記載するものとする。このような留保は、当該勧告のテキストに書き添えられる簡潔な注において言及さ

れるものとする。

- 5.6 決定は、会合の全ての出席者がアクセス可能な最終的な形のテキストに基づいて、会合中に達せられなければならない。例外的に、しかし会合中に限り、加盟国は上記 5.4 節に関して立場を検討するための更なる時間を要求することができる。会合の終了から 4 週間の期間内に、TSB 局長が彼らの反対を通知されなければ、勧告は承認され、局長は 6.1 節に従い、手続きを進めるものとする。
- 5.6.1 その立場を検討するための時間を要求し、その後、上記 5.6 節において指定される 4 週間以内に不承認を表明する加盟国は、その理由を挙げ、必要とあれば、新規ないし改訂勧告案の将来の承認のための今後の検討を促進させるであろう、修正を示すことが要求される。
- 5.7 加盟国又はセクタメンバは、手続きの適用から棄権するつもりであることを会合で知らせることができる。その場合、彼らの出席は、上記 5.3 節の目的のために無視されるものとする。このような棄権は、後で、しかし会合期間中のみに取り消すことができる。
- 5.8 新規又は改訂勧告案が承認されなかった場合、SG 議長は、関係者との協議の後、その後の WP 会合又は SG 会合での更なる同意を行うことなく、上記 3.1 節に従って手続きを進めることができる。

6 通知

- 6.1 TSB 局長は、ラストコール及び追加レビューの結果(承認又は不承認を示す)を速やかにメンバに通知するものとする。
- 6.2 上記 5.3 節から 5.5 節に記述されている SG 会合の終了日の 2 週間以内に、又は例外的に 5.6 節に記述されている期間後 2 週間以内に、TSB 局長は、回章によりそのテキストが承認されたか否かを通知するものとする。TSB 局長は、次回発行される ITU Operational Bulletin にもこの情報が盛り込まれるよう調整するものとする。これと同じ期間内に局長は、また、承認された全ての勧告が、その勧告が最終的な出版の形でないことの表示とともに、オンラインで入手可能となるようにする。
- 6.3 万一、承認のために提示されているテキストにおいて、見落とし又は矛盾の些細で純粹に編集上の修正又は訂正が必要な場合は、TSB は、SG 議長の承認を得てこれらを訂正することができる。
- 6.4 事務総局長は、必要に応じて発効日を示しつつ、実行可能な限り速やかに、承認された新規又は改訂勧告を出版するものとする。ただし、ITU-T 勧告 A.11 に従い、些細な修正については、完全な再発行よりもむしろ正誤表によって補うことができる。また、適切な場合は、テキストは、市場ニーズに適合するため一括することができる。
- 6.5 全ての新規及び改訂勧告の表紙に、利用者に対し、ITU-T 特許データベースおよび ITU-T ソフトウェア著作権データベースを調べるよう促す以下の文を加えなければならない：

「ITU-T は、この勧告の実施又は実装には、権利者が主張する知的財産権の使用を伴う可能性があることに注意を喚起する。ITU は、ITU の加盟国及びセクタメンバによるものであろうと、勧告作成手続きの外にいる他者によるものであろうと、主張された知的所有権の証拠、有効性又は適用性に関していかなる立場もとらない。」

「この勧告の承認の日現在、ITU は、この勧告を実装するために必要とされる可能性がある特許／ソフトウェア著作権によって保護される知的財産の通知を受領している／していない。しかしながら、実装者は、これが最新の情報を意味するものでない可能性があることを忠告

され、従って、ITU-T ウェブサイトで利用できる ITU-T データベースを調べるよう強く推奨される。」

- 6.6 新規及び改訂勧告の一覧の出版に関しては、勧告 A.11 を参照のこと。

7 不備の訂正

- 7.1 SG が勧告における不備(例、文章上のミス、編集上のミス、曖昧さ、脱漏または矛盾及び技術的誤り)について実施者に知らせる必要性を確認した場合、採用できる方法として実施者ガイドがある。このガイドは確認されたすべての不備とその訂正状況を、確認から最終的な解決に至るまで記録した時系列の文書である。実施者ガイドは、SG により承諾されるか、または SG 議長の同意を得てその WP のいずれかにより承諾されるものとする。実施者ガイドは ITU-T ウェブサイトに掲載し、自由にアクセスできるようにされなければならない。

8 勧告の削除

SG は、以下のうち最も適切である個々の場合において決定を行うことができる。

8.1 WTSA による勧告の削除

SG の決定に基づき、議長は勧告の削除要請を WTSA への報告書に含めるものとする。WTSA はこの要請を承認できるものとする。

8.2 WTSA 間の勧告の削除

- 8.2.1 例えば、他の勧告に置き換えられている場合、又は時代に合わなくなっている場合に、SG 会合において、勧告の削除に合意することができる。この合意は出席している加盟国およびセクタメンバからの反対のないものでなければならない。もし、反対無しの合意が得られなかった場合には上記 5.4 節の基準が適用される。削除の理由について説明する要約を含め、この合意についての情報は、回章により提供される。3 ヶ月以内に、連合員又はセクタメンバからの削除に対する反対が受領されなければ、削除は有効となる。反対がある場合は、SG に差し戻される。

- 8.2.2 結果の通知は別の回章により提供され、また、TSAG は TSB 局長の報告書により通知される。更に局長は、適切なときにいつでも、しかし少なくとも研究会期中の中頃に一度、削除された勧告の一覧を公表するものとする。

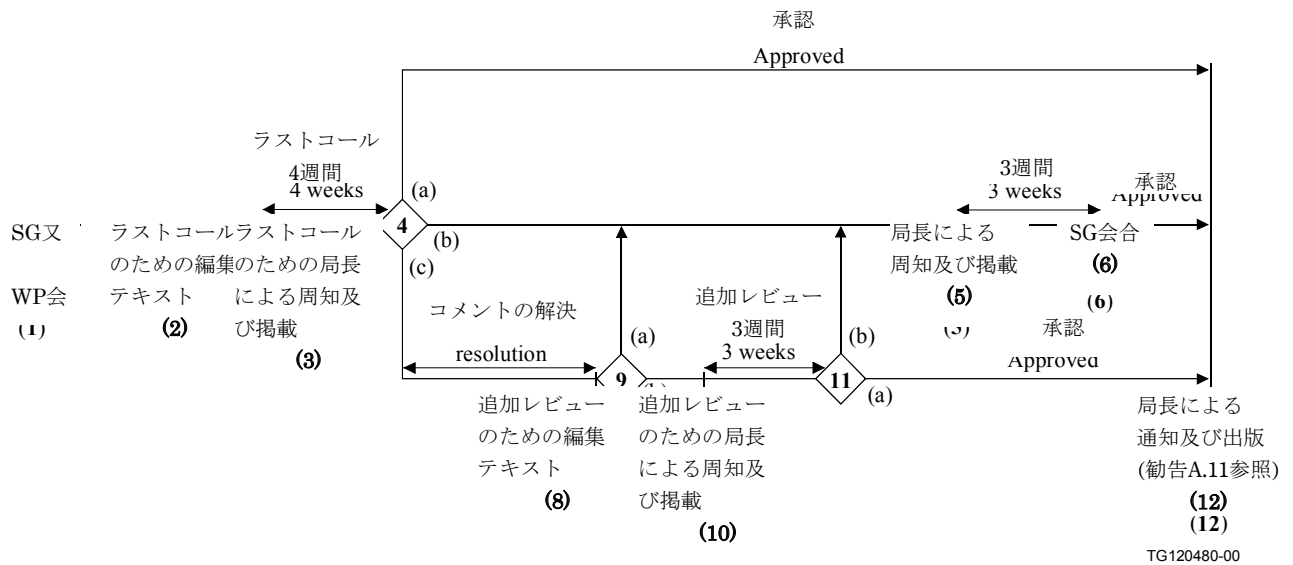


図 1

A.8 手続きの流れ

図 1 注 — 代替承認手続きの流れ

- 1) SG 又は WP 会合のコンセント — SG 又は WP は、勧告案に関する作業が代替承認手続きを開始しラストコールを始めるに十分に成熟していると結論づける。(3.1 節)
- 2) 編集テキストが利用可能 — 要約を含む最終的に編集されたテキスト案が TSB に提供され、SG 議長が局長に対しラストコールを開始するよう要請する。(3.2 節)同時に勧告に含まれるあらゆる関連電子素材も TSB が入手できなければならない。
- 3) 局長によるラストコールの告知及び掲載 — 局長は、全ての加盟国、セクタメンバ及びアソシエートに対し、概要及び完全なテキストへの参照とともにラストコールの開始を告知する。勧告案がまだ電子的に掲載されていなければ、このタイミングで行われる(3.1 節)。
- 4) ラストコールの判断 — SG 議長は、TSB と協議し以下のいずれかの判断を行う。
 - a) 文章上の誤りを示すコメント以外のコメントが受領されていない。この場合、勧告は承認されたものと見なされる(4.4.1 項)
 - b) 計画されている SG 会合が、受領されたコメントを検討するに十分に近い時期にある(4.4.2 項)、又は
 - c) 時間の節約及び／又は作業の性質及び成熟の理由から、コメントの解決が開始され、編集テキストを用意する(4.4.2 項)。
- 5) 局長による SG の告知及び掲載 — 局長は、次回 SG 会合が、勧告案の承認のための検討を行うことを、以下のいずれかへの参照を含めて通知する。
 - a) 勧告案(編集テキスト(ラストコール)版)及びラストコールから受領されたコメント(4.6 節);又は
 - b) コメントの解決が行われた場合、改訂勧告案テキスト。改訂された勧告案テキストがまだ電子的に掲載されていなければ、このタイミングで行われる(4.6 節)。

- 6) SG の決定会合 — SG 会合は、全ての書面によるコメントをレビュー・検討し、以下のいずれかを行う。
 - 7)
 - a) もし政策的または規制に関連する(5.2 節) 可能性がある場合は、WTSA決議1の手続きを進めるか、5.8 節の手続きを進める、又は
 - b) a 勧告案を承認する(5.3 又は 5.4 節)、又は
 - c) b 勧告案を承認しない。受領されたコメントを取り扱う更なる試みを行うことが適切であると結論された場合は、追加的な作業が行われるべきであり、手続きは(WP 又は SG 会合での更なるコンセンサスは行わずに)ステップ 2 へ戻る(5.8 節)。
- 8) コメントの解決 — SG 議長は、TSB 及び専門家からの援助を受け、電子的通信手段並びにラポータ及び WP 会合を通して、コメントに取り組み、勧告案の新たな編集テキストを準備する(4.4.2 項)。
- 9) 編集テキストが利用可能 — 要約を含む改訂された編集テキストが TSB へ提供される(4.4.2 項)。
- 10) 次段階の判断 — SG 議長は、TSB と協議し、以下のいずれかの判断を行う。
 - a) 次回 SG 会合が、承認のために勧告案を検討するに十分近い時期にある(4.4.3a 項)、又は、
 - b) 時間の節約及び／又は作業の性質及び成熟の理由から、追加レビューが開始されるべき(4.4.3b 項)。
- 11) 局長による追加レビューの告知及び掲載 — 局長は、全ての加盟国とセクタメンバに対し、勧告案の要約及び完全なテキストへの参照とともに、追加レビューの開始を告知する。改訂された勧告案がまだ電子的に掲載されていなければ、このタイミングで行われる(4.5 節)。
- 12) 追加レビューの判断 — SG 議長は、TSB と協議し、以下のいずれかの判断を行う。
 - a) 文書上の誤りを示すもの以外のコメントが受領されていない。この場合、勧告は承認されたものと判断される(4.5.1 項)、又は
 - b) 文書上の誤りを示すもの以外のコメントが受領された。この場合、手続きは SG 会合に進む(4.5.2 項)。
- 13) 局長による告知 — 局長は、勧告案が承認されたことをメンバに通知する(6.1 又は 6.2 節)。

4.3.3 研究課題一覧

2018 年 12 月現在

課題番号 (Question)	課題名（英文）	課題名（和訳）
SG2 Operational aspects of service provision and telecommunication management (7 課題) サービス提供の運用側面及び電気通信管理		
1/2	Application of numbering, naming, addressing and identification plans for fixed and mobile telecommunications services	固定および移動体通信サービスにおける numbering, naming, addressing および ID 計画の応用
2/2	Routing and interworking plan for fixed and mobile networks	固定および移動網におけるルーティングとインタワーキング
3/2	Service and operational aspects of telecommunications, including service definition	通信におけるサービスとオペレーション
5/2	Requirements, priorities and planning for telecommunication management and operation, administration and maintenance (OAM) Recommendations	電気通信網管理および OAM 勧告の為に、要求条件、優先度および計画
6/2	Management architecture and security	管理アーキテクチャとセキュリティ
7/2	Interface specifications and specification methodology	インタフェース仕様と仕様の方法論
SG3 Tariff and accounting principles and international telecommunication/ICT economic and policy issues (13 課題) 料金及び会計原則と国際電気通信・ICT の経済と政策課題		
1/3	Development of charging and accounting/settlement mechanisms for international telecommunications services using the next-generation networks (NGNs), future networks, and any possible future development, including adaptation of existing D-series Recommendations to the evolving user needs	増大するユーザーニーズに対する D シリーズ勧告の適応を含む、NGN、将来網及び将来考えられる進歩を利用した国際通信サービスのための課金、計算/清算メカニズムの開発

2/3	Development of charging and accounting/settlement mechanisms for international telecommunications services, other than those studied in Question 1/3, including adaptation of existing D-series Recommendations to the evolving user needs	Q1/3 の研究範囲を除く、増大するユーザーニーズに対する D シリーズ勧告の適応を含む、国際通信サービスのための課金、計算/清算メカニズムの開発
3/3	Study of economic and policy factors relevant to the efficient provision of international telecommunication services	国際通信サービスの効率的提供に関連した経済及び政策要因の研究
4/3	Regional studies for the development of cost models together with related economic and policy issues	関連する経済及び政策問題を含むコストモデル開発に向けた地域的研究
5/3	Terms and definitions for Recommendations dealing with tariff and accounting principles together with related economic and policy issues	関連する経済及び政策問題を含む料金と計算原則を扱う勧告のための用語と定義
6/3	International Internet connectivity including relevant aspects of Internet protocol (IP) peering, regional traffic exchange points, cost of provision of services and impact of transition from Internet protocol version 4 (IPv4) to Internet protocol version 6 (IPv6)	IP ピアリング、地域的トラフィック交換点、サービス提供のコスト及び IPv4 から IPv6 への移行に伴うインパクトが関係する観点を含む国際的なインターネットの接続性
7/3	International mobile roaming issues (including charging, accounting and settlement mechanisms and roaming at border areas)	国際移動通信のローミングに係る問題（課金、計算、清算メカニズム及び国境付近でのローミングを含む）
8/3	Alternative calling procedures and misappropriation and misuse of facilities and services including calling line identification (CLI), calling party number delivery (CPND) and origin identification (OI).	代替的呼び出し手順及び設備やサービスの悪用及び誤用（CLI、CPND 及び OI を含む）
9/3	Economic and regulatory impact of the Internet, convergence (services or	国際通信サービスとネットワークにおける OTT のような新サー

	infrastructure) and new services, such as over the top (OTT), on international telecommunication services and networks	ビス及びインターネット、コンバージェンス（サービス又はインフラ）の経済的及び規制上の影響
10/3	Definition of relevant markets, competition policy and identification of operators with significant market power (SMP) as it relates to the economic aspects of the international telecommunication services and networks	重要なマーケット力（SMP）をオペレータが持ち、それが国際通信サービスとネットワークの経済的観点に関係する場合の関連マーケット、競争ポリシーや当該オペレータを識別するための定義
11/3	Economic and policy aspects of big data and digital identity in international telecommunications services and networks	国際通信サービスとネットワークにおけるビッグデータとデジタルアイデンティティの経済的及び政策的観点
12/3	Tariffs, Economic and Policy Issues Pertaining to Mobile Financial Services (MFS)	MFS（モバイルファイナンシャルサービス）に関する料金、経済及び政策問題
13/3	Study of Tariff, Charging Issues of Settlements Agreement of Trans-multi-country Terrestrial Telecommunication Cables	多国間の地上電気通信ケーブルに関する精算協定の料金及び課金問題に関する研究
SG5 Environment, climate change and circular economy (9課題) 環境、気候変動と循環経済		
1/5	Protection of information and communication technology (ICT) infrastructure from electromagnetic surges	電磁サージからの ICT 設備の防護
2/5	Equipment resistibility and protective components	装置の過電圧耐力と防護素子
3/5	Human exposure to electromagnetic fields (EMFs) from information and communication technologies (ICTs)	ICT からの電磁界に対する人体ばく露
4/5	Electromagnetic compatibility (EMC) issues arising in the telecommunication environment	電気通信環境における EMC 問題

5/5	Security and reliability of information and communication technology (ICT) systems from electromagnetic and particle radiations	電磁界と粒子放射線からの ICT システムのセキュリティと信頼性
6/5	Achieving energy efficiency and smart energy	エネルギーの効率とスマートエネルギーの実現
7/5	Circular economy including e-waste	電子廃棄物を含む循環経済
8/5	Guides and terminology on environment and climate change	環境と気候変動に関するガイドと用語
9/5	Climate change and assessment of information and communication technology (ICT) in the framework of the Sustainable Development Goals (SDGs)	SDGs 推進のための ICT の持続可能性評価
SG9 Television and sound transmission and integrated broadband cable networks (10 課題) 映像・音声伝送及び統合型広帯域ケーブル網		
1/9	Transmission and delivery control of television and sound programme signal for contribution primary distribution and secondary distribution	テレビ、音声番組の素材伝送・配信制御・一次分配・二次分配
2/9	Methods and practices for conditional access, protection against unauthorized copying and against unauthorized redistribution ("redistribution control" for digital cable television distribution to the home)	視聴制御、不正コピー、不正再配信からの保護のための方法と慣行（デジタルケーブルテレビ配信における再配信制御）
3/9	Digital programme delivery controls for multiplexing, switching and insertion in compressed bit streams and/or packet streams	圧縮されたビット及びパケットストリームにおける多重化、スイッチング及び挿入のためのデジタル番組配信制御
4/9	Guidelines for implementations and deployment of transmission of multichannel digital television signals over optical access networks and Hybrid Fibre-Coaxial	光アクセス系及びハイブリッド光同軸系多チャンネルデジタル映像信号伝送の実装と展開のガイドライン
5/9	Software components application programming interfaces (APIs),	SG9 所掌範囲内での高度コンテンツ分配サービスにおける、ソ

	frameworks and overall software architecture for advanced content distribution services within the scope of Study Group 9	ソフトウェア部材のアプリケーションプログラミングインタフェース (API)、フレームワーク及びソフトウェアアーキテクチャ全般
6/9	Functional requirements for residential gateway and set-top box for the reception of advanced content distribution services	高度コンテンツ配信サービス受信のための宅内ゲートウェイ及び STB に関する機能要求条件
7/9	Cable television delivery of digital services and applications that use Internet protocol (IP) and/or packet-based data over cable networks	ケーブルテレビでの IP 及びパケットを用いたデジタルサービスやアプリケーションの配信
8/9	The Internet protocol (IP) enabled multimedia applications and services for cable television networks enabled by converged platforms	集中型プラットフォームのケーブルテレビ網における、IP により可能となるマルチメディアアプリケーション及びサービス
9/9	Requirements, methods, and interfaces of the advanced service platforms to enhance the delivery of sound, television, and other multimedia interactive services over integrated broadband cable network	統合されたブロードバンドケーブル網上での音声・テレビ及び他のマルチメディア双方向サービスの配信を拡張するための高度サービスプラットフォームに関する要求条件、方法及びインタフェース
10/9	Work programme, coordination and planning	作業計画、調整、企画
SG11 Signalling requirements, protocols, test specifications and combating Counterfeit products (15 課題) 信号要求、プロトコル、試験仕様及び偽造品対策		
1/11	Signalling and protocol architectures in emerging telecommunication environments and guidelines for implementations	新たなテレコム環境におけるシグナリングとプロトコルアーキテクチャ及び実装ガイドライン
2/11	Signalling requirements and protocols for services and applications in emerging telecommunication environments	新たなテレコム環境におけるサービスとアプリケーションのシグナリング要求条件とプロトコ

		ル
3/11	Signalling requirements and protocol for emergency telecommunications	緊急通信におけるシグナリング要求条件とプロトコル
4/11	Protocols for control, management and orchestration of network resources	ネットワークリソース制御、管理及びオーケストレーションのためのプロトコル
5/11	Protocols and procedures supporting services provided by broadband network gateways	ブロードバンドネットワークゲートウェイのサービスをサポートするプロトコルと手順
6/11	Protocols supporting control and management technologies for IMT-2020	IMT-2020 のための制御と管理技術をサポートするプロトコル
7/11	Signalling requirements and protocols for network attachment including mobility and resource management for future networks and IMT-2020	将来ネットワークと IMT-2020 のための移動及びリソース管理を含むネットワークアタッチメントのためのシグナリング要求条件とプロトコル
8/11	Protocols supporting distributed content networking and information centric network (ICN) for future networks and IMT-2020, including end-to-end multi-party communications	エンド-エンドマルチパーティ通信を含む将来ネットワークと IMT-2020 のための DCN と ICN をサポートするプロトコル
9/11	Service and networks benchmark testing, remote testing including Internet related performance measurements	インターネット性能測定を含むサービスとネットワークのベンチマーク試験とリモート試験
10/11	Testing of emerging IMT-2020 technologies	新たな IMT-2020 技術の試験
11/11	Protocols and networks test specifications; frameworks and methodologies	プロトコルとネットワーク試験仕様；フレームワークと方法
12/11	Testing of Internet of things, its applications and identification systems	IoT 試験、そのアプリケーション及び ID システム
13/11	Monitoring parameters for protocols used in emerging networks, including cloud computing and software-defined networking/network function virtualization (SDN/NFV)	クラウドコンピューティング、SDN/NFV を含む新たなネットワークに使用されるプロトコルのモニタリングパラメータ

14/11	Cloud interoperability testing	クラウドインターオペラビリティ試験
15/11	Combating counterfeit and stolen ICT equipment	偽造及び盗難 ICT 機器対策
SG12 Performance, quality of service and quality of experience (19課題) 性能、サービス品質及びユーザー体感品質		
1/12	SG12 work programme and quality of service/quality of experience (QoS/QoE) coordination in ITU-T	SG12 の作業プログラムと ITU-T における QoS/QoE の調整
2/12	Definitions, guides and frameworks related to quality of service/quality of experience (QoS/QoE)	QoS/QoE に関する定義, ガイド及びフレームワーク
3/12	Speech transmission and audio characteristics of communication terminals for fixed circuit-switched, mobile and packet-switched Internet protocol (IP) networks	固定回線交換網, 移動網及びパケット交換 IP 網の通信端末の音声伝送と音響特性
4/12	Objective methods for speech and audio evaluation in vehicles	車内の音声と音響評価の客観評価法
5/12	Telephonometric methodologies for handset and headset terminals	ハンドセット及びヘッドセット端末の特性測定方法
6/12	Analysis methods using complex measurement signals including their application for speech and audio enhancement techniques	音声及び音響強調技術への適用を考慮した複合測定信号による分析方法
7/12	Methods, tools and test plans for the subjective assessment of speech, audio and audiovisual quality interactions	音声、音響及びオーディオビジュアル相互作用の主観品質評価のための方法、ツール、実験計画
8/12	Virtualized deployment of recommended methods for network performance, quality of service (QoS) and quality of experience (QoE) assessment	ネットワーク性能, QoS, QoE 評価の推奨方法の仮想化配置
9/12	Perceptual-based objective methods for voice, audio and visual quality measurements in telecommunication	通信サービスの知覚特性に基づく音声・音響・映像品質客観評価法

	services	
10/12	Conferencing and telemeeting assessment	遠隔会議の評価
11/12	Performance considerations for interconnected networks	相互接続ネットワークの性能評価
12/12	Operational aspects of telecommunication network service quality	通信ネットワークサービス品質に関するオペレーション
13/12	Quality of experience (QoE), quality of service (QoS) and performance requirements and assessment methods for multimedia	マルチメディアに対する QoE, QoS, 性能要求条件及び評価方法
14/12	Development of models and tools for multimedia quality assessment of packet-based video services	パケットベースビデオサービスのマルチメディア品質評価を対象としたモデルとツールの開発
15/12	Parametric and E-model-based planning, prediction and monitoring of conversational speech quality	会話音声品質のパラメトリック及び E モデルベースの設計、推定及び監視
16/12	Framework for diagnostic functions	診断機能のフレームワーク
17/12	Performance of packet-based networks and other networking technologies	パケットベースネットワーク及び他のネットワーキング技術の性能
18/12	Measurement and control of the end-to-end quality of service (QoS) for advanced television technologies, from image acquisition to rendering, in contribution, primary distribution and secondary distribution networks	提供網、一次および二次分配網における画像取得から生成までの先進テレビジョン技術のためのエンド-エンド QoS の測定と制御
19/12	Objective and subjective methods for evaluating perceptual audiovisual quality in multimedia services	マルチメディアサービスのオーディオビジュアル知覚品質の客観評価法と主観評価法
SG13 Future networks, with focus on IMT-2020, cloud computing and trusted network Infrastructures (13課題) IMT-2020、クラウドコンピューティングと信用を中心とした将来網		
1/13	Innovative services scenarios, deployment models and migration issues	将来網に関する革新サービスシナリオ、開発モデル及び移行に

	based on future networks	関する問題
2/13	Next-generation network (NGN) evolution with innovative technologies including software-defined networking (SDN) and network function virtualization (NFV)	SDN と NFV を含む革新技術による NGN の進化
5/13	Applying networks of future and innovation in developing countries	発展途上国における将来的及び革新的ネットワークの適用
6/13	Quality of service (QoS) aspects including IMT-2020 networks	IMT-2020 ネットワークを含む QoS
7/13	Big data driven networking (bDDN) and Deep packet inspection (DPI)	ビッグデータ指向ネットワーク (bDDN) とディープパケットインスペクション (DPI)
16/13	Knowledge-centric trustworthy networking and services	知能指向による信頼可能なネットワークとサービス
17/13	Requirements, ecosystem, and general capabilities for cloud computing and big data	クラウドコンピューティングとビッグデータの要件、エコシステム及び基本機能
18/13	Functional architecture for cloud computing and big data	クラウドコンピューティングとビッグデータの機能アーキテクチャ
19/13	End-to-end cloud computing management, cloud security and big data governance	エンド-エンドのクラウドコンピューティング管理、クラウドセキュリティとビッグデータガバナンス
20/13	IMT-2020: Network requirements and functional architecture	IMT-2020 : ネットワーク要求条件と機能アーキテクチャ
21/13	Network softwarization including software-defined networking, network slicing and orchestration	SDN、ネットワークスライシング及びオーケストレーションを含むネットワークのソフトウェア化
22/13	Upcoming network technologies for IMT-2020 and Future Networks	IMT-2020 と将来網のための新ネットワーク技術
23/13	Fixed-Mobile Convergence including IMT-2020	IMT-2020 を含む FMC

SG15 Networks, technologies and infrastructures for transport, access and home (16課題) 伝送網、アクセス網及びホーム網に関するネットワーク、技術及び基盤設備		
1/15	Coordination of access and home network transport standards	アクセス及びホームネットワーク伝送標準の調整
2/15	Optical systems for fibre access networks	ファイバアクセス網における光システム
4/15	Broadband access over metallic conductors	メタリック線によるブロードバンドアクセス
5/15	Characteristics and test methods of optical fibres and cables	光ファイバ及びケーブルの特性と試験方法
6/15	Characteristics of optical systems for terrestrial transport networks	陸上伝送網における光システムの特性
7/15	Characteristics of optical components and subsystems	光部品及びサブシステムの特性
8/15	Characteristics of optical fibre submarine cable systems	光ファイバ海底ケーブルシステムの特性
10/15	Interfaces, interworking, operation, administration and maintenance (OAM) and equipment specifications for packet-based transport networks	パケットベース伝送網のインタフェース、相互接続、OAM 及び装置機能
11/15	Signal structures, interfaces, equipment functions, and interworking for optical transport networks	伝送網の信号構造、インタフェース、装置機能および相互接続
12/15	Transport network architectures	伝送網アーキテクチャ
13/15	Network synchronization and time distribution performance	網同期と時刻配信の特性
14/15	Management and control of transport systems and equipment	伝送システム及び装置の管理と制御
15/15	Communications for smart grid	スマートグリッド向け通信
16/15	Optical physical infrastructures	光基盤設備
17/15	Maintenance and operation of optical fibre cable networks	光ファイバケーブル網の保守運用
18/15	Broadband in-premises networking	ブロードバンド宅内ネットワーク

SG16 Multimedia coding, systems and applications (14課題) マルチメディア符号化、システム及びアプリケーション		
1/16	Multimedia coordination	マルチメディアの調整
5/16	Artificial intelligence-enabled multimedia applications	AI が適用可能なマルチメディアアプリケーション
6/16	Visual coding	映像符号化
7/16	Speech/audio coding, voiceband modems, facsimile terminals and network-based signal processing	音声/音響符号化、音声帯域モデム、FAX 端末及びネットワークベース信号処理
8/16	Immersive live experience systems and services	超高臨場感ライブ体験システムとサービス
11/16	Multimedia systems, terminals, gateways and data conferencing	マルチメディアシステム、端末、ゲートウェイ及び電子会議
13/16	Multimedia application platforms and end systems for IPTV	IPTV のためのマルチメディアアプリケーションプラットフォーム及びエンドシステム
14/16	Digital signage systems and services	デジタルサイネージシステムとサービス
21/16	Multimedia framework, applications and services	マルチメディアフレームワーク、アプリケーション及びサービス
22/16	Distributed ledger technologies and e-services	分散台帳技術と e-サービス
24/16	Human factors related issues for improvement of the quality of life through international telecommunications	国際電気通信による生活品質向上のためのヒューマンファクターに関連する問題
26/16	Accessibility to multimedia systems and services	マルチメディアシステムとサービスのアクセシビリティ
27/16	Vehicle gateway platform for telecommunication/ITS services and applications	電気通信/ITS サービスとアプリケーションのための車載ゲートウェイプラットフォーム
28/16	Multimedia framework for e-health applications	e ヘルスアプリケーションのためのマルチメディアフレームワーク

SG17 Security (14 課題) セキュリティ		
1/17	Telecommunication/ICT security coordination	電気通信／ICT のセキュリティに関する調整
2/17	Security architecture and framework	セキュリティのアーキテクチャ及びフレームワーク
3/17	Telecommunication information security management	電気通信における情報セキュリティマネジメント
4/17	Cybersecurity	サイバーセキュリティ
5/17	Countering spam by technical means	技術的手段によるスパム対策
6/17	Security aspects of telecommunication services, networks and Internet of Things	電気通信サービスとネットワークと IoT に関するセキュリティ
7/17	Secure application services	セキュアアプリケーションサービス
8/17	Cloud computing security and Big data infrastructure security	クラウドコンピューティングセキュリティとビッグデータインフラセキュリティ
9/17	Telebiometrics	テレバイオメトリクス
10/17	Identity management architecture and mechanisms	ID 管理アーキテクチャとメカニズム
11/17	Generic technologies (Directory, public key infrastructure (PKI), privilege management infrastructure (PMI), Abstract Syntax Notation One (ASN.1), object identifiers (OIDs)) to support secure applications	安全なアプリケーションをサポートするための基盤技術 (Directory、PKI、PMI、ASN.1、OIDs)
12/17	Formal languages for telecommunication software and testing	電気通信ソフトウェアとテストのための形式言語
13/17	Security aspects for Intelligent Transport System	ITS に関するセキュリティ
14/17	Security aspects for Distributed Ledger Technologies	分散台帳技術に関するセキュリティ観点
SG20 Internet of things (IoT) and smart cities and communities (SC&C) (7 課題) IoT とスマートシティ・コミュニティ		
1/20	End to end connectivity, networks, interoperability, infrastructures and Big	IoT とスマートシティ・コミュニティに関する、エンドツーエン

	Data aspects related to IoT and SC&C	ド接続性、ネットワーク、相互接続性、インフラとビッグデータなどの観点
2/20	Requirements, capabilities, and use cases across verticals	様々なバーティカルの要求条件、性能とユースケース
3/20	Architectures, management, protocols and Quality of Service	アーキテクチャ、管理、プロトコルと QoS
4/20	e/Smart services, applications, and supporting platforms	e-（スマート）サービス、アプリケーションと、それを支えるプラットフォーム
5/20	Research and emerging technologies, terminology, and definitions	研究と最先端技術、用語と定義
6/20	Security, privacy, trust and identification for IoT and SC&C	IoT とスマートシティ・コミュニティのためのセキュリティ、プライバシー、トラストと認証
7/20	Evaluation and assessment of Smart Sustainable Cities and Communities	スマートで持続可能なシティ・コミュニティの評価とアセスメント

4.4 Review Committee

ITU-T レビュー委員会 (Review Committee)最終会合報告

一般社団法人情報通信技術委員会 代表理事専務理事

まえだ よういち
前田 洋一



1. はじめに

2016年7月15日にITU-Tのレビュー委員会（Review Committee）会合が、7月18日から22日までTSAG（Telecommunication Standardization Advisory Group）会合がジュネーブのITU本部タワービルにおいて開催された。筆者は、レビュー委員会の議長としての対応と、TSAG会合におけるWTSA-16総会（世界電気通信標準化総会：World Telecommunication Standardization Assembly）に向けたAPT（アジア・太平洋電気通信共同体）準備グループの代表として参加した。本報告では、7月15日に開催されたレビュー委員会の最終会合となる第7回の会合結果を概説する。



■写真1. ITU本部タワービル



■写真2. RevCom議長（筆者）とTSBカウンセラ（Jamoussi氏）

2. レビュー委員会設立の背景

レビュー委員会はWTSA-12の決議82により新設された。その設立の背景としては、ITU-Tが近年の技術革新や市場要求に対応した標準化活動を推進する上で、現状のITU-Tの研究専門委員会（SG）体制や作業方法が適切なのか？また、ITU-TとITU-RやITU-D、更に他の標準化組織との連携や協力の仕方について改善すべき課題はないのか？などの問題意識があった。近年のITU-T標準化活動における特徴は、標準化領域が従来のICT分野から異分野・異業種にまたがった広範囲に拡大し、旧来のICT分野だけでなく、電力、自動車、医療、農水産業やアカデミアを含む多種多彩な分野（verticalsと呼ばれる）との連携が必要になっている。それらの代表的な課題としては、ICTと環境、M2M（Machine-to-machine）、E-health、Smart grid、Intelligent Transport System（ITS）などがあり、これら業界横断的な課題への対処にあたっては、ITU-Tの組織的枠組みでは、Lead Study Groups、Joint Coordination Activities（JCA）、Global Standard Initiative（GSI）、Technical and Strategic Review（TSR）、更にFocus Groups（FGs）などを設置して対処してきたが、これらの作業方法が効率的に機能しているかを検証する必要があった。また、WTSA-12では、現状の10SG体制を維持することが合意されたが、未だに、SGの統合再編を求める声もあり、SGとTSAGを含めたITU-Tの組織再編を建設的に行うことが期待された。これらの認識のもとで、レビュー委員会は今回研究会期（2013年～2016年）においてITU-Tの標準化戦略と組織構成を見直すために設立された。

3. レビュー委員会最終会合の主要結果

今回のレビュー委員会は第7回目の最終会合であり、その主目的は、WTSA-16総会に向けた報告書案の承認である。レビュー委員会は2012年末の設立以来、3年半にわたり活動を行ってきたが、今会合でその活動成果のまとめと提言をWTSA-16への報告書として完成した。

レビュー委員会の活動報告は、2016年10月25日～11月3日にチュニジアで開催予定のWTSA-16にて報告され、その活動を終了することになる。レビュー委員会の役割は、WTSA-12決議82にまとめられており、付録1で示すように、「ITU-Tの標準化体制に関する戦略的かつ組織的な検証と他の標準化機関との協調連携の枠組みの検討」である。

レビュー委員会の検討を通じての活動成果としては、以下の9項目にまとめられる。

- (1) ITU-Tの標準化体制と協調活動に関するアンケート調査：ITU-Tの現状の問題点を明らかにするため、ITU-Tメンバーに対するアンケート調査を行い、レビュー委員会としての検討課題の整理を行った。アンケート回答を分析し、他の標準化機関との協調連携の実現方法や既存の様々な検討体制の見直しによる標準化活動の効率化の必要性が認識され、TSAGの中に、標準化連携強化、作業方法改善、SG再編をそれぞれ検討するラポータグループを構成することとなった。
- (2) SG活動モニタリング評価の実施：ITU-Tの各SGの活動の検証のためには客観的な活動評価データが必要であり、勧告草案などの成果物の出力数、寄書文書などの入力数、他機関とのリエゾン文書の交換数、実働作業項目数など、標準化活動に関する統計データを自動で集計できるシステムを構築した。これらのデータを基に各SGの活動検証を実施した。
- (3) ITU-Tの協調連携機構の検証：ITU-Tには他の標準化機関との協調連携のためのメカニズムとして、Focus Group（FG）、GSI、JCA、Inter-sector Rapporteur Group（IRG）などの様々な検討グループの形態があり、あまりに多くのグループが存在したことから、それらの必要性を含めた運用管理と活動検証を行うこととなった。検討の結果、Focus Groupの活用の有効性を確認するとともに、TSAGによる様々なグループの運用管理とその活動検証の継続が必要との認識に至った。
- (4) Technology Watchレポートの更なる有効活用：ITU-T事務局で実施してきた標準化のための技術革新に関する調査（Technology Watchレポート）の有効性が評価され、より広い活用を図るためにTechnology Watch運営委員会を構成することとし、運用はメーリングリストにより行うこととした。
- (5) CTO会議の活用：市場要望や革新的な話題に沿った標準化を推進するために、各企業のCTO（最高技術責任者）の意見を収集し、標準化戦略に活用することとした。レビュー委員会ではCTO会議の結果を踏まえ、以下の8つの課題を今後のITU-Tの標準化戦略課題として取り上げ、新課題の発掘に貢献した。
 - ・ Internet of things（IoT）
 - ・ Video
 - ・ Software defined networking and network function virtualization
 - ・ Intelligent transportation systems

- ・ 5G systems
 - ・ Service interoperability in fixed-mobile hybrid environments including IoT
 - ・ Trusted information infrastructure
 - ・ Open-source solutions
- (6) ITU-T研究委員会の再編検討：SG再編におけるハイレベル原則として以下の7項目を提案し、TSAGでのSG再編案検討に反映された。
- ・ Optimized structure
 - ・ Clear mandates
 - ・ Enhanced coordination and cooperation
 - ・ Cost-effectiveness and attractiveness
 - ・ Efficient and productive working methods
 - ・ Timely identification of standardization needs
 - ・ Support for bridging the standardization gap
- (7) フォーカスグループ (FG) のためのガイドライン：FGでの成果文書をその親SGに効率的に移管するためのガイドラインを作成し、勧告A.7の付録Iとして追加し、勧告改訂のTSAGでの合意に反映された。
- (8) 標準化戦略策定機能の実現：産業界や政府にとっての標準化戦略的に重要な新規課題の発掘のために、TSAGの中に標準化戦略策定機能を実現することを提案し、新たな標準化戦略検討のラポータグループを構成することとなった。
- (9) 「垂直型」SGの設立：ITS、IoT、次世代5Gモバイルなどの課題を扱うには「垂直型」SGの構成が適しているとの提案を基に、2015年6月のTSAG会合で、研

究会期途中でのIoTに関する新しい研究委員会SG20 (IoT and its applications including smart cities and communities) が設立された。

上記の9項目をレビュー委員会の成果として確認するとともに、今後のWTSA-16において、以下の4つの項目の具体化を検討することを提案している。

- ・ TSAGによるSG活動モニタリングの継続
- ・ SG再編のハイレベル原則を基にしたWTSA-16におけるSG構成の実現
- ・ CTO会議及びTechnology Watchレポート成果活用
- の継続
- ・ TSAGによる現状の協調連携機構と各種グループの検証の継続

4. おわりに

以上により、レビュー委員会はWTSA-12決議82で示された当初の目的を達成したと評価され、レビュー委員会の活動は終了することが合意された。今後はレビュー委員会の機能は、TSAGにおける「標準化戦略」、「連携強化」、「作業方法」などの検討ラポータグループの活動により継続していくことが合意された。レビュー委員会で合意した報告書案については、2016年7月18日から開催のTSAG会合でレビュー委員会議長として報告を行い、無事終了することができた。

レビュー委員会の終了に当たり、レビュー委員会の副議長を含むマネジメントメンバーに対してレビュー委員会議長からの感謝状を贈呈した。(写真3)



■写真3. レビュー委員会マネジメントメンバー集合写真

付録1：レビュー委員会の役割（WTSA-16決議82より）

レビュー委員会が何を検討するのか？については、決議82に定められたレビュー委員会の委託事項（Terms of Reference）の記述を基に整理すると以下のとおりである。

1. 現在及び未来の標準化環境を考慮しつつ、セクターの継続的發展を促すとともに、市場の需要に応え得るタイムリーかつ適切な成果に対する要求の高まりに対応することを目的として、ITU-T現状体制の妥当性を調査する。
2. 他の標準化団体との現在の協調及び協力メカニズムを検証し、改善案を提案する。
3. 世界的な標準化状況の急速な変化と、消費者/ユーザーのグローバル標準に対する必要性の急速な高まりを考慮し、ITU-Tと他の標準化団体との協力のための既存のモデルを検証する。
4. 標準分野での進化する役割と責任を明らかにし、相互尊重に基づいた協調と協力の新しいあり方を提案する。
5. ITU-T標準規格と他の標準化組織の標準規格との対立を最小限に抑える視点を持って、標準化組織との協同を強化するための方法と手段を明らかにする。
6. 相互運用性を容易にし、更なる革新を促進するITU-Tにおける標準規格開発のための原則の勧告を考案し提案する。
7. 検証を実施するための作業計画を作成する。
8. 憲章第14A条*に従ったITU-Tの戦略計画作成に向けたTSAGへの入力が行えるよう、タイムリーな方法で、その最初の検討を実施する。
9. レビュー委員会はこの総会によって確立され、そのレポートはTSAGを通じて、変更を加えることなくWTSA-16に提案する。加えて、レビュー委員会は定期的にTSAGへ進捗を報告するとともに、その進捗報告に対するTSAGからの意見を考慮する。
10. 憲章第14A条*で記されているTSAGの役割と機能を考慮し、レビュー委員会は、特に、短期的に実施または実装可能な特定のアクション、及び/または、全権委員会議での決定に向けTSB局長からのレポートによって伝えることができる事項を特定するよう、TSAGにレポートを提供する。
11. レビュー委員会には、ITU-T加盟国、セクターメンバーとアカデミアのITU会員のみならず、他の組織の代表者と専門家も参加することができる。
12. 地域の参加を強化するために、レビュー委員会は、ITU-Tの地域研究グループを含む既存のITU地域グループと一緒に作業し、彼らの寄書を考慮しなければならない。レビュー委員会はTSB局長と連携し、それぞれの適格な途上国から1名の参加者のフェローシップを保証する。
13. レビュー委員会は英語、もしくは、その要請が出された場合は公式6言語で行う。TSAGレポートは、国連の公式6言語で翻訳される。
14. レビュー委員会の会議はペーパーレス化し、決議32に基づいて電子的作業方法を使用する。
15. このレビュー委員会はTSAGの直前に開催される。
16. 各レビュー委員会会合の開催期間は3営業日を超えない。
17. この検討委員会の管理チームは、議長と公平な地理的配分を考慮した6名までの副会長で構成される。
18. レビュー委員会の最終報告書は、WTSA-16前の最終TSAG会合までに、翻訳し、提出される。レビュー委員会はWTSA-16が更新を決定しない限り2016年で終了する。

*憲章第14A条とはITU憲章（Convention of the International Telecommunication Union）における1章第14条で、TSAGのミッションを規定している。